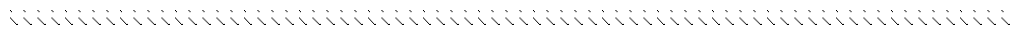


令和5年 第3回
本別町議会定例会会議録



自 令和5年 9月 5日
至 令和5年 9月14日

本別町議会

令和5年本別町議会第3回定例会会議録（第1号）

令和5年9月5日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第53号	令和5年度本別町一般会計補正予算（第9回）について
日程第 7	議案第54号	令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第 8	議案第55号	令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
日程第 9	議案第56号	令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
日程第10	議案第57号	令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について
日程第11	議案第58号	令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第12	議案第59号	令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第13	議案第60号	令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第53号	令和5年度本別町一般会計補正予算（第9回）について
日程第 7	議案第54号	令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第 8	議案第55号	令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
日程第 9	議案第56号	令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第

		2回) について
日程第10	議案第57号	令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算 (第4回) について
日程第11	議案第58号	令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回) について
日程第12	議案第59号	令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2 回) について
日程第13	議案第60号	令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第2回) について

○出席議員(12名)

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	宮口淳哉	健康・こども課長	高橋紀尊
建設水道課長	加藤勉	企画財政課長	松本秀規
未来創造課長	野崎昌也	老人ホーム所長	前佛清治
国保病院事務長	小川芳幸	総務課主幹	上原章司
建設水道課主幹	小出勝栄	総務課主査	石川雅康
教育長	高橋哲也	教育次長	武田敏英
社会教育課長	千代孝徳	農委事務局長	舛舘憲
代表監査委員	井出英彦	選管事務局長	三品正哉

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和5年第3回本別町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、梅村智秀議員及び丑若浩行議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

令和5年6月14日第2回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は、本日9月5日から9月15日までの11日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から9月7日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。本日までに2件の提出がありました。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情。以上1件については、議会運営基準138運用例1によることとし、本別町林活議連の発議に向けた取り扱いを予定いたしました。

次に、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の採択を求める陳情。以上1件については、議会運営基準138運用例6によることとし、議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。提出議案中、認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員で構成する令和4年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9月5日から9月15日までの11日間とすることにしたいと思
います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月5日から9月15日までの11日間とすることに決定
をいたしました。

お諮りします。

議事の都合により、9月6日から11日までの計6日間を休会にしたいと思
います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から11日までの計6日間を休会とすることに決定をいたしま
した。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第12号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることにつ
いて、報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 報告第12号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害
賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、道路側溝の補修作業中における公用車両の事故であります。

令和5年4月4日午前9時45分頃、公用車両である0.45立方メートル級バック
ホーが、中川郡本別町押帯19番地2路上において、道路側溝の補修作業中、公用車両
前方に設置されているブームを電線に接触し破損させたものです。

事故後直ちに所有者へ謝罪と破損状況を確認し、8月14日に示談が成立し、民法第
695条の規定に基づき和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第
1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

和解の相手方については、記載のとおりです。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金130,284
円と定め、本別町が所有者に対し、支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、全額町村有自動車損害共済金により賄われま

す。

今後は、このような事故を起こさないよう、より一層作業時には安全運転に努めてまいります。

以上、報告第12号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

次に、報告第13号令和5年度本別町一般会計補正予算（第8回）について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第13号専決処分報告。

令和5年度本別町一般会計補正予算（第8回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,440万1,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金13万1,000円の増額補正は、先ほど報告いたしました作業車の電話線損傷事故に係る損害賠償金として支払うものであります。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入13万1,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から、令和5年7月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、令和4年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書が、教育長から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生常任委員会の各委員長から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、議員派遣結果報告書が議会運営委員長及び新任議員研修会参加議員から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、委員派遣結果報告書が広報広聴常任委員長から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和5年度第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の令和5年度第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、令和5年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第5 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 令和5年本別町議会第3回定例会開会に当たり、行政報告をさせていただきます。

はじめに、令和5年度普通交付税の算定結果について報告いたします。

7月28日に総務省から普通交付税の算定結果が示されたところでありますが、本町は、対前年当初算定比0.3%、964万1,000円増額の28億9,969万8,000円となり、5年連続の増額となったところであります。道内におきましては、交付団体である178市町村のうち134市町村で増額となっており、北海道町村での増加率は、対前年比1.2%、十勝町村では、同1.1%となったところであります。

昨年度より増額となった主な要因は、基準財政収入額では法人税割が減少したものの地方消費税交付金の増などにより367万5,000円の増額となった一方で、臨時財政対策債振替相当額の減や人口、面積に応じた包括算定経費の段階補正係数の増等により基準財政需要額も1,184万1,000円増加し、基準財政収入額を上回ったことによるものです。

一般財源の不足分を補う財政調整基金及び減債基金については、本年度の当初予算において合計3億3,000万円の取り崩しを計上したところでありますが、昨今の電気・エネルギー等の物価高騰による影響への対応のため、先の補正予算におきまして財政調整基金より4,082万9,000円の追加取り崩しを行なったところですが、今後の物価や地域経済の動向によってはさらなる対応が見込まれ、基金残高の減少は避けられない見通しとなっています。

国では国税収入が3年連続過去最高額を更新している状況であり、この数年はこれを背景に普通交付税の再算定を行ない、追加交付を実施しておりますが、地方財政においては一般財源ルールを堅持しつつさらなる歳出の改革、抑制に取り組むことが必要であるとされていることから、今後の動向には注視する必要があり、地方交付税総額への影

響を鑑みつつ、財政運営を行なっていかなければならないものと考えております。

これらの財政運営の方針といたしましては、地方財政対策、地方交付税制度の改正など国の動向を注視するとともに、基金依存度の縮小や経常経費の削減など、行政改革の推進により財政運営の安定化を図り、歳入に見合った歳出の原則のもと、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化の徹底が不可欠であると認識しているところでありますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、農作物の生育状況について報告いたします。

営農指導対策協議会での2回目の定期作況調査が9月中旬に予定されていることから、農業改良普及センターによる現在の農作物生育状況定期調査に基づき報告をさせていただきます。

本町の気象経過であります。植え付け期の4月、5月の平均気温が高く、降雨につきましても平年並みで推移していたものの、6月下旬ごろから気温の上昇によりまして農作物全般の高温障害や干ばつの影響が心配されたところであります。平年より早く生育されています。

小麦につきましては、JAの収穫作業が昨年より5日早い7月20日に始まり、7月26日に終了しています。乾麦で平均11.57俵、製品歩留まりにつきましては96.6%となり、11.17俵程度確保されました。

今後、天候に恵まれ収穫作業が順調に進み、良い出来秋が迎えられることを願っているところです。

次に、デジタル田園都市国家構想総合戦略について御報告いたします。

国では、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すデジタル田園都市国家構想の実現に向け、地域の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしており、そのため昨年12月にこれまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定し、閣議決定されたところです。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、国の総合戦略を勘案し、地域の個性や魅力を生かした地域が目指すべき理想像を再構築した上で、地方版総合戦略の改訂に努めることとされています。

こうしたことから、本町におきましても現在の第2期本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、デジタル技術を活用した地域の社会課題解決という国の構想に沿った本別町デジタル田園都市国家構想総合戦略へと改訂することといたしました。

その取組のため、まずはこれまで庁内組織として設置しておりました本別町まち・ひと・しごと創生推進本部を、本別町デジタル田園都市構想推進本部へ、地方版総合戦略等の策定・検証に当たる住民等の組織、本別町まち・ひと・しごと創生推進委員会を本別町デジタル都市構想総合戦略推進委員会へと改称したところです。

今後、本年度内での総合戦略の改訂を目指し、推進本部、推進委員会での検討を進めていくこととしておりますので、御承知おき賜りますようお願いいたします。

以上、本別町議会第3回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで、行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第53号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第53号令和5年度本別町一般会計補正予算（第9回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第53号令和5年度本別町一般会計補正予算（第9回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、各事業の実施見込みによる増額対応及び前年度事業決算による精算金の計上が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,841万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,281万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

2、歳出ですが、2段目の2款総務費、1項総務管理費、8目住民生活推進費、10節需用費、修繕料、街路灯42万6,000円の増額補正は、LED街路灯の故障が連続しており、今後も故障が想定されることからその費用を計上するものです。

その下、10目まちづくり推進費、18節負担金補助及び交付金、補助金、地域おこし協力隊起業経費100万円の増額補正は、現在活動中の協力隊員1名が町内で起業する予定であることから、その支援として計上するものです。

3行目の12目電算事務処理費、12節委託料、電算業務委託料、システム修正28万6,000円の増額補正は、令和6年度から賦課される森林環境税の対応のための住民情報システム改修を行なうものです。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節役務費合計3万9,000円の増額及び、1つ飛んで18節負担金補助及び交付金、補助金、エネルギー・食料品等物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金318万円の増額補正は、給付金の対象世帯数の増加による必要経費を計上するもの、22節償還金利子及び割引料合計587万4,000円の増額補正は、前年度事業費確定により障害者自立支援給付費及び障害者医療負担金について、国及び北海道に返還金が生じたため計上するものです。

11ページ、12ページをお開きください。

2段目の2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、7節報償費、奨励金、視察参加19万1,000円の増額及び8節旅費、普通旅費13万6,000円の増額補正は、特別養

護老人ホーム建て替えの検討における先進地視察のため、町民ワーキンググループ委員及び職員の旅費を計上するものです。

2目介護保険費、22節償還金利子及び割引料、過年度国庫負担金補助金返還金20万4,000円の増額は、前年度事業費確定により低所得者保険料軽減負担金の返還金が生じたため計上するものです。

3段目の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、22節償還金利子及び割引料合計18万5,000円の増額補正は、前年度事業費確定により子育てのための施設等利用給付交付金及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金補助金について、国及び北海道に返還金が生じたため計上するものです。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費、修繕料、車両74万7,000円の増額補正は、太陽の丘循環バスのうち1台のヒーター故障により修理が必要となったことからその費用を計上するもの、12節委託料、電算業務委託料、システム修正25万3,000円の増額補正は、コロナウイルスワクチンの秋接種開始に向けた接種券交付等の対応のため健康管理システムに改修が必要となるためその費用を計上するもの、その下、18節負担金補助及び交付金、補助金、不妊治療費助成事業費240万円の増額補正は、助成申請件数の増加によるものです。

その下、2目母子保健費、10節需用費、燃料費、ガソリン2万6,000円の増額、11節役務費、自動車損害保険料、任意4万円の増額、13ページ、14ページをお開きください。

上段の2行目、13節使用料及び賃借料、借上料、車両37万7,000円の増額補正は、出産・子育て応援交付金事業の相談支援業務に係る車両の経費を計上するもの、1行目の12節委託料、業務委託料、産後ケア事業27万6,000円の増額補正は、事業受託事業者の増加による利用者増によりその費用を計上するものです。

その下、3目予防費、10節需用費、消耗品費3万円の増額、11節役務費合計9万3,000円の増額、12節委託料合計272万3,000円の増額補正は、コロナウイルスワクチンの秋接種開始による接種体制確保のためその費用を計上するものです。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業3,520万9,000円の増額補正は、健全な種子の安定供給対策事業として種バレイショの罹病率低減事業と、てん菜から需要の高い作物等への転換事業、労働負担軽減対策事業として作業機械の導入と、豆類等の安定生産対策として新品種導入事業の4事業について補助の採択があったことから計上するものです。

その下、5目農地費、13節使用料及び賃借料、借上料、重機207万7,000円の増額補正は、8月上旬の降雨による排水路の土砂流入等の対応のため重機借り上げが増加していることからその費用を計上するものです。

15ページ、16ページをお開きください。

上段の8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、10節需用費、修繕料、車両178万6,000円の増額補正は、車両の所管替えによる車検整備費用の

増額と、道路パトロール車の事故による修繕料を計上するもの、その下、11節役務費合計4万9,000円及び26節公課費9,000円の増額補正は、車両の所管替えによる諸経費を計上するものです。

その下、2目道路維持費、13節使用料及び賃借料、借上料、各種機械590万円の増額補正は、路肩の補修や倒木の処理等に使用する道路維持作業用機械の使用頻度が増加しており、今後も降雨等による障害が想定されるため増額するものです。

2段目の4項都市計画費、2目公園費、12節委託料、調査設計委託料、都市公園安全・安心対策事業78万3,000円の減額補正は契約執行残の調整によるもの、14節工事請負費、都市公園事業、都市公園安全・安心対策事業78万3,000円の増額補正は、本別公園の遊具整備事業促進のため増額するものです。

17ページ、18ページをお開きください。

上段の3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料、学校施設30万円の増額補正は、本別中学校のトイレ暖房等の修理を行なうもの、2行下、17節備品購入費、学校管理用備品、本別中学校38万4,000円の増額補正は、電気温水器の故障により交換が必要となったことからその費用を計上するものです。

下段の5項保健体育費、1目保健体育総務費、1節報酬2万円の増額、8節旅費合計14万2,000円の増額及び10節需用費、消耗品費、参考図書6,000円の増額補正は、全国スポーツ推進委員研究協議会出席に伴う諸経費を計上するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして5ページ、6ページをお開きください。

1、歳入ですが、2段目の14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金57万円の増額及びその下の2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、2行目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金103万5,000円の増額補正は、コロナウイルスワクチンの秋接種実施に係る事業費に対する負担金、補助金をそれぞれ計上するものです。

同じく1節保健衛生費補助金、1行目の妊娠・出産包括支援事業補助金13万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました産後ケア事業の事業費増額に伴う補助金の増額を計上したもの、3行目の出産・子育て応援交付金205万7,000円の増額及びその下、15款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金102万8,000円の増額補正は、出産・子育て応援事業の10月以降実施分に係る国・北海道の補助金を計上するものです。

同じく、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金3,520万9,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました種バレイシヨ罹病率低減事業等4事業に対する補助金を計上するものです。

下から2段目の16款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金、配当金、本別町森林組合21万9,000円の増額補正は、本別町森林組合より令和4年度決算に係る出資配当金があったため計上するものです。

7ページ、8ページをお開きください。

上から2段目の20款諸収入、2項貸付金元利収入、1目民生費貸付金元利収入、1節社会福祉費貸付金元利収入、ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入37万5,000円の増額補正は、平成11年度の貸付金が繰上償還されたことから計上するものです。

その下、4項1目7節雑入、町村有自動車損害共済金5万円及び損害賠償給付金130万円の増額補正は、歳出で説明いたしましたパトロール車の事故に対する保険給付金を計上するもの、3行目の医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金5万円の増額補正は、北海道の物価高騰対策支援事業による児童発達支援センターに係る支援金を計上するものです。

以上、歳入を終わりました、次に、4ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費ですが、2款総務費、1項総務管理費、事業名、森林環境税賦課徴収に係るシステム修正事業286万5,000円は、歳出で説明いたしました住民情報システム改修の完了予定が令和6年5月頃となる見込みであることから、翌年度に繰越すものです。

第3表、債務負担行為補正ですが、新たに債務負担行為とする事業を追加するものです。

事項、本別テレビ中継局放送機器更新工事。期間、令和5年度より令和7年度。限度額5,948万7,000円で、美里別高東にあります本別テレビ中継局の機器更新に当たり機材の調達等に相当の期間を要するため、2年程度の工期により工事を実施するため事業を追加するものです。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第9回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、繰越明許費など一括といたします。

高橋議員。

○9番（高橋利勝） 歳出の9ページ、10ページ、10目のまちづくり推進費で、補助金として地域おこし協力隊起業経費100万円がありますが、この内容について、もう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

概要につきましては、本別町地域おこし協力隊卒業後、本町の新たな担い手として町内で起業する者1名に対しまして、本別町地域おこし協力隊起業経費補助金交付要綱に基づきまして、補助金を交付するものになります。この要件としましては、協力隊員として活動期間が2年以上で卒業後1年以内に起業するものとなっております、その経費につきましては、特別交付税として財政措置されるものとなっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 13ページ、14ページの3目予防費の新型コロナワクチン秋接種の件なんです、秋接種ということで、今回のワクチンはXBB株対応1価メッセ

ンジャーRNAワクチンで間違いないと思うんですが、もし違ったら後から訂正お願いします。

今流行ってるコロナ、XBB株から変異株EG5系統に移行して、それが主流となっておりますが、このワクチンを打つ必要性について伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 使用ワクチンにつきましては、ファイザー社のオミクロン株XBB. 1. 5対応の1価ワクチンであります。

このワクチンを打つ必要性なんですけれども、一応国の事業でこのワクチン接種を進めておりまして、この国の示すワクチンを使用するということが必要だということで進めてまいります。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今、国の事業でということでしたが、ワクチンを打っても実際町内でも病院、介護施設でクラスターが起きていますが、ワクチンの効果あるのかないのか、また、打つメリットについてどのような認識なのかお聞きします。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） クラスターとかも発生していてコロナにかかる方がいらっしゃるということなんですけれども、重症化しないっていうところではメリットがあるのかなと考えてはおります。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 予防接種の健康被害について、1977年から予防接種の健康被害救済制度始まっているんですが、今までの全てのワクチンで3,522件認定されているのに対して、この新型コロナワクチン4,098件認定されています。

死亡認定数に関しても、全てのワクチンで151件、新型コロナワクチンで210件。これ2023年8月30日時点の厚労省によるものなんですけど、つまり45年間のあらゆるワクチンの被害認定をこの新型コロナワクチンたった二、三年で超えてしまっています。こういう情報は、町のホームページや広報などで判断材料の一つとして広く周知するべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） このワクチン接種につきましては、あくまでも国の事業で行なっているものでありますので、町独自というよりも、国からそういうことを指示がありましたらそういう形で進めたいと思いますけど、町独自では進める考えはございません。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 2点お聞きします。

1点目です。10ページ、まちづくり推進費、地域おこし協力隊起業経費、先ほど説明ありました。こちらの財源をお聞かせください。

2点目です。16ページ、土木費、道路維持費、13節使用料及び賃借料590万円、

こちら路肩の補修と木の処理というような説明がありました。何をどのように、何にいくら使ったのか、詳しい内容を聞かせてください。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

財源ですけども、先ほどもちょっと触れましたけども、特別交付税措置されるということで、財政措置されるというものであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

借上げの590万円の内容でございますが、まず8月の中旬にかけて雨が降ってございます。その中で、町道路線につきましては13路線、これは路肩の崩れ、または路面の補修等の部分の修繕として計上させていただいている分でございます。それと支障木に関しましては、今年の夏を中心に、現地パトロール等々含めた中で、通行として支障となる部分、これは全7路線、これは市街地というよりも多くは郊外の部分になりますが、7路線につきまして、繁茂している部分の枝落とし等の計上ということでさせていただいている部分でございます。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 申し訳ございません、もう一度答弁いたします。

金額の部分でございますが、最初にお話しました町道路線13路線につきましては、金額としまして、重機の借上げ等も含めまして221万1,000円計上させていただきました。

また、もう1路線、これは路線の中で、これは町道ふるさとの森道路でございますが、8月の最初の、先ほどお話しましたが6日7日にかけての雨の際に、道路ののり面部が崩壊している部分がございます、これも重機のスーパーロングのバックホーと10トンダンプということで、合わせまして138万6,000円計上してございます。

それと支障木の関係でございますが、7路線で計上させていただいてる金額としまして174万9,000円計上させていただいております。

あとその他の機械の一式ということで、本別沢道路の部分で路肩の崩壊という部分で276万5,000円計上させていただいているところでございます。合わせて590万円という内訳でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 再度お聞きします。

この7路線、夏に木が倒れていたということの計上だと思うんですが、パトロールで見つけたと。どのようなパトロール、いつどのぐらい行なった中でそれを見つけたのかお聞きしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

この7路線につきましてはいずれも郊外地でございますが、路線の場所につきまして

は押帯方面、美蘭別方面、あと仙美里方面、勇足方面という形になってございます。

通常うちのほうで道路のパトロール等は通常にしてございますが、これまでの中で当然パトロール中心で見つけた部分、あと町民の皆様からこの部分ちょっと通れないよというお話もいただいた部分もございます。その中で、あくまでも通常の道路通行するに当たっての枝が出ている部分ということで、通行に差し支える部分だけ进行处理したいということで今回計上させていただいている内容でございます。

通常、基本的にはパトロールということでうちの職員が回った中で、今回計上させていただいております。

パトロールの頻度というか、どのぐらい出てるかという部分でございます。すいません、今、答弁漏れで申し訳ございません。

通常の場合、月1回ということで定めておりますが、今補修作業等を毎日のようにやっております。

当然、その中でうちのパトロールを担当してるセンター長含めて、毎日現場のほうに出てございますので、その際に含めてパトロールもやっておりますので、月1回というよりも、最近であれば現場に出たときにはその辺の部分も含めて出ておりますので、そういう形で進めているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 今お聞きしたところ、パトロールだけじゃないと、町民からの要請もあったということが今出てきました。

先ほどから押帯、仙美里、勇足方面、あと町民の苦情と。この中で、何がパトロールで見つけて、どこが町民の苦情であったかをお聞かせください

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 10時52分 休憩

午前 11時05分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

先ほどの支障木の関係でございます。先ほど支障木につきましては7路線ということで、どのような形でということでございます。まず7件のうち地域町民からということでお話いただいている部分でございますが、これは2路線ということでなっております。場所につきましては仙美里環状道路、これにつきましては、奥仙美里のほうぐりりと一周巡回できる道路でございますが、その中の部分。もう1路線につきましては、勇足ラウンベ間道路、これは負簾、ラウンベのほうに向かっていく路線ということになってございます。その2路線、これは地域町民の方から連絡をいただきまして、計画路線ということで支障木伐採等ということで計上させていただいております。

あと残りの7路線のうち5路線でございますが、これはパトロールということで町職員、5路線巡回させていただいた中で計上させていただいております。

場所につきましては、押帯2横断道路、押帯3横断道路、これにつきましては本別士幌線、道道ですね、ちょうど押帯高台池田側、そちらの路線上りきる間、横断的に上がっていく道路、この部分でございます。あと美蘭別横断道路、これは美蘭別の奥にある路線でございます。そして4路線目につきましては、同じく美蘭別の活込横断道路ということで、そこの近くの道路でございます。あと美里別、これは17号道路、美里別地区の中にある道路でございます。この5路線につきましては、職員が巡回した中で通行に支障あるということで今回計上させていただいたところでございます。

いずれにしましても、方法としまして町民からいただいた場合に、地域町民からそのような電話をいただいて、その後私たち現場班、車両センターの職員が順次回って確認をした中で、必要のある部分は処理をしていくという形をとらせていただいております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 16ページ、農業費の18節補助金についてお伺いいたします。

この4事業ということでございましたけれども、その4事業の内訳と、またそれぞれの目的、目標をお聞かせ願いたいと思います。

またもう1つ、13節の借上料。この重機借り上げは、どなたが運用をしているのか、その実態をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

18節負担金補助及び交付金の補助金の部分でございます。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業でございますが、議員おっしゃるとおり4事業に分かれておりまして、一つといたしましては、健全な種子のバレイショの安定供給対策事業といたしまして、種バレイショの罹病率低減の取組ということで、33.73ヘクタール、5戸の農家の方が対象となっております。これはヘクタール当たり8万円の補助が出ておりまして269万8,400円となっております。

2点目ですが、こちらにつきましては、てん菜から需要の高い作物等への転換事業という形で69.02ヘクタール、22戸の方が対象となっております。金額といたしまして1,976万500円。

3点目といたしましては、これは加工用バレイショの収穫機を導入しております。労働力負担軽減対策という形で、こちらは1団体の方が使用するという形で3戸の方となっております。

国のほうの補助といたしましては、2分の1以内のリース事業となっております、補助対象経費1,980万円、税抜きで1,800万円になります。1,800万円の2分の1以内ということで、今回900万円の予算計上しているところでございます。

4点目につきましては、豆類等の安定生産対策という形で1団体の方が申請しております。こちらにつきましては、豆類の新品種の導入という形で50ヘクタールを申し込まれておりまして、これはヘクタール7万5,000円という形で375万円の補助を今

回の予算計上となっております。

その下の借上料でございますが、こちら8月の降雨によりまして、排水路の土砂埋塞等がありました。そこで明渠排水の土砂上げを行なう経費を計上しているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 重ねてお伺いいたします。

13節の重機借り上げてございますけれども、この借上料で申出のあった全ての農地復旧に対応できているのかお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

この部分ですが、農地を持たれてる方のところに入っている明渠排水路でございますが、連絡をいただきまして、職員が確認をして、緊急性があるというか、排水路が埋塞して流れが悪くなっているところを対応するという形になっておりますので、全てが対応できるという形ではございません。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 対応できない場合の、復旧の決定のその基準を、もう一度お聞かせ願います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 現地に赴きまして現地で把握させていただき、まだ流下能力があると踏んだ部分につきましては、その後のときに計上させていただくというような形をとっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは歳出からお伺いをいたします。

歳出9ページ、10ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費の18節負担金補助及び交付金318万円の計上で補助金、エネルギー・食料品等物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金ということで318万円計上がございます。こちら世帯数の増加という御説明をいただいたところでございますが、積算の内容と提案に至るその背景、経緯等について詳細お伺いをいたします。

2点目、ページ変わりました3款民生費の2項老人福祉費でございます。11ページ、12ページ、1目老人福祉総務費、うち7節報償費、8節旅費で奨励金視察参加19万1,000円、普通旅費で13万6,000円の計上がございます。御説明においては、特養老人ホーム等の先進地の視察ということでございました。こちら主にどういった特徴等を学ぼうというような趣旨での視察となっているのか、積算の内容と目的、視察地等についてお伺いをいたします。

続きまして、13ページ、14ページ、6款農林水産業費、1項農業費でございます。13節使用料及び賃借料、借上料で重機207万7,000円の計上がございます。こちら積算の内容についてお伺いをいたしますが、うちこの重機の機種また用途、また単価

等がわかるように御説明を求めます。

続きまして、15ページ、16ページ、8款土木費でございます。道路橋りょう費うち道路維持費の使用料及び賃借料、借上料で各種機械590万円の計上がございます。こちらにおきましても積算内容を、うち重機の機種や用途、またその単価等がわかるように御説明を求めるものでございます。

戻りまして歳入です。7ページ、8ページ、20款諸収入、2項貸付金元利収入、1目民生費貸付金元利収入、1節社会福祉費貸付金元利収入、ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入、平成11年度1戸ということで37万5,000円の計上がございます。こちらの6定においても繰上償還等の申し入れがあるというような御答弁いただいたところでございます。今回の計上につきましても繰上償還ということの御説明でございました。この提案に至るまでの経緯や収納に向けた取組等について、概要等をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の御質問に答弁させていただきます。

まず10ページのエネルギー・食料品物価高騰に伴う世帯支給の給付金のこれまでの経緯、背景というところでの御質問であります。こちらにつきましては昨年度行ないました電力・ガス・食料品の支給という形で、実績が1,059世帯ございました。この部分を当初予算として計上させていただいたところでもあります。

この昨年度行なわれました電力・ガス・食料品の物価高騰の給付金につきましても、今回の給付金と同じような対象基準という形でありましたので、この基準を用いたところでもあります。6月1日に住民税が確定をされまして、その後、1月から6月までの転入者についても支給対象となるという形でありましたので、そういった方々もピックアップをいたしまして、今回106世帯分を追加するという形で支給を考えております。内容につきましては今現在であります。8月の中旬にそれぞれプッシュ型で発送させていただいておりますが、この件数が既に1,051世帯ということで、対象となるであろう方について、郵送を行なっております。昨日現在で8割の方が申請をいただいているという形であります。

続きまして、12ページ、報償費と旅費の内容であります。こちらにつきましては、報償費につきましては、ワーキンググループ等の方々が実際にその施設を見ていただいて、肌で感じていただきながら、本別には今後どのような施設が望ましいのか、そういったことを検討いただく際に、やはり実際に見ていただいたほうが非常に効率よく協議できるのではないかとということで視察を考えております。また委員の中からも、やはり実際に見てみたいというような声がこれまでもありましたので、そういったところを尊重させていただくという形になっております。また旅費の部分であります。これまでは保健福祉の職員が視察という形で見させていただいておりますけれども、関係する財政ですとか、老人ホームの職員ですとか、建築の部局ですとか、そういった方々にもやはり見ていただいて関わっていただきたいというようなところから、新たに旅費を計上させていただいたところでもあります。

どういった施設を見ていくのかというところでもありますけれども、それぞれ今予定を

しておりますのは、札幌市と函館市の近郊にあります施設というところで、特徴的な事業を展開されているというようなところを考えております。まだ先方とは今後の日程調整、また受諾いただけるかというのは今後のお話になりますので確定ではございませんけれども、この予算が通った段階でそういったこちらの思い、また目的を告げながら、対応してまいりたいと考えております。

続いて、歳入の部分の7ページ、8ページ、ウタリ住宅のところであります。この予算提案に至るまでの経過でございますが、議案にも書いてありますとおり、平成11年の借りという形で、令和7年3月までの償還をいただくという形で、25年間でありました。議員御存じのとおり、若干、これまでも滞納がありまして少し遅れていた状態ではございまして、この間電話、また訪問という形、また面接など来ていただいていたというようなところもさせていただいた中で、7年3月までには全てお返しいただきたいというようなお話をさせていただいたところでもあります。これまでの双方の信頼関係といったところだと私は判断しておりますけれども、そういったお話を理解いただきまして、繰上償還に至ったというようなところがございます。繰上償還いただいたのは6月7日に納付をいただいているところがございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

14ページの13節使用料及び賃借料の重機借上料でございます。こちらにつきましては、用途は土砂の掘削作業に関わるものとなっておりますので、使われる機種といたしましては、バックホーの0.7立方メートル、鉄キャタピラーという機種になりまして、1時間当たり9,900円となります。一部土砂運搬等も出てきますので、10トンダンプトラック、こちらは1時間1万1,000円、重機を運搬するに当たりましてトレーラー、往復で3万5,200円となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

16ページの13節使用料及び賃借料590万円の内訳でございます。まず、計上している中の機種でございます。先ほど農林課のほうでも出てございますが、バックホーの0.2、これは小さい機種でございます。これは1日単価1万4,300円で重機借り上げしてございます。バックホーの0.7立方メートル級でございます。これは1日2万6,400円ということで借り上げさせていただいております。またバックホーの0.45、これはオペ付きです。自前でできない、業者をお願いするときに運転手付きというオペ付きでございますが、これにつきましては1時間8,800円の8時間ということで7万400円という形で借り上げさせていただいております。また、これらを運搬する等重機運搬車ということで、トレーラーやっております。これは10キロまで1回2万2,000円という形で計上となっております。あともう1つバックホーにつきましては、0.7のスーパーロングというものがございます。これは通常の同じ0.7のバックホーに比べまして、アームの部分と申すところ、その分が長くなっております。のり面部の深いところだとか、そういう部分に使用するためにやる機械でございますが、

これはスーパーロングということで長い部分でございますが、1日当たり13万2,000円ということで借上げをさせて計上させていただいております。

いずれもこの機種にあたりましては、主に先ほどお話もありましたけども、掘削等をするということで土砂上げ等に主に使用しているところでございます。基本的にはこのユンボ1台である程度掘る、ならず、叩くというようなことも全てできるような仕掛けになってございますので、それらの重機が多く今回計上させていただいている内容でございます。

あと支障木等伐採する機械でございますが、これにつきましてはバックホーの0.4級のバックホーにグラブまたはカッター、木を切断するという部分も含めて、して一体型の機械がございまして、これについては1日当たり5万8,300円ということで借上げ計上させていただいているところでございます。主に先ほど説明させていただきまして支障木の処理ということで、使用させていただいている機械となります。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは3款民生費の9ページ、10ページの負担金補助及び交付金、補助金の318万円についてお伺いをいたします。

こちら住民税の確定が6月1日になされた。その後の転入者等もということでございまして106世帯、こちらの非課税世帯等に対して一律3万円ということの給付がなされる事業でございますが、ということであれば、昨年の実績となる1,059世帯より1割程度上回っているということになりますが、うち転入者が増ということであれば、私がこれから申し上げることは該当しないと思うんですが、町内におけるそうした非課税世帯等が増えている、増加傾向にあると。人口が減っているにもかかわらず、人口世帯数は減っているにもかかわらず、件数としては増加傾向にあると捉えてよろしいのか、この106世帯の内訳をお伺いした上で御答弁を求めます。

続きまして、11ページ、12ページの3款民生費、こちら特別養護老人ホーム等の先進地の視察についてでございますが、札幌市と函館市近郊ということでございました。私さきにお伺いした中では、主にその何を見たいのかと、その特徴ですよね。その特徴的な事業運営をなされているということは当然視察の対象とされるのですから、そうであろうという推測は成り立つんですが、具体的にどのような運営等をなされているところを選定なされているのか。また、これらの委員さん等の、現在において検討されている委員等の中で、方向性としてどういうふうなところを学びたいとか、議論の経緯としてはこういう方向性になっているからこういうところを学びたいとか、そうしたその選定の合理性等を判断できるその背景等についてもお伺いをいたします。

続きまして、8款の土木費の部分でございます。御説明いただいた中で0.45のオペ付きの場合、こちら1時間当たり8,800円の8時間で7万400円と。もう1点、0.7のスーパーロング、アームが長いよということで、1日13万2,000円ということでございました。こちらは全て税込だろうと思いますが、税込で間違いはないのかという確認と、この2点については具体的に必要性ですよね。なぜ、町の直営の車両セン

ターでできない理由等とか、スーパーロングの場合の必要性等についてお伺いをいたします。

最後歳入についてでございます。御答弁いただいた中で経緯や背景等については理解ができました。御答弁の中で繰り返し使われていたので、御存じのとおり、若干遅れたとか、少しいつていうことで若干とか少しいつていうことが繰り返し形容されておりましたのでお伺いをいたしますが、町のこうした収納等についての感覚としては、多期にわたり数十万円単位のこうした遅れ等が出て、若干や少しというような認識でよろしいのか、こちらお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再質問に答弁させていただきます。

まず給付金のほうでございますが、こちらにつきましては当初1,059世帯を予定しておりまして、1,051世帯に対して給付金が支給される見込みといたしますか、であろうという方に対して既に発送させていただいております。この後、転入者等で給付金が当たるのではないかとというような世帯に対しまして、106世帯を新たに計上をさせていただいているところであります。今後課税状況、課税権が本別町にございませぬので、こういった状況を確認させていただきながら支給をさせていただくという形で、御質問にありました今回増えた分は転入者という形での内容になります。

また、研修視察のところではありますが、こちらのほうは何を見たいのかというところで御質問でありました。こちらのほうでは今考えておりますのが、複数のサービスを展開している事業者、同じ場所で複数の在宅サービスが中心になろうかと思っておりますけれども、そういったところを展開している事業者を見てみたいと考えております。委員の中でどういうところを学びたいかというところでこれまでの中にあつたのは、やはりこれもあれもつていうような形の中でお話が、少し総花的といひましようか、これもあつたらいいよね、あれもあつたらいいよねつていうようなお話が特に最初の段階では多くありました。それで実際にその施設を運営している方々の状況ですとか、施設の在り方ですとか、職員の方々のお話を聞いて、やはり現実的に本別町も人口規模も考えながら、こういったものがふさわしいのではないかとというような判断をしていただくというところで見させていただいたほうが基準になるのかなと考えておりましたので、そういったところを思っております。

歳入の若干というところでの数十万でも若干かというところではございますけれども、結論から言いますと若干という形ではないと私は思っております。発言の中では、若干というような、少しというような言葉を使わせていただいております。この部分につきましては、これまでの経過の中で、特に季節雇用の方であつたりつていうところで、仕事がないとき、また御家庭の事情といったところもお話を伺つておりましたので、誠意を持ってお支払いいただくというところでの姿勢は見せていただいておりますので、そういった部分、感情的な部分で、若干というような言葉を使わせていただきましたが、十数万円という金額は非常に大きなものであると考えております。以上であります。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

まず借り上げの中のそれぞれの単価でございます。これは税抜きなのか税込なのかという分については、税込価格となっております。

それと2点目、0.7のオペ付きの関係でございますが、通常この部分のオペ付きという部分の理由でございますが、それぞれの補修箇所の中で、職員対応でも当然、現場のほう修繕作業を進めておりますが、それが追いつかない部分等々あった場合には、業者に依頼をすることもございます。業者に依頼するときには当然オペ付きという単価のほうで今回計上させていただいているところでございます。

それとスーパーロング、先ほど同じ0.7のユンボの要はアームが長い部分の必要性という部分でございますが、通常の作業では主に先ほど同じ0.7の普通タイプといいたまいますか、アームが普通の部分の重機を借上をして作業をやっているときが多いです。今回のロングという部分では、今回の現場に当たっての場所、この分につきましてこれは先ほどお話しした、町道のふるさとの森道路ののり面部の部分でのりが深いということで、届かないということで現地で確認した中で、スーパーロングを使用したいということでやってございます。通常あまり頻度的には全く使わないということではないんですが、場所によってそういう場合があって届かないときには、こういう部分を特別にお借りするというか、借り上げさせていただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 11ページ、12ページです。4款の衛生費です。1目保健衛生総務費、18節補助金、不妊治療費、助成事業費240万円の計上がございます。この計上は当初よりの申請増ということですが、何件で、治療の内容を差し支えない範囲で伺いたいと思います。

次のページ、13ページ、14ページの母子保健費中、委託料、業務委託料、産後ケア事業27万6,000円。利用者増ということですが、利用されているケアの内容と利用されている事業所についてを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 18節負担金補助及び交付金、不妊治療費、助成事業の内容でございます。不妊治療につきましては、一般不妊治療ということで不妊検査、タイミング法、人工授精というのがございます。その他に特定妊娠治療ということで、体外受精、顕微授精、そして男性不妊治療というのがございます。一般不妊治療につきましては、年齢回数制限なしで10万円の補助となっておりまして、特定不妊治療につきましては、40歳までの方は6回で40歳以上43歳未満の方については3回ということで、治療費につきましては30万円までと限度となっております。

それで見込まれる数字なんですけれども、一般不妊治療が6件で60万円。特定不妊治療が6件の180万円、計240万円を計上させていただいております。

次に、産後ケアです。産後ケアにつきましては、訪問型と施設型という2つあります。

訪問型っていうのは、自宅に出向いていろいろ心身の不調や育児の不安を抱える母子を対象にしたケアをしていただきます。施設型については、施設に出向いてそのサービスを受ける内容になっております。

事業所につきましては、訪問型が芽室町のいのちのもり、施設型が医療法人社団慶愛となっておりまして、今回上士幌町のマミー助産院を新たに加えていきたいなと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） この不妊治療ですが、先ほど一般の治療が6件で60万円、特定が6件で180万円という御答弁だったんですが、不妊治療には高度な技術が必要な場合もあります。管内で行なわれるのかどうか。また、この治療に対する補助、全て上限額があると思いますが、高度な技術を要する場合には、交通費ですとか宿泊費ですとかかかる場合がありますので、かかる費用のどのぐらいの補助率なのか伺いたいと思います。

14ページ、産後ケア事業についてですが、芽室町の利用もあり、今度は上士幌の事業所も加えるということですが、そこまで事業所を、施設型を利用する場合の交通手段というのはどのようにしているのか。自分で行くということになると、交通費などが出るのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 11時42分 休憩

午前 11時43分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） お答えいたします。

先ほどどのぐらいの補助率かということだったんですけども、一応治療費に対して上限一般不妊治療の場合については10万円、特定不妊治療については30万円ということで、補助率というんじゃなくて一応上限を10万円と30万円に設けさせていただいております。

それとあと交通手段については、各自でその施設のほうに行ってくださいということになってございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 11時44分 休憩

午前 11時45分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時休憩をいたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康・こども課長の答弁からといたします。

○健康・こども課長（高橋紀尊） それでは答弁させていただきます。

一般不妊治療なんですけれども、この治療については様々な金額あるんですけど、大体私の手元にあるので1万6,000円何がしから、大体10万円ぐらいの間に治療費がなっております。

それで特定不妊治療のほうにつきましては、6万9,000円から多くて25万6,840円ということで、町で補助しております一般不妊治療10万円、特定不妊治療については30万円、この補助の中で治療費を払うことができるような形になっております。以上です。

そして交通費のほうについては、この補助のほうには入っておりませんので、今後、他の町村の状況を見て考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第53号令和5年度本別町一般会計補正予算（第9回）について採決をいたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号令和5年度本別町一般会計補正予算（第9回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第54号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第54号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第54号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度事業決算による繰越金の確定と、それに伴う基金積立金の増額補正が主な内容となっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,595万9,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,492万9,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中ほど2、歳出であります。6款1項1目基金積立金、24節積立金1,587万2,000円の増額補正は、令和4年度事業決算による余剰金を基金に積み立てるものです。これにより基金の残高は、令和4年度末現在9,405万7,000円に今回の積立金を加え1億993万7,000円となります。

下段の7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料8万7,000円の増額補正は、令和4年度保険給付費交付金の額の確定及び令和3年度災害等臨時特例補助金の額の確定に伴い返還金が生じたことによるものです。

上段1、歳入であります。7款1項繰越金、1目3節その他繰越金1,595万9,000円の増額補正は、繰越金の確定によるものです。

以上、令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 3ページ、4ページになりますけれども、ただいまの積立金の額が示されたところですけども、積立ての目標額についてはどのようなことになっているか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

特段目標額というのは用意してございませんが、毎年度の国保の経営ができるように、余剰金は積み立てる、取り崩すを繰り返していくところでございます。

ちなみにここ数年の基金の年度末の残高ですけども、おおむね5,000万円から1億円の間で推移していることをお知らせいたします。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 特に積立て目標がないということで、例えば医療費であれば1か月分の支払い相当額とか、そういうようなものがあつたように思うんですけども、一定の積立てをされた場合に有効活用等は考えられないのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

ちょっとごめんなさい、有効活用という部分でちょっと私の頭の中にはないのですが、基本的に皆さんから保険料をいただきましてその金額の中でやっておりますけども、現在北海道の中で統一の保険料を持って進めていくという計画もありまして、今後保険料

を増額していくことになろうかと思われまので、この後保険料増額に併せて基金のほうも取り崩しもありますので、特別、基金のほう何かに使う予定というのを今のところ持ち合わせておりません。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第55号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第55号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第55号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度事業決算による繰越金の確定によるものであります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,361万9,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中ほど2、歳出であります。3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金63万7,000円の増額補正は、令和4年度事業決算に基づく一般会計への繰出金です。

上段、1、歳入であります。3款1項1目1節繰越金63万7,000円の増額補正は、繰越金の確定によるものです。

以上、令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第56号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第56号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第56号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和4年度の決算に伴う精算が主な内容であります。

それでは 予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,068万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,589万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出であります。上段の3款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、12節委託料18万円の増額補正は、通所型介護予防事業、まる元運動

教室通所者の増加にともない、1クラスを追加開設することによるものであります。

次の段の4款1項1目基金積立金、24節積立金2,753万6,000円の増額補正は、前年度繰越金を介護保険基金に積戻しするものであります。

なお、今回の補正により現時点での基金残高は9,304万5,000円となる見込みであります。

次の段の5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料7,015万7,000円の増額補正は、前年度決算に伴う精算償還金で、介護給付費、地域支援事業費を国、北海道、社会保険支払基金にそれぞれ償還するものであります。

下段の2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金1,281万円の増額補正は、前年度決算に伴う一般会計への精算償還金であります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります、上段の2款分担金及び負担金、1項負担金、1目地域生活支援事業費負担金、1節介護予防・日常生活支援総合事業費負担金18万円の増額補正は、歳出で説明いたしました、まる元運動教室通所者増による利用者負担を増額するものであります。

下段の8款1項1目1節繰越金1億1,041万5,000円の増額補正は、前年度決算に伴う繰越金であります。

以上、令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第57号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第57号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第57号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホームにおける緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付額の確定による増額及び前年度繰越金の確定による減額が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,372万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、18節負担金補助及び交付金7,000円の減額補正は、執行残の係数整理によるものであります。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金913万円の減額補正は、事業執行見込みにより調整するものであります。

次の5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金10万円の減額補正は、令和4年度決算の確定によるものであります。

次の7款道支出金、1項道補助金、1目1節緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金922万3,000円の増額補正は、交付額確定によるものであります。

以上で、議案第57号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第58号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第58号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第58号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、配水管等施設の修繕料の増が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,128万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、2目維持修繕費、10節需用費53万8,000円の増額は、漏水や防除施設の修繕により支出が増えている状況で、今後の漏水や施設修繕を見込み、これらに対応するため増額補正するものであります。

上段の1、歳入ですが、3款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の53万8,000円の増額補正は、収支の調整によるものです。

以上、令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは歳出についてお伺いをいたします。

1款簡易水道費の10節需用費53万8,000円が、配水管等施設の修繕料といたしまして53万8,000円の計上がございます。

ただいまの御説明によりますと、漏水等が頻発しているというような御主旨の御説明

でございました。こちらの積算内容についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 回答いたします。

積算内容なんですけども、当初予算修繕料として150万円計上してきまして、今現時点で執行額134万5,000円執行しております。残額が15万5,000円となっております。それと今回の53万8,000円を足しまして69万3,000円ということで、その内訳としまして、漏水を2回分25万円分見まして、その他に、防除施設として2万7,500円程度を7件分、計69万2,500円ということで、残額が69万3,000円ということになるように積算しております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま御説明いただいたこうした排水管等の施設についてでございますけれども、おおむね設置や敷設からその何年程度経過しているようなものが多いのか、今年度の実績、提案前の実績等についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えいたします。

簡易水道は、仙美里、美里別、勇足等ありまして、敷設年度は管路に対しましては、施設も含めてまちまちなっております。平成に入ってからのもので多いんですが、今年の実績としまして、防除施設でも35か所程度で漏水は1か所で、配水池の機器修繕が1件ございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 当然敷設や設置についてなんですけども、まちまちなのはわかるんですけども、例えば直近の事例、今年度の事例として、一番新しいものでは敷設や設置から例えば5年のものがあるとか、おおむね全て15年以上経過したものであるとか、今回その提案の必要性について判断するに至って、直近のその事例、これ細かく1か所1か所お伺いするつもりはございませんけれども、おおむね傾向としてはどのような点についてお伺いしてございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えいたします。

防除施設等に関しては、平成一桁から10年代までに設置されております。その中で、壊れるとかまちまちなので、補正に関して、ここが壊れるっていう予測がつかないものになっております。大体例年はこれからの時期まだ壊れるのと、あと春先、3月のうちに何か所か壊れるということで計上しております。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第59号

○議長（篠原義彦） 日程第12 議案第59号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第59号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、処理場維持管理委託業者への車両の貸与が不要になったため、車両関係経費の減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,543万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費、10節需用費、修繕料、11節役務費、手数料及び自動車損害保険料、26節公課費、自動車重量税24万4,000円の減額は、処理場維持管理委託業者に対しマンホールポンプ所の維持管理に使用する車両の貸与をしていましたが、委託業者からの申し出で、自社で車両を用意したいとの要望を受け、貸与車両が不要となったため、当該車両の経費を減額するものです。

上段の1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の24万4,000円の減額は収支の調整によるものです。

以上、令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせて

いただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第60号

○議長（篠原義彦） 日程第13 議案第60号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 議案第60号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、電子カルテ用接続プリンタの購入に係る経費の計上が増額の内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

第2条、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,999万3,000円を3,031万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金2,305万5,000円を2,334万5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額693万8,000円を696万7,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出の第1款資本的支出を31万9,000円増額し、1億7,863万5,000円とするものであります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。資本的支出。

1款資本的支出、1項建設改良費、3目固定資産購入費31万9,000円の増額ですが、1節器械及び備品購入費におきまして、電子カルテ用接続プリンタ、現有機6台のうち使用頻度が高く、また、これまで故障頻度の高い2台を更新するための購入費用を計上するものです。

以上、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日9月6日から11日までの6日間は休会であり、9月12日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は本日から9月7日正午をもって締め切ります。質問のある方は締切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時09分）

令和5年本別町議会第3回定例会会議録（第2号）

令和5年9月12日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 篠原義彦 | 副議長 | 11番 | 柏崎秀行 |
| | 1番 | 宮本やよい | | 2番 | 加藤徹己 |
| | 3番 | 丑若浩行 | | 4番 | 水谷令子 |
| | 5番 | 梅村智秀 | | 6番 | 石山憲司 |
| | 7番 | 藤田直美 | | 8番 | 方川一郎 |
| | 9番 | 高橋利勝 | | 10番 | 阿保静夫 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------|----------|------|
| 町長 | 佐々木基裕 | 副町長 | 村本信幸 |
| 会計管理者 | 藤野和幸 | 総務課長 | 三品正哉 |
| 農林課長 | 篠原順彦 | 保健福祉課長 | 長屋和幸 |
| 住民課長 | 宮口淳哉 | 健康・こども課長 | 高橋紀尊 |
| 建設水道課長 | 加藤勉 | 企画財政課長 | 松本秀規 |
| 未来創造課長 | 野崎昌也 | 老人ホーム所長 | 前佛清治 |
| 国保病院事務長 | 小川芳幸 | 総務課主幹 | 上原章司 |
| 建設水道主幹 | 小出勝栄 | 総務課主査 | 石川雅康 |
| 教育長 | 高橋哲也 | 教育次長 | 武田敏英 |
| 社会教育課長 | 千代孝徳 | 農委事務局長 | 舛館憲 |
| 代表監査委員 | 井出英彦 | 選管事務局長 | 三品正哉 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------|------|--------|-----|
| 事務局長 | 中川雅之 | 総務担当主査 | 越後忠 |
|------|------|--------|-----|

総務担当主事 今 井 綾 香

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに5件の提出がありました。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・充実と就学保障の実現に向けた意見書、地方財政の充実・強化に関する意見書、肥料・燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書、以上5件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

2番加藤徹己議員。

○2番（加藤徹己） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問をいたします。

なお、一問一答細目方式はなしでございます。

持続可能な自治会運営に支援を。

質問要旨。

自治会運営は、会員減少や役員の高齢化、担い手不足に加え、コロナ禍でのイベント中止に伴う活動の低迷など、多くの課題を抱えています。

また、諸物価高騰の影響で、運営経費の負担が増加しています。

持続可能な自治会運営へのさらなる支援について伺います。

要旨の明細。

第1項、会員の加入減少への支援について。

第1号、自治会加入促進パンフレットを作成して、転入時に自治会加入の案内をする

などの考えはないか伺います。

第2号、増加するアパートオーナー等へ協力依頼をし、入居者の自治会加入促進を図ることができないか伺います。

第2項、役員の高齢化、担い手不足への支援について。

第1号、役員等への負担軽減のため、行政からの依頼事項を削減する方向で検討をする考えはないか伺います。

第2号、町職員も自治会の意義や重要性を理解し、自治会活動の活性化を推進する視点に立って職務を遂行し、職務を通じて自治会活動に関わることへの理解と関心を深めてもらうことが必要と考えるが、見解を伺います。

第3項、町奨励金及び交付金の見直しについて。

自治会では、おおむね7件の負担金等に加え、年6回の寄付金、賛助金等の集金がありますが、近年の諸物価高騰の影響を受けて、会員及び自治会運営にも負担が重くなっています。

また、コロナ禍から通常の自治会活動に戻りつつある中で、運営費支出の増が見込まれますので、今後の街路灯維持費の動向なども含めて、持続可能な自治会運営へのさらなる支援のため見直しが必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 加藤議員の、持続可能な自治会運営に支援をの御質問に答弁をさせていただきます。

自治会の皆様には、日頃より防災、防犯や福祉、環境美化など、安心安全で住みやすい地域づくりを目指す活動を継続されている中、町広報紙の配布や各種事業への参画など、行政と町民とのかけ橋となっただき、地方自治の一役を担っていただいているところであります。

御質問の1点目でありまして、会員の加入減少への支援についてであります。近年、自治会加入者の減少が一因となり、自治会の活動力が低下していることが全国各地で問題視されております。

本町におきましても、人口減少が進む中、自治会会員が減少している状況は各自治会の課題になっているものと認識しておりますが、あくまで自治会は地域住民が相互の親睦を図り、地域の課題解決を目的に自主的に組織された住民団体であるという点や、自治会への加入は個人の判断に委ねられる任意のものであるという点から、行政が個人やアパートオーナーに対して直接加入促進を図ることは困難であると考えております。

しかしながら、地方自治を進める上で自治会組織は不可欠でありますことから、転入者や未加入者に対して自治会の活動内容や、その必要性を周知するためのチラシ等を作成し、役場の窓口や各自治会で配布していただくなど、自治会連合会と協議しながら有効な取組を検討してまいります。

次に、2点目の質問であります。

役員の高齢化、担い手不足への支援についてであります。自治会の活動力が低下しているもう一つの要因であります。担い手不足による役員の高齢化も、各自治会が抱える大きな課題となっていることは私どもも認識しております。

各自治会の負担になりすぎないように配慮をしながら協力をお願いをしているところではありますが、今後も十分精査した上で、自治会の協力を得ていきたいと考えております。

また、町職員の自治会への関わり方につきましては、住んでいる地域の自治会活動には積極的に参加するよう日頃から指導しており、それぞれの自治会で役員を担っている職員も多数いるものと認識しておりますが、今後も地方自治を担う職員として、自治会の意義を十分に理解をし、積極的に関わっていくよう指導してまいります。

3点目の質問であります。

町奨励金及び交付金の見直しにつきましては、現在、各自治会へは活動推進や運営促進などを目的に、運営費交付金、事務費交付金、街路灯維持費交付金を交付しており、運営費と事務費につきましては予算の範囲内で均等割や戸数割により交付をし、街路灯維持費につきましては実績額の9割を交付しております。

会員の減少や諸物価高騰、コロナ禍明けの活動再開などにより、自治会運営において資金面で課題を抱えている自治会があることは理解いたしますが、町財政におきましても、限られた予算の中で自治会活動が停滞しないよう一定程度の予算を確保して、事務費、運営費を交付しており、また、街路灯維持費につきましても、平成26年度に8割5分から9割に交付率を上げておりますことから、現時点では交付内容の見直しにつきましては論議を進めてございませんが、今後、さらに経済状況に変化があった場合には、その都度検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、よりよいまちづくりを進めるためには自治会との連携が非常に重要であると考えておりますので、今後とも持続可能な自治会運営となるよう、自治会への支援に努めてまいりますことを申し添え、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 答弁をいただきました。

再質問をさせていただきます。

1点目の第1項の加入減少の支援について、第1号の関係ですけれども、自治会の中では独自に加入促進に係るチラシ等を作成して、それを、会員勧誘の努力をしているところですが、非常に現在の自治会活動に対する考え方が変わってきておりまして、自治会の中では既に限界だと感じているところもございます。

そこで今回申し上げたのは、少しでも役場が、自治会加入についての町民への理解等を深めてもらうために、町が少しでも関わっていただくということで、自治会が加入、会員勧誘の訪問したときに、加入の向上につながるのではないかとという内容で質問を

させていただいています。

今後、チラシ等、町でも独自に作っていくような考えも示されましたので、これに期待をして、会員の加入促進を図っていききたいと。

十数年前までは自治会連合会の中で、本町に転入した人たちに戸籍の窓口で、あなたの居住する自治会の自治会長は誰々さんですよ、電話番号は何番ですよというそういう案内をしていただいていたはずです。これは、電話する、報告するというのは本人の自由ですから、ただ、役場の窓口でそういう声かけをしていただけないかなというのが、私たちが考えている内容でございます。これは、役場の窓口でこの一言を報告をしていただければ幸いですという、一言声かけてくれることによって少しは意識していただける。

転出したときもそうなのですけれども、いつ来たか、いつ転入したか、いつ転出したか分からないという、そういう部分がありましたので、この部分について、窓口でそういう手だてができないのかを再度伺いたいと思います。

2号目のアパートオーナーですけれども、いろいろと自治会の加入促進について、アパートや共同住宅については、それぞれの自治会がオーナーに掛け合って、そして居住費と併せて自治会費も集めていただくというような取組は、昔はやっておりましたけれども、最近のオーナーはなかなか、部屋の稼働率を上げるために自治会費を上乗せする、または自治会費を納めていただきたいという、そういうことがなかなか言いづらいということで、どうも非協力的な対応になっています。

また、アパートオーナーとか共同住宅のオーナー、それから運営会社がどこにいて誰なのかというのも自治会では把握できない部分がございます。そういう部分も併せて協力していただけないのかなという内容でございます。

何とかこういう取組を、自治会の中ではもう限界を感じていますので、そういう支援もする考えはないのかを再度伺いたいと思います。

第2項の役員の高齢化、担い手不足の支援ですけれども、第1号の役員等の負担軽減、これについては今度、自治会の担当が住民課に移行されました。

まちづくりの中でも、町民生活に直接関わる多くの業務を担当しておりますので、より自治会活動に寄り添った支援が期待されるのかなということで、今回質問をさせていただいておりますけれども、この自治会への業務の依頼、要望ですけれども、この整理を今度、そんなに多い事業で大変だ、もうできないというわけではないのですけれども、役員の担い手、高齢化、その部分に含めて、少し整理をしていただくということ、できないかなということで質問をさせていただいております。

第2号の町職員も自治会活動に関わることへの理解と関心を深めてもらうということですが、答弁をいただきまして、折に触れて職員には自治会活動についての意義とか重要性についてはお話をいただいているということは伺っております。

最近の多くの持ち家の職員については、何らかの形で活動や役員などを担っていた

だいて活躍されているのは承知しております。今後も継続して自治会の意義、それから重要性などを職員に折に触れて話していただくことで、自治会費を納めないとか、自治会に加入すらしていないというような職員はもういなくなるのだろうな、いないのだろうなとなりますので、今後も続けてこれは取り組んでいく必要があると考えております。

3項目の補助金及び交付金の見直しについてでございますけれども、それぞれの自治会では、事情や状況は異なりますけれども、多くの事業を抱えている自治会もあります。

その中で運営費等の負担が大きい、この部分で先ほども述べましたように、自治会費を上げるということがかなり難しい状況でありますので、町に、この部分については見直しができないかということで提案しましたけれども、北海道の町内会連合会で自治会組織の調査をしておりますので、自治会の抱えている内容、それから運営費の中で不足している予算とか、増強していかなければならない財源とか、このことについてはもう把握はされていると思いますけれども、本町においても、これは同じ状況にあると思います。

不足している予算等については運営費、それから親睦団体ということもありますので、親睦交流事業等が挙げられておりますけれども、自治会によっては力を入れている事業がそれぞれありますので、その予算に組み込まれている部分が多くあって、大変厳しい状況の自治会もあります。

また、増強したい財源では、これが一番には行政からの補助金、交付金というのが挙げられております。

資源回収の売払い分については、各自治会の努力によってこれは改善されるものでございますけれども、資源回収の奨励金については、自治会の中では大きな財源となっておりますので、上位に挙げられております。

増強したい財源の上位部分は、見直しをする対象となるのではないかと考えております。この部分について、再度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 加藤議員の再質問について、お答えいたします。

項目ちょっと多かったので、もし答弁漏れがありましたらお知らせください。

まず1つ目の加入減少支援についてであります。各自治会でそれぞれチラシを作って努力されているということも承知はしております。

以前は、戸籍の窓口で転入者に対して、自治会長のお名前や連絡先等を伝えていたときもありましたが、現在はちょっと行なっておりません。

自治会長によりましては、自治会活動のために住民の氏名を知りたい、人数を知りたいということで戸籍のほうに閲覧に来られる方もいらっしゃると思います。

ころで毎年の出入りを確認していただいているというところもありますけれども、住民課の担当としまして、戸籍の窓口、住民課の窓口で自治会の会長のお名前や連絡先を教えることが可能ではないかと、また以前のように戻すことは可能ではないかと考えております。

ただ、教えても自治会の大切さ等までは伝えきれませんので、やはりそこはチラシ等を作成して、自治会とは何たるものか、どういったことが皆さんの生活に関わっているのかという点を理解してもらうためのチラシの作成というのは、非常に有効な手段かと考えております。

ホームページ等で各町村の状況を確認したところ、やはり地区の連合会ですとかと協力をして取り組んでいるところが多いという状況も多数存在しております。

現在、地区連合会ですとか町域全体をまとめている連合会とこういってお話はおきませんので、今後、自治会連合会とは協議をしていく必要があるのかなと考えております。

2番目でありますけれども、アパートオーナーへの対応でありますけれども、こちらに関しましては、昔はアパート経営者が町内の方で、アパートの近くに住んでいらっしゃる方がいて、家賃も現金で納めていただいているということで、オーナーと住人の方が関わる場があったようですが、最近はオーナーが町外であったりですとか、近くに住んでいないということで、現金の振込みですとか引落とし等で、なかなか接点を持ちづらいということもあります。

以前は、家賃に上乘せして自治会費を集めていたということもあったようですが、近頃ではなかなか、自治会への加入が任意ということで、オンして取られるのが困るという住民も出てきていることもネット等でも確認しておりますし、なかなか行政としましてはアパートのオーナー、どこの誰なのかを確認して自治会に伝えるということは、ちょっと行政の枠の中では難しいことかなと考えております。

あくまでも行政の立場としては、加入に関して、自治会費を納めることに関しては自治会と会員の地域に住まわれている方との間でやっていただくしかないのかなということもちょっと考えております。

3点目ですが、役員負担軽減であります。

こちらにつきましては、確かに福祉の取組ですとか各種事業の取組で各自治会のほうにお願いをすることが多かったという時期もありましたが、役員の高齢化ですとかも今始まった問題ではありませんので、以前からできる限り負担を軽減する方向で、できる限り役員の方々の手を煩わせないような取組になるようには気をつけて、軽減はしてきております。

おそらく役員の方で大変だというのが、広報配布時の、各種の併せて届けられるチラシ類を、会長が折込みをして渡すとかという仕事があると思いますけれども、こちらとしましてはできるだけそうならないように、お金をかけても印刷所のほうで折込みを

していただくですとかというほうに指導はしております。できる限り配布という部分だけで、折込み等の手間はしないような方向で各担当考えていますので、御了承いただきたいと思います。

先ほど、住民課のほうにこちらの自治会関係が動いて、手厚くなるのではないかという発言もありましたけれども、あくまでも役場どこの担当にありましても、自治会の活動は非常に重要な活動でありますので、今まで同様、住民課に移っても自治会の活動を支えるという点では変わりありませんので、今後ともよろしくお願いいたします。

4 番目です。職員の自治会への関わり方ですけれども、こちらも以前は確かに自治会に非協力的な職員がいて苦情も受け、そちらはできる限り皆さんで入りましょう、自治会に加わりましょうということで指導してきております。

現在の職員が全員加入しているかということまでは把握しておりません。未加入者ゼロかどうかはちょっと分かりませんが、こちらも4月1日の辞令交付時、新人の職員が入って町長の挨拶ですとか職員研修の際、もしくは課長等会議ありますので、その中でできる限り自治会のほうには加入をして関わるようにということで指導はしております。

今後とも未加入者ゼロに向けて、職員の取組は指導していきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

5 点目であります、交付金の関係です。

こちらにつきましても、以前のように町の行政の財政が100億円あった時代には、今よりもっと多くの予算をかけて、自治会のほうには交付金を交付してございましたけれども、現在の財政規模でどれぐらいが適度な予算なのかということで検討してまいりまして、ここ10年は現在の予算額を確保しております。

各自治会によって事業量が違うことは承知しております。取組の多いところもありますし、なかなか事業ができないところもあると思います。

ただ、事業の量に合わせて交付金を増やす、減らすというのがなかなか難しい点でありまして、どうしても戸数割ですとか均等割ということで、できる限り平等に、皆さんの自治会に町の予算が回るようにしております。

なかなか各自治会の財源の確保というのは大変だということも分かっております。自治会費上げるのも大変難しいでしょうし、なかなか収入源がないという中での資源回収というのは、非常に各自治会の財源としては有効な事業なのかなと思っておりますけれども、こちらの奨励金に関しましても、今後見直ししていくのかも検討していく必要があるのかなと思いますけれども、現時点で早急に上げますということまでは、まだ検討は進んでおりませんので、こちらのほうも御理解よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○2 番（加藤徹己） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5 番梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） それでは、質問に先立ちまして、天皇陛下、皇后陛下により9月16日、17日の2日間、御代替わりの後、初めての御来道となる行幸啓を賜ります。一北海道民として、この上なき光栄なことであり、ここに皇尊弥栄、そして改めて我が国日本、北海道、そしてこの本別町のますますの発展を願うものであります。

本日、お足元の悪い中、傍聴にお越しいただきました皆様、中継を御覧になられている皆様に対しまして、心よりの御礼を申し上げます。

より一層、町議会が皆様にとって身近なものとなるよう、一町議会議員としてますます努力をしていく所存でございます。

それでは、一問一答細目方式を採用いたしまして、通告済みの2問について一般質問を行ないます。

1問目、なぜ、公費で私道、わたくしどうでございます、私道約350メートルの整備。

質問要旨。

こちら本年7月と記載がございますが、施工自体は6月までに完了がしていたと。問題と露見したのが本年7月というところで補足をさせていただいた上で、本年7月、上押帯北4線道路及び延長の町道整備に際し、接道する町民所有の私道約350メートルも公費にて整備がなされた。

私道整備に使用された砂利だけでも大型ダンプ約30台、67万円以上となっているが、事実と所信をたず。

明細1番項、町の責任と負担において、整備、維持管理を行なう道路について、原則は町道指定等がなされた公道であり、私道は含まれていないと解するが、事実と所見を問う。

2番項、令和5年度は町道補修予算を増額し、本定例会においても町道維持に供する重機借上げ費用を増額する補正予算提案がなされたところであるが、現況、町道補修、維持管理は遅滞なく円滑に実施され、かつ十分な経費が確保されている状態であるのか、事実と所見を問う。

3番項、町道補修、整備等は道路パトロールや住民等からの申出によりなされることが大半であり、一定規模の町道補修、整備等は着工前に工期や作業範囲、作業内容や人員等について綿密な打合せの基に行なわれ、所管課内はもとより、相談者をはじめ地域、近隣住民等へも共有されるべきであるが、当該私道の整備についてはどのような経緯をもって着工、完工がなされたのか、事実と所見を問う。

4番項、当該私道整備に要した公費はどの程度となっているのか。要した人員、重機機械、燃料、資材、砂利等を含んだものでございます、等について明らかにされたい。

その上で、当該私道整備の必要性、妥当性、合理性についての所見を問う。

5番項、不当な公費支出に対しては厳正なる対応が求められることは当然であるが、当該私道整備の事実を町長が把握されたのはいつで、その後どのような事後対応を

行なったのか、事実と所見を問う。

以上。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の、なぜ、公費で私道約350メートルの整備について答弁をさせていただきます。

1点目ではありますが、原則、道路の整備及び維持管理につきましては町道認定路線としておりますが、私道であっても町管理施設に通じる路線など、町が現場を確認し整備が必要と判断した場合は所有者の了解をいただき、整備を行なっているところであります。

2点目についてであります。道路の状況や利用状況を鑑みながら適正に対応しているものと捉えておりますし、経費につきましても突発的な事由が起きない限り、今回、道路補修予算を増額させていただいた予算の範囲内で対応できるものと考えております。

3点目についてであります。経緯につきましては、昨年11月14日に地域の方から、地域内の坂道区間の道路が傷んできているとの情報提供を受け、今年の春に車両センター職員が現地を確認をし、整備が必要と判断したことから、6月9日に着工、6月13日に完工しておりますが、その後、7月28日に地域のほかの方からの問合せがあり、改めて図面を確認した結果、そこで初めてその路線が私道であることを認識したところであります。

4点目についてであります。当該私道整備に要した費用は、人員が職員4名、使用機械はバックホー0.45立米が1台、10トンダンプ2台、使用した燃料が軽油450リットル、資材は砂利が180立米使用し、その額は86万2,000円であります。

結果としては、先ほど答弁させていただいたとおり、私道350メートルのうち150メートル区間は町管理施設があることから、管理用道路として従前から町が維持管理をしている道路でありましたが、残りの200メートル区間は誤認により整備をしてしまったものであります。

なお、誤認により要した費用は49万2,000円となっております。

5点目についてであります。担当課長よりこの件の報告を7月31日に受け、事実を把握したところであります。

その後の対応といたしましては、担当課長が自治会役員及び地権者に対し、事実関係を説明するとともに直接謝罪を行ない、この件につきましては改めて御理解をいただいていると受け止めていたところであります。

今回、職員の誤認により、関係各位に大変御迷惑をおかけしたことは誠に遺憾であり、今後このようなことがないよう、担当職員はもちろんのこと、関係職員に対し指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項について再質問を行ないます。

こちら御答弁いただいた中では、公道以外であっても町道以外であっても、町が管理をすべき公的な施設等がある場合は町の責任と負担において維持管理を行なっていくというようなお考えが示されたところであります。

そこについての御説明の前にとということですが、では原則については当然のことながら公道に限られるというところで、まず間違いがないのかという点でございます。

なるほどこの御説明をいただければ、当然その私道を使用しなければ町による公的施設の維持管理ができないということであれば、そのような道理も通るのかなと理解したところでございますが、当然のことながらそうした場合、先ほど御答弁では地権者の了解をもらいながらということですが、当然公的施設の管理に関しまして、ではどのような期間であるとか方法であるとか、そういったことについては当然のことながら地権者等と契約というものを締結すると理解してよろしいのかお伺いをいたします。

併せて、こちらの当該私道については、ではどのようになっていらっしゃるのかという点についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

1点目の中で再度、原則、町道の整備及び維持管理については町道路線としている部分ということで間違いはないかという部分でございます。これについては議員おっしゃるとおり、原則は町道と認定している部分のみについて維持管理をさせていただいているところでございます。

もう1点、その当該路線において公共の管理施設、これがあつた場合に、地権者との契約なり締結というのでしょうか、何かされているのでしょうかという部分でございます。これにつきましては、紙で交わしたというものはございません。これは、当時この路線につきましては普通河川の押帯川ということで、下に普通河川がございます。それと並行しまして、この道路の側溝部分を、昔、大型トラックによって作工物を入れたということで、水路等が設置してございます。

この2点のことから、当時よりこの部分については管理をさせていただきたいということで、話合いの下で自治会等の中で協議されていたものと思っております。

それが現在も引き続き、契約何かされているのかということですが、それはないのですけれども、当時の中で、話合いの下でそのまま継続されているという状況でございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項について改めてお伺いをいたします。

御答弁の中で、この当該私道については紙面等の取交わりはないということでした。つまりは、こうした100メートル以上の町道の維持管理につきましても口頭での契約のみであると理解してよろしいのかという点で、まずこちらについてはそうであるという御答弁をいただきました。

これは町のスタンダード、基本的な姿勢や事務運営といたしまして、こうした場合、町民の方であるとか私道の所有者、地権者の方との契約書の取交わりということは一切なさっていないということ、ここだけたまたましていなかったのか、町の基本的なスタイル、スタンダードがどうなのかという点についてお伺いをいたします。この私道について、それをしていないということは、まず理解いたしました。

次に、お伺いをいたします。

当時よりという御答弁と、自治会と、というような御答弁の中から出てきたところでございますが、当時というのはいつのことを指していらっしゃるのかお伺いをいたします。

また、この契約というのは自治会と、ということでございますので、自治会に在住の方についてはすべからず御理解をされていると理解してよろしいのか。また、そうであるならばその根拠についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

当該路線、これについては紙によるものはございませんという中でお話しさせていただきました。

ほかについても、もしあるのであればそういうのはやっているのかという部分につきましては、ほかにこういうようなケースというのはいらないのかなと思ってございます。基本的には町道がほとんどと認識してございます。

この部分につきましては、今2番目で、これらのことについては当時、自治会からとの話の中で、いつからということとその辺の話合いがされていたのかという部分も含めてなのですが、かなり年度は遡って古くなると思ってございます。年度は何年ということは確かなことは言えませんが、当時の施設、できたときということで考えてございます。現在、何年というのはいちよつと今分かりませんが、かなり施設ができてからは古くたってございますので、かなり前という形で、当時の自治会の方、当然話をさせていただいた中で了解をいただいて管理させていただいてきたと思ってございます。

また、その辺について当然理解のほうをされて、自治会長並びに自治会との理解がお互いを取っていたのかということでございますが、これらにつきましては、ここは上押帯ということで地区名が上がってございますので話をさせていただければ、特にこの地区に関しましても、当時よりいろいろな事業が展開されている地区でございます。当

然自治会の方、事前に説明しながら、また必要なときは話をさせていただきながらということで進めてきておりますので、十分理解をいただいて進んでいるものだと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めて、お伺いをいたします。

当時とはということで、正確な年度までは求めることはいたしません、おおむねどの程度なのか、数年なのか数十年なのか等について、お伺いをいたします。私の認識としては2桁の数十年ということで捉えてはございますが、御認識をお伺いいたします。

また、こうしたケースはまれであるということでございますので、御答弁をいただいたところですが、お考えとして、じゃなぜこうした契約ごとについて口頭で行なったのかということについての理由をお伺いいたしたい。仮に私の認識、捉えどおり数十年前ということであれば、数十年間そうした契約ごとが自治会の中で正しく伝えられていくという御認識なのか、それが共有されていくという御認識なのか。当然のことながら数十年、長き間に転出される方がいらっしゃるとか、そういった方もいらっしゃる。転出、転入というものもある中で、正しくそういった理解が共有されていくというような御認識があったからなのか、町政の事務として、なぜその契約を締結しなかったのかという理由についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

先ほど、昔から施設はあるというお話しさせていただいた中で、今、梅村議員、何年ぐらいという話、正確には私もちよっとあれですけれども、年度としては平成に入りまして、平成の初め頃からは当然施設入ってございますので、30年前後にはなるのかなと思っております。それは先ほど言いました、道路側溝に係る施設のトラフ等の部分でございますが、あともう1つ、普通河川の押帯川につきましては昔からの現川がございまして、それはもういつできたかというよりも、川でございまして当初、昔からあったかと思っております。

もう1点、その部分、ではなぜ共有、今までされていたとしても、何かそういう交わしたものはなかったのかという部分でございますが、これにつきましてはそのときそのときの自治会、関係者の皆様と事前に打合せをさせていただいた中で、口頭によりまして、お互いに了解、その辺は御理解をいただいてという中で進めてきておりますので、先ほど言われたように、その地区に関しては昔から住まわれている方がほとんどでございます。当然場所も何があるも全て分かっている方々、農家の方多いかと思っております。その方々と私も従前打合せをさせていただいた中で、これまで進めてきておりますので、そこに住まわれている自治会の方々は、その辺は御理解をいただいているものだと思っており、現在まで進めてきているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 補足をして、説明をさせていただきます。

今、課長から年数についてございますが、約30年以上前にそういう締結がなされていたのだろうというお話でございます。

私どもといたしましては、その当時、双方理解の下で、そして協議をしながら自治会、そして地権者との協議を行なった上で、両方が理解をした上でそういう、町が管理をするという経過に至ったのであろうと推測をしているところでございます。

その後、一方からの異議申出、そしてこの用途の変更について、それぞれ申入れがあった場合につきましては、再度その場で協議が必要であると、そう捉えているところでございます。

30年以上の前につきましては、口頭での約束といたしますか、双方の確認ということでありましたが、昨今の状況を見ますと、やはり今後につきましては、しっかりと書類にて締結を結ぶといった方法が妥当であるというところで認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、30年前当時から今日まで、この路線に関しまして、自治会及び地権者からの異議申し、それから用途変更に対する申入れはなかったもので、そのまま従前からの流れとして町で管理をしていたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1番項終わりました2番項に移ります。

2番項につきまして、町長の御答弁より、町道補修に関しては私の問い、遅滞なく円滑に実施されているのかという問いに対しまして、適切に行なわれているという御答弁でございました。

その適切の定義とはということにもなってくるのですが、では改めてお伺いをいたしますが、例えば年度をまたいで、要望やパトロール等で把握をしていた箇所が、年度内に整備が終わらず年度をまたいでしまったようなことというのは、近年私の知る限りであっても散見されたと理解してございますが、それらの事実とその点についての所見をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

今、補修作業等の部分につきまして、年度をまたいでという部分、当然議員言われたように数、持ち越してということで、次年度に作業している部分もございますので、箇所数については一部でございますが、その年度に維持補修できなかった部分については次年度にという、回している部分もございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私自身も議員の活動といたしまして、当然町民の方や自身の活動の中での道路の修繕箇所等を発見して原課に問合せや要望等を行なうこともございますが、そうした折に、着工までどうしても時間を要してしまったり、予算がないということで協議や相談等させてもらったということも複数回あると私自身は認識しております。

それらについて、現在、人手だったり予算であったり、十分な予算と十分な人手というものがあってなされているというような御認識なのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

この修繕費、今年度に限っては当初予算より十分な予算をつけていただき、また進めている中で、先日の8月ですか、雨がいった中で一部増額補正させていただいておりますけれども、十分予算をいただいた中で進めていっているものと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの御答弁からすれば、では年度においては当初予算で2,300万円ですか町道補修、こちらについては私自身もこれまでの議員活動の中で何度か一般質問でも取り上げたり、議会の中においても質疑等を繰り返してきた課題でございますから、予算が確保された、増額されたということは大変喜ばしいことだと私自身捉えているところでございます。

御答弁からしますと、じゃあ今年度においてはそうした予算措置も十分であるし、人員の確保も十分であるから、遠慮なくどんどんどんどん相談をしても適切、間を置かずに町道の維持管理、補修、修繕等はなされていくという認識、捉えでよろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

今、私のほうで、今年度については十分予算をいただいた中で執行させていただいているという内容で話をさせていただきました。当然この執行させていただく予算につきましては、やる箇所含めて決めていた部分について順次進めさせていただいておりますが、今、梅村議員が言われたように、何かあったときにお話をいただいた中で、どんどん増えていくという部分については当然あるかと思えます。ただ、それについては1件1件私たちのほうも確認をさせていただき、できるもの、できないもの、当然これは必要だと思っております。予算にも限りがございますので、その辺は今、現予算持っている中で見極めながら、また相手方とも協議しながらということで柔軟な対応に努めてまいりたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀）　ここは私と課長の御答弁や御認識がどういったもので、御答弁の中から察する考え方というものがどのようなものなのかというところと、多分私の捉え方とは多分乖離があると、齟齬があるなど感じたところですからお伺いをいたしますが、今年度においても、私自身相談をしても、やはり手が足りない、予算ない、いつできるか分からないというような御説明、複数回いただいておりますけれども、今、災害や突発的なものとしてそういったものが出てきたのであれば、それは理解できません。しかるに、本町の町道においては敷設、道路が造られてから何十年も経過していますよね。当然のことながら十分な予測が立てられた上で当初予算というものが提案されていると思います。突発的なものについては、それは当然、都度都度、場所場所によって判断をしていかなければいけないということは理解できますけれども、当然多くの町道が傷んでいるというような御認識持たれていると思いますので、それも踏まえた上で、適切に速やかに円滑に遅滞なく町道維持管理補修整備がなされると捉えてよろしいのか、そちらについて端的にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えさせていただきます。

現体制、人員も含めて、十分なのかという部分であれば、人数に限りのある中で進めてございます。

主に、先ほども補修人数4名で当たったということで、今回の路線についてのお話しございましたが、現実その4人が維持補修については主に当たっている職員でございます。人数も少ない中でやってございますが、それによって今議員が言われたように遅滞なくと、進められるのかという部分でございますが、それに限りなく努力していくという考えで思っているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○5番（梅村智秀）　今年度の町道維持管理修繕等については、力強い御答弁をいただいたというところで3番項へ移らせていただきます。

それでは、こちらの当該私道の整備についての背景等について、改めてもう少し詳細について御答弁を求めるところでございますが、12月14日に地域の方から御相談があつて、春に車両センターの方が確認されたというところでございます。

御相談をいただいた町民の元へ臨戸訪問も、お宅へお尋ねになってというところでございますが、そのところでどういった打合せを行ってきたのかなというところなのです。ちょっと順番前後してきますけれども、後に別の項の御答弁で町長から誤認があったということございましたのでお伺いをするところでございますが、当然そうした場所の確認をする際は、例えば同行してもらって現地に伺ったり、地図等で場所を指し示してここからここですねとかこの辺ですねということの確認をしたり、写真等を見ながら打合せをしたりというところかなされるのかなと、これは私自身も原課に

相談に伺った際は、おおむねそういった方向が多いのかなど。地図等で場所の確認ができなければ、では現地伺いましょうということもございます。本件については、どのような背景や経緯というところがあったのか、改めて詳細お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長の答弁からいたします。

○建設水道課長（加藤勉） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど、議員のほうからこの対象路線、これまでの経緯という部分でお聞きいただきました。

昨年の11月14日という部分につきましては、どこに来たかという部分につきましては、当然該当する担当課というのは建設水道課の中で、庁舎内または車両センターという外の両方あるのですが、庁舎内のほうの私たちのほうの2階建設水道課にお越しをいただいたところでございます。

内容としましては、初めて来られたということではなくて、毎年来るということでもないのですが、役場に来られた際に2階に寄っていただきまして、この対象路線について傷んでいる部分があるということなので、お願いしたいということでもございました。

過去にもこれらの部分の対象路線については維持補修してきた経過もございまして、場所等も把握した中で、その中で建設課に来ていただいておりますので、対象の図面等、いろいろ路線網図等などを見た中でお互いに確認をして、いつものこの場所です、ねということ、まず要望という形でお受けをしたところでございます。

ただ、維持補修については年間、順次やる箇所どんどんどんどん入ってきてございますので、11月にお話をいただいたときにも、既にその年度、順次やっているということもございましたので、時期的にも11月14日ですから中ぐらいということで、もしかしたら今シーズンできないかもしれないのですけれども、来春というような話はそのときにさせていただいたかと思えます。

年が変わりまして、いよいよそのお話、昨年いただいていたということで、うちのほうも担当より、まず現地を確認した中で、また、併せてその依頼のあった町民の方のところにお伺いをしました。伺った者につきましては、現担当する車両センターのほうの担当職員が行ってございます。それで、一応この部分について昨年こういう話だったです、ねという確認をした中で、補修路線について確認をしております。

その後いろいろと予定を組みながら進めさせていただいている中で、車両センターの職員、現地担当する者ですけれども、当然春先の雪解け等々、かなりうんでいるという報告を受けてございました。それらについて時期を見て、最終的に今年に入りまして連休明けに6月に入ってからということで、その部分、対象路線については6月9日とい

うことで施工させていただいたところでございます。

これにつきましては、その路線の横に、先ほどもお話の中に出てございましたが、町道上押帯の北4線道路という砂利道も隣接してございます。その部分も併せて施工をしてきたというところの中で、一連の作業でこの対象路線させていただきました。

この対象路線につきましては、町道の美蘭別上押帯間道路という町道名になってございます。北4線道路を起点としまして、居辺本別線につながる道路ということで、3キロメートル弱、路線延長でございます。その中で、これらの部分について、町道の北4線道路の起点から修繕していく中で、町道という部分で100メートルほどありますけれども、下り坂路線であります、本来であればその先真っすぐ行くところに向かって道道の居辺本別線まで抜けていくというルートでございまして、町道として認定されているところでございますが、一部この町道の100メートルを行ったところで、一部、どちらにしても山林の中にある道路なのですけれども、一部その先が山林で、今休工といたしまししょうか、一時休んでいるという部分もございまして、それがずっと続いている中で、今回、それとは逆に1本の道路ということで、先ほど私道という部分に当たるということになるのですけれども、続けて砂利が敷いてあるという中で、私たち担当としては、その部分が町道美蘭別上押帯間道路として、今の私道も含めたところが、現道見た中で、町道という判断の下で作業をさせていただいたところでございます。

これらについては町道ということで認識してございましたので、最初の春先に、相手の方に昨年の依頼の部分をお話しさせていただいて予定を立てさせていただいて、着工に入るに当たりましては直接本人のほうに、御依頼をいただいた方には、明日入りますだとか来週入りますだとかというようなことは、話はしてございません。通常の先ほど言いました北4線道路、町道と併せて町道の補修ということで認識してございますので、当然その部分も町道という扱いの中で、担当職員、車両センターの4名の職員につきましては、町道という認識で、その辺はアポなしといたしまししょうか、お断りはしないで施工したところでございます。

当然、終わった際にも、その対象路線についての完了という部分については報告はしてございません。その中で、現場については終わっていたという認識でございました。

その後、また町民の方からお話をいただいた中で、この部分一部ちょっと違うのでないかという御相談がありましたので、これらについて8月の3日、改めて説明をいただきたいというお話がございましたので、私並びに課長補佐、また車両センターのセンター長、また担当員、4人、現場のほうに向かいまして、相手方、自治会長、また町民の方、関係者3人、向こうも4人ということで、その現場にて経緯をお話しさせていただいたところでございます。

その中でいろいろ今お話しいただいた中で、町道の部分、そして維持補修してきたところでございますが、一部私道という部分、間違えて施工してしまったという部分もございましたので、それらについては私をはじめ、現場において丁寧に自治会の皆様に説

明をさせていただき、御理解をいただいたという経過になってございます。

今現在は現道も含め、この6月9日に着工させていただきまして、6月13日までにこの対象路線については終わっているという形で、現場のほうは地域の道路として問題なく完結しているという状況でございます。

その後、自治会の方とはコンタクトは取ってございませんが、また別な関係で、この自治会に限らず維持補修に関しての御依頼、御相談というのは役場のほう、または車両センターのほうにも来ることがございますので、それらはこの地区同様、ほかの地区につきましても、お話をいただいた場合には柔軟な対応ということで進めていきたいというようなことで、これまでの経過ということさせていただきます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。3番項ですね。

今御答弁の中では、着工時においても、または完工事においても説明はしていないと、それは北4線道路と北4線道路から下る約100メートルの道路、ここは町道ですよというところがございますので、その町道に関する工事だからということが理由なのでしょうかね。町道の維持管理補修だから、特段地域の連絡は必要ないという御認識なのか。

これ御記憶あるかどうかなのですけれども、私何度か複数回、この議会においてもそうした地域への連絡等、また関係する方への、例えば不在であればポスティング、例えば連絡先や工期とか工事内容等を書いて入れてくるとか、やる必要あるのではないですか、やらなきゃいけないですよということは何度か申し上げてきたというところですが、全くもってそれをやっていないと、無視されていたという認識でまずよろしいのかという点が、まず1点。

あとは町道なのですけれども、当然近隣の方が主ということにはなってきますけれども、町道というのは当然のことながら多くの方が通行する、ともすれば町外の方も通行するわけですし、御説明の中では6月9日から13日までということでございますので、当然大型ダンプや重機等が施工している最中であれば通行できないということになりかねないのではないのかなと。私現地もお伺いしていますが、そこに通行したけれど戻ってくださいということになるのか、そういった周知をしっかりとすることは私は大切だと思いますが、そこを改めて事実と御認識をお伺いいたします。連絡についてね、という点が1点。

あとは、要は北4線道路があって下りの100メートルがあって、川に向かって150メートルの道路があって、そこから全くもっての私道の200メートル上りがあるということですのでよろしいですね。まず御認識、うなずいていただいておりますので。その上りの200メートル、ここについては、極端に言うと、認識間違いでなければ、多分利用されるのは町内においてもお一人、畑を使われる方お一人ではないのかなと捉

えているところでございますが、まず北4線から100メートル下って、今度川に向かっている150メートルの部分、ここについてはこれまでの答弁の中で公的な施設の維持管理が必要だったというところで一定の理解はなされると捉えているところでございますが、そこからの上り200メートル、これはもう先ほど述べたとおり全くもつての町民、畑を使われる方お一人が使われる私道であるというところでございます。なぜここを町道と誤認したのかという点について、まず端的にで構いませんのでお伺いをいたします。

あと、打合せに際しまして、実務としてこれも端的にで構いませんけれども、まず現地等の打合せをしますよね。そこに際して、実際に着工するまでの間、車両センターと原課ではどういう打合せをなされているのですか。当然のことながら何月何日から何日の間、どういうお金を使って、例えば材料等についてもそうですし、どういう期間、人員がその道路の修繕等に供するのかという点について、どういう話になっているのですか。まさかと思えますけれども、この町道維持管理のように口頭でということはないかとは思いますが、具体的にどのような話になっているのか端的にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

1点目でございます。

通常、維持補修する際には、前からお話、議会でも取り上げられております、私たちもお話をいただいております。いないときにはポストイング、いつ伺いました、いつ入ります、いつ終わりましたというのをまず入れるべきというお話もいただいた中で、当然今までやってきているところでございます。

ただ、この路線につきましては、先ほど認識として、町道だからということではなかったということではなく、今回の場所につきましては、担当も含めてその辺ができていなかったということでございます。毎回そのようにしていないということではなく、今回、実務担当した4人の担当者が、その部分についてはちょっと忘れていたという部分、正直なところでございます。ただ、町道であったので、順次作業はしていこうということで進めたということで、その辺も通常であれば分かっていたらなかつたと思ってございます。この辺については、再三お話、ポストイング等、また地権者、その関係者の方には入る前、終わった後、それらの連絡をさせていただくということで進めていくということは、前から課内の中でも共有させていただいておりますので、今回できなかったことにつきましては大変、担当課長として申し訳なく思っているところでございます。

職員の4人の方には当然、今回の件があった後にはミーティングをさせていただいて、今言われたポストイング等も含めた内容を必ずやろうねというような確認もさせていただいたところでございます。

あと2点目でございますが、この路線、交通量ももしかしたらあるのではないかと、作業連絡しないでやっていたときに、その辺混む混まないあるのではないかということでございます。

現場につきましては当然日にち、こういう日程で入らせていただきましたが、現道路につきましては、交通量という部分ではあまり通行のないところでございます。先ほど議員からもお話しありましたように、通行されているのは多分、地主というか、主ではないかということで、それもそのとおりでございます。当然作業に入りましたら山の中で重機、うちだけが動いてございますので、もし仮に関係のトラクター何が来れば当然分かったと思いますし、その際には移動なりして順次交通の回避をして進めるという形になろうかと思えます。

ですから、通常ほかの路線でもこういう場合については、ここの路線はちょっとうまくいかなかった部分もございますが、当然町の中でやるときもそうですし、その辺は、連絡体制というのは事前に行なった中で進めているところでございます。

あと、起点としまして100メートルは町道、その後は私道だったという部分、そこまでは管理用道路として分かるが、その先は200メートルはどうなのですかというお話だったと思えます。

この路線については、一連の町道の北4線のところを起点として、全体で100メートルの町道があって150メートルの管理区間まで延長があって、その後全く関係ない200メートルがあるということで、全部で450メートルという延長になりますけれども、この部分の作業に当たりましては、現車両センターの職員が初めから町道という認識でやってございましたので、今回につきましては、あえてその部分は町道として整備をしたと。結果、後からお話をいろいろ町民の方からいただいて、間違っていたということに気づいたところでございます。

この件につきましても、当然事前に確認するところはあるという中で、お互いに課内の中の担当、また車両センターの担当とのコミュニケーションも含めて、今後は共有しながら進めていきたいと思っております。

それと併せて、重複して申し訳ございません。町道と庁舎との打合せはどうなっているのだろうかということにございますが、これは当然中と外で、パソコン通じた中で情報共有できることになっていきますので、作業がここが増えた、明日はここはある、いつ入るといのはそこに書き込んだ中でお互いが共有しているところでございます。

また、当日の朝センター長含めて役場に一度出勤してきた際に、今日どこやるということで出勤表というのが出てきますので、今日はどこどこやるねという話は、うちの中の担当と各自やった中で、今日1日よろしくというようなことで進めさせていただいているところでございます。

また、もう1点、工事までの間には打合せはしていたのかということでございます。

今回、春先に御依頼をいただいて再度やらせていただくというお話をしてから6月

の9日に入るまで、若干間が空いてございます。結果として間が空きすぎて、担当その辺忘れたというのが事実だと思ってございます。

本当であればそういうことでなくて、着工する前に、少し前に、もう近くなってきたので入っていいだろうかということでお伺いをして、入ります、終わりましたということが本当の姿だと思います。

今回については間が空きすぎたということで、正直、担当が忘れていたということでございますので、ましてそれによって相手の方にもお話、終わったことも含めての確認行為はされていないということで私のほうで聞いてございます。

これらについては、きちんと今後はないようにということで、建設水道課内でも共有しているところでございますので、今後はそのようなことがないように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただ今るる御説明をいただいている中で、改めてお伺いをいたしますけれども、まず、一定については朝のミーティングも行なっているし、パソコン等を通じてということなのでしょうかね、ネットを介してということで情報共有等も行なっているというような御趣旨の御答弁でございましたけれども、であるならば、この工期約5日間、6月9日から6月13日の間で、この200メートルの私道を整備する際に、多分この5日間のうち、この完全な私道200メートルのみを整備する日というものもあったはずですが。それは使用されている砂利の量からいってもこの路線が一番多く使われてございますから。

そういった中で、なぜ誰も気づかなかったのか。車両センターの方、原課の方という中で、毎日打合せをしていて、明日ここの200メートルやりますと、何時から何時誰々が行きます、このぐらいの材料使いますといったときに、ちょっと待てと、そこ公道じゃないぞと、私道だぞと、なぜ誰も気づかなかったと思いますか。

今後しっかりやりますという御答弁でございましたけれども、原因しっかり究明できていなければ改善策、解決策というのが見いだせないと思います。お気持ちだけではまた繰り返すのであろうというところから、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

その対象路線については2日間にかけて施工させていただいたところでございます。その部分につきましては。当然入った部分については、前後日にちはあったかということで、なぜ気づかなかったのかという御質問でございますが、車両センターの職員、作業している間では、正直なところ、ほとんどというか、隣接された方はいなかったと聞いてございます。

また、この中の話は8月3日の打合せを自治会の中でさせていただいたときに、その

使用されている方も含めて、全然町のほうでやっていることも分からなかったということで、所有者の方も言うておられましたので、それについては大変、入る前に言うていなく、その辺のことを伝えていなく申し訳なかったということで伝えたとところでございます。

従来であれば当然そのようなことはあってはならないので、お声がけをしてということで作るのが当然だと思っております。今回に限り、職員、その辺は通行人含めてなかったということでありまして、その作業に当たっては450メートル全線町道という認識でやっていたということでございますので、最後まで疑いなく道路補修を進めてきた、そして終わらせたという運びになってございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたしますが、この当該200メートルについて2日間、5日間のうちの2日間をかけて工事を行なったと。毎朝面談でのミーティングもしておりますし、ネットを介した打合せもしていると、記録も残しているということであれば、原課の方、車両センターの方、複数人が関わっているわけでありまして、あれ、ここって本当に町道なのですかというようなことに気づかれる方が一人もいらっしやらなかったのはなぜですかという問いです。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

大変申し訳ございません、今の件でございます。

毎朝ミーティングした中で、当然誰か分かっていたのではないだろうかということでございます。大変申し訳ございません、この部分につきましては内部の担当職員も町道という判断でいたのが事実でございます。

私、後からそれを知りまして、一部これあれだよと、町道は途中までだけど私道だよという話も、終わってからはさせていただいた経過でございますので、正直なところ中にいる人間、外にいる人間、今回の路線については町道だという認識の中で取り進めてきたということでございますので、今後はないように、その辺強化してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、この工事に関する路線についての確認を怠ったことが原因であると捉えてよろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

今回の対象路線につきましては、確認を含めて始まり、終わり、してございませんので、当然怠ったと考えてございます。

これにつきましても、私、所属課長として反省しているところでございます。

これらについては、ミーティング等も含めて十分協議をしてございますので、今後は先ほどお話しもさせていただきましたけれども、このようなことがないように取り進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、先ほど御説明あった中で、北4線道路から100メートル下りて、そこからの150メートル、いわゆる河川があったり明渠があったりというところでございます。いわゆる町が管理をしなければいけない施設があるところ、そこについてでございますけれども、その施設管理の実態についてお伺いをいたします。

年度においてはおおむね30年前後ということで先ほど御答弁いただきましたが、この実際の管理、例えば明渠であれば土砂上げを行ったりとかということについて、具体的なそうした作業というのは、近年においてどの程度の頻度で行なわれたのか、行なわれたのであれば直近はいつなのか、端的にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

今の公共施設等については2つの普通河川、押帯川、また道路側溝の整備を含めての作工物ということで2つございますが、直近という部分では最近ではやってございません。当時、先ほど30年代という中で、大雨災害によりましてその押帯川のところからあふれて、その所有者の方の牧草地に入ったということで、一度災害等も含めて実施した経過がございますが、近年におきましてはならないような状態でございます。

ということは、維持管理についてもそういう必要がないということで、しばらくやっていない状況ではございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） これも私の捉えとしては、しばらくというのは2年、3年ということではなくて、ともすれば2桁、10年以上はやられていないのかなと捉えてございますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

今言った施設等々については、今言われたとおりに何十年ということで多分間が空いているかと思っております。

維持管理については、毎年ではないですけれども、反対にどこをしているのかということであれば、今言った道路の部分につきましては管理用区間までということで、毎年ではございませんが、春先の状況を見た中で、グレーダー等をかけながら維持管理はさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは3番項終わりました、4番項に移らせていただきます。

問題となっているこの私道、上りの200メートルでございますが、先の御答弁ではこの当該私道、完全なる私道のみ200メートル、公共施設に行く150メートルは除く、除いた部分について要した費用は49万2,000円ということで御答弁をいただきました。

私、通告もしてございますが、この単価等についてもお伺いしてございますので、この内訳についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 大変申し訳ございません、お答えさせていただきます。

まず、それぞれのかかった部分の単価の内訳でございますが、まず人員でございます。職員に関係することでございますが、4人ということで2日間ということでございます。平均の人件費として1人1万4,000円ということで、11万2,000円ほどかかっています。

また使用した機械、バックホー0.45立米1台ということで、これは日計算でございますが、約1日6,000円ということで、2日で1万2,000円かかっているとこのでございます。

また、使用した運搬トラック、10トンのダンプトラック、これは2台稼働してございます。その中で燃料費でございます。軽油が450リッターということで使っておりますが、リッター145円掛ける450リッターということで、6万5,000円ほどかかっている状況でございます。

また、資材については何を使ったか、これは砂利を敷いたということでございます。砂利が180立米ということで使っておりますが、まず私道にかかった分でございますが、350メートル掛ける、幅は現道3メートルでございます。それに平均厚さ、これは350メートルの中で平均すると、平均17センチメートルほど入れている計算になってございます。それで180立米ということでございます。

単価につきましては、立米当たり砂利単価3,740円掛ける180立米ということで、この350メートル区間については67万3,000円ほどかかっています。その中で、平均の割返しやった中で、残りの200メートル区間を幾らかにするということ、この辺按分計算させていただいた中で、要した費用は49万2,000円という形になってございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 要した公費については御答弁いただいたところでございます。

一部ちょっと釈然としないところもございますけれども、私の問いにございます、これまでの経緯も踏まえた上で改めてお伺いをいたしますが、この150メートルではなくて上りの200メートルに関してという点でいうと、この私道整備の必要性、妥当性、合理性、このいずれも存在しないと捉えてよろしいのかお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

議員から今言われた部分につきましては、今言われるように私道という扱いであれば、当然そういう部分では、やったことについてはいけない部分あったのかと思っております。

ただ、今回につきましては、こちらの不備ということも含めて、職員のその辺の認識、町道と認識してしまったということが原因でございます。そういう中で工事のほう、この残り200メートルにつきましては砂利が入ったという部分、これは確かに町道ではないということから、その辺のことについてはどうなのかということであれば、どうなのかなという部分は当然皆さん思われている部分はございますが、ただ地域の道路として今回はさせていただいたということで、私たちも認識させていただいております。その中で、やったことについては、本当であればやらなくていいという部分も当然出てくると思います。やったことについては当然反省した中で、今後はそういうことはないように努めてまいりたいと考えてございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたしますよ。

御答弁いただいている説明員の加藤課長以下、現場の方も含めて、誰しもがこの200メートルを町道だと誤認したということから本件が発生したわけからでございますけれども、そのことについて、ここの部分について、必要性や妥当性、合理性というものがあるのかないのかという点でお伺いしてございます。

あるのであればどのようにあるのか、先ほどおっしゃられた地域の道路としてというところが、ちょっと全くもって理解が及ばないものですから、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長の答弁からといたします。

○建設水道課長（加藤勉） 午前中の最後の御質問にお答えさせていただきます。

4番目の最後の部分でございました。

当該私道整備の必要性、妥当性、合理性についての問いでございます。

まず、整理をした中でお話をさせていただきます。

まず道路の位置づけとしまして、町道として考えれば、必要性、妥当性、合理性については該当してこないと考えてございます。

しかし、今回の当該路線の私道とする部分につきましては、地域の方とも話をさせていただいた中で、地域の皆さんからは、地域の道路として考えればということで最終的にお話をいただいたということもございます。

こちらとしては、地域としては、ある一定程度の御理解をいただいたと思ってございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ならば重ねて問いますが、先ほど来から地域に地域に、自治会にという御答弁がございました。視野を大きく持っていただきたい。これ当然使われているのは公費、町民全体の財産だと思えます。町民全体から御理解いただけるという御認識での答弁となっているのか、お伺いをいたします。

私がお伺いをしてございますのは、いわゆる上り坂となっている完全なる私道の200メートルについてでございます。こちらの必要性も、結果として地域の方がよしとしたからそれでよしという御認識なのか、改めて明解なる御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

あくまでも、今お話しさせていただいた部分につきましては、今回の該当する路線という中でのお話をさせていただいたところでございます。

当然先ほどからお話しさせていただいたように、今回町道として思っていたところが、結果、私道ということで作業、維持補修等してしまったことにつきましては、大変申し訳なく思っているところでございます。

決して今議員が言われているようには思っているということとはございません。全体ということで考えれば、このような同じようなことがあれば、当然違うのではないかというお話も出るかとは思いますが、その点につきましては、今回こういうことで起きてしまったことについて反省をし、次からはないように今後進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私の求めている問いに対しての的確なるお答えとなっていないと私は捉えてございますので、議長によって明解なる答弁を求めるように改めて御注意

を願います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員、町長の答弁の中にもあったように、その部分については認めている。分からないでやってしまったという。しかし、結果として該当する方、それから地域の会長、そういう中で話合いをやって、話合いがついているという認識していると思うのです、町長の答弁の中では。

梅村議員に聞きたいのですけれども、どこが聞きたいのか、ちょっと私も分かりませんので、建設課長に言うことはできません。もう少し明解に言ってください。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めましてお伺いをいたします。

いわゆる私道200メートル、この当該私道というところでございますけれども、こちらを錯誤、誤認によって公費をもって整備したこと、こちらの必要性、妥当性、合理性についてはおありか。

先ほどは地域や自治会の理解が得られたというところでございましたが、私が改めて申し上げているのは町全体、公費というものは町民全体の財産でございます。それが認容される、認められるという御認識の下の御答弁か、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

この件につきまして、先ほど町長からも、この件につきまして、関係各位の皆さんに大変御迷惑をおかけしたというお話をいただいてございます。当然、私、担当課長としてもそのように思っているところがございます。

今、議員のおっしゃられている私道という200メートルの部分については、私道ということは確かに分かってございます。

先ほど地域という部分につきましては、個別ということではなく、上押帯全体の地域の皆様、十数名の戸数の方おられますけれども、その方々も、今後そのような部分で、最終的にはよかったという判断に、今回、話合いの中でしていただいたと思ってございます。そういうことで御理解をいただいていると思ってございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 何度も何度も繰り返しとなりますけれども、よろしいですか、聞かれていますか。

私がお伺いしているのは地域、自治会とかそういったところだけじゃなくて、公費ですから町全体の財産ですよというところ、こちらよろしいですよ、まず前提として。その上で、町全体の公費を実質上不当に使ってしまったと、錯誤や誤認によって使ってしまったと。これが地域の方が理解したからといって、それについても私疑義ございます。地域の方すべからく全住民の皆さんが御理解しているのかという点については疑義がございますけれども、仮にそうした前提であったとしても、それが町全体と

して認められるのかどうか。

ですから私がお伺いしているのは、必要性、妥当性、合理性、この3点についてあるのかないのか、端的にお答えを求めます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

今回の私道、今回の整備でしたことについては、必要性、妥当性、合理性について該当しないと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 4番項終わりました5番項に移ります。

必要性がない、妥当性がない、合理性がないというところで不当という表現を使わせていただきますが、不当な公費支出というものが今回なされた。この確認が取れたところでございます。

町長より、また説明員による御答弁の中では、地権者の方も含めて自治会に説明したとか地域へ説明した、謝罪した、理解してもらったというような御答弁がございました。これ確かに大切だと思いますよ、地域のコンセンサス、合意を図るということは、共有認識を持つということは大切だと思いますよ。

でも先ほども述べましたけれども、これは町長に聞きたい。1つ本当に大きな視点、欠落しておりませんかというところです。町民全体、町全体というものの視点が欠落してございませんか、私はこのように考えるところでございます。

予算がない、これがもう常套句のように繰り返される、厳しい町財政であることは皆さん認識されていると思います。そうした中で49万2,000円ですか、約50万円もの公費が不当に支出がなされたというところでございます。この町民全体の財産であるこの約50万円の金員についてですが、町民全体への説明や謝罪、そうしたものが必要であると考えるところでございます。

併せて、この不当に支出がされた公金につきましては、町長以下管理職の方々でしっかりとした協議をなされた上で弁済することが必要だと考えますが、所見を問います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問に対して答弁をさせていただきます。

今回の事案でございしますが、大変財政が厳しい中で、担当職員を含めまして、このような事案が起きたことを、誠に町民の皆さんにも申し訳なく感じているところでございます。

そういった部分を改めて謝罪を申し上げたいと思いますが、本事案につきましては、故意的にやったものではない、そこは御理解をいただきたいと思いますが、また故意、もしくは重大な過失までとはいえない、私はそう判断しております、損害賠償請求等を求めるというものにつきましては妥当ではないのではないだろうかというところで判断をしているところでございます。

今後、私を含め町職員が、このような事案が決して起らぬよう、それぞれ指導を徹底してまいりたい、そう考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま町長より御答弁がございました。

故意や重大な過失ではないからいわゆる損害賠償請求は適当ではないというようなお考え、存念が示されたところでございますが、私が先ほど申し上げたのは町長以下、町長も含んででございます。町長としての御責任はどのようにあるとお考えか。

また町広報紙の9月号において、町長のコラムの最後段に、気を引き締め信頼される行政運営をというところで、具体的なものの記載はございませんが、最近の事務のミスや確認不足により町民の皆様にご迷惑をおかけする事案が数件発生しましたというような記載がございます。

本件についてもこれらに含まれているのかなと思料するところでございますが、改めて町長のこうした事案が発生したときに、具体的にやはりきちんと町民に報告をして、謝罪をして、改善策を示していく、こうした姿勢、欠落していると私は考えるところです。

いかがお考えか答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

確かに、広報紙の私のコラムにて、先月号によりまして、数種類の町職員のミスがあったと、その部分については率直におわびを申し上げるという記載をさせていただきました。

この記載文につきましては、今回の事例も含んでの謝罪ということでございますが、本事案につきましては、私の責任というものにつきましては、やはり私は町の執行側のトップでありますので、その責任の重さは痛感しているところでございます。

そういった責任を基に、今後しっかりと職員を指導徹底してまいりますとともに、自らもきちんと律ししながら職務を遂行してまいりたい、そう考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1問目終わりました2問目、さらなる認知症理解と脳

トレ、脳活の推進をに移ります。

こちらにつきましても一問一答細目方式を採用いたします。

質問要旨。

8月より、町中心部においてもオレンジカフェ、認知症カフェのことでございます、が開設された。これまでの介護事業所での取組から、さらに地域の方々にも幅広く関心をもっていただける機会となり得る取組であるが、事実と所信をたずぬ。

平成27年に認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランと称されるものでございます、が厚生労働省と関係府省庁によって策定がされ、その取組の一つとなる認知症カフェや認知症の当事者や家族、専門職のみならず地域の方が集い、認知症への理解を深めるなどし、認知症当事者が住み慣れた場所で引き続き生活ができることなどを目的として、全国各地で設置、運営がなされております。

1番項、本町においても令和元年より介護事業所でオレンジカフェが開催されていたところ、町内スーパー内のまちなか何でも相談所&居場所で新たにオレンジカフェを開設。狙いの一つでもある、認知症の有無や年齢などを問わない方が集い、脳トレや情報交換などを行なっている。

参加者が楽しく快適に過ごし、福祉でまちづくり宣言を掲げる本町の取組として継続、発展することができるよう、飲料や備品等の確保、人員配置、研修費などの必要な予算措置を適切に行なうべきであるが、事実と所見を問う。

2番項、町中でのオレンジカフェ開設については町広報紙に掲載、案内チラシが関係機関等に置かれるなどし、内容含め周知に努めているのであろうが、町内で広く認知がなされているとまでは言えず、また、これまでの認知症予防や認知症理解の醸成への取組に対する効果は限定的で、地域一丸となったものとまでは評価するには至らない。

そこで、学生を含めた若年層への周知も図り、広い年齢層に理解を求め、参加者や協力者を募るべきであり、ホームページやSNS等の活用、能動的な呼びかけ等が必要である。

併せて、オレンジカフェ参加者をほんべつ健康ポイント事業の対象とし、この取組を広め、広げるあらゆる手法を駆使し、福祉でまちづくり宣言の取組の一環として、効果的なものとする必要があるが、事実と所見を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員より御質問のありました、さらなる認知症理解と脳トレ、脳活の推進をについて答弁をさせていただきます。

1点目の予算措置についてであります、昨年11月、町内スーパー内に、まちなか何でも相談所&居場所を開設した折に、椅子やテーブル等の予算措置を行なって設置しているほか、これまで町が保有している備品を活用するなどして、現在運営をしております。

飲料の確保につきましては、令和元年度に決めました、認知症カフェ事業実施要綱に

基づき、飲料や茶菓子等の実費を参加者に御負担をいただいております。

人員配置につきましては、現在、職員2名程度を配置しておりますが、今後、認知症サポーターステップアップ講座を受講した皆さんにも運営に携わっていただくこととしております。

なお、今後の運営に必要な物品等につきましては、適宜予算計上をさせていただきたいと考えております。

2点目の周知方法についてであります。町広報紙への掲載と併せて案内チラシを医療機関、介護サービス事業所、金融機関、商工事業所などに置かせていただいているほか、介護予防教室の元気いきいき教室、まる元運動教室参加者へ配布をし、周知を行っているところでもあります。

学生を含めた若年層への周知につきましては、今後、ホームページにおいて開催日や事業内容等について掲載するとともに、SNSを活用した周知方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、ほんべつ健康ポイント事業の対象とすることについてであります。令和元年より行なわれております、介護事業所等でのオレンジカフェとの調整も必要であり、現段階でのポイント付与は難しいものと判断しております。

今後、ポイント制度の適用検討も含め、誰もが参加しやすい体制づくりを進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項につきまして再質問を行ないます。

ただいま御答弁の中から、必要な予算措置は行なっていくよという御答弁をいただいたところでございますが、答弁のうち、実施要綱によって参加者より実費相当の負担をいただいているということでしたが、まず考え方として、昨今のいわゆる物価高騰等というものもございます。また、高齢者においては当然のことながら収入に限りがあつたりとかという方もいらっしゃるわけで、中には年金のみでという方も少なくなかろうと推測するところでございます。

そうした中で、やはり100円とか200円とか低額で運用されている例が多いとは思いますが、そうした負担が参加の足踏みとならないように、そうしたところについては柔軟な検討をしていくべきだと考えるところでございますが、見解を伺います。

またもう1点、実施要綱によって実費負担ということですが、これは現在私を取り上げた町中でのオレンジカフェでもそのような運用がなされているのか、事実について確認をいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再質問に答弁させていただきます。

考え方ということでございます。認知症カフェ実施要綱におきましては、各事業所、社会福祉法人ですとかNPO法人等も含めまして、それぞれの団体が実施するという前提の基に作成をさせていただいております。

こちらにつきましては、その利用料金の中で、事業の利用に関わる料金は無料とする、ただし茶菓その他の実費について利用者の負担とすることができるというような文言で、こちらのほうを規定させていただいております。

こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり物価高騰、また年金生活といったところで、そういったことによって参加を思いとどまるというようなことがないような形を取りたいとは思っておりますが、これまで実施をしてきました各介護事業所でも、この実施要綱を基に活動をされてきております。

今、始まりましたのが7月28日にプレオープン、8月に入りまして週1回という形で、9月に入りまして本格的に週2回という形で実施をしております。

この9月から、実施要綱に基づいた町中での認知症カフェの運用という形で行なっているところでありまして、今後、まだ始まって間もないということもありますので、そういった参加者の御意見何かもお伺いしながら、実態何かも把握をしながら、そういった部分の検討、実費相当といったところの利用徴収といったものにつきましても検討させていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項終わりまして2番項に移ります。

御答弁の中から、若者や現在参加をされていない方々ということにもなってくるのですが、SNS等の活用等についても検討なされるということでございました。

現在の運用、御答弁にもあったとおり当然今始まったばかりでございます。今のうちから大枠をいろいろ決めて、あれこれといくことばかりではなく、手探りでいろいろやられているなど感じるころもございまして。当然私も参加したことございましてけれども、参加されている職員も保健師等も、参加者の方々の意見を熱心に耳を傾けていたり、熱心にメモを取られたりというところで感じ取れるころもございましてし、見かけるたびに、現場に行くたびにレイアウトがいろいろ変わっていたりということで、試行錯誤されているのだなど、いい意味で取り組まれているなど私自身感じるころもございまして。

また、これらの周知、そうした取組も含めてですけれども、まだまだやっぱり限定的じゃないかなと考えるころのゆえんといしまして、この本町のこうした認知症に関する取組というのはテレビ報道何かもされたことがあるはずで、報道等によるとそうした認知症のサポーターや講師の存在というところは、全道の平均を大きく上回っていると、こうしたプラスの要素というものもあるにも関わらず、それがじゃあ実際に町内の皆さんの体感できるような取組になっているのかなという疑問があるのが、こ

れまでだと思えます。

こうしたプラスの要素については、当然のことながらしっかりとした周知を繰り返していくという必要があると考えてございますので、先ほど手法といたしましてはSNS等も当然そうですし、今YouTube等の動画何かを活用する例もございます。

あとは若い方ですと、例えばFAXや電話やホームページのお問合せフォームから申し込みをするとすると、ちょっとやっぱり足踏みをしてしまうという実態もございまして、そうした中でやっぱり有効的なのが、固有名詞を挙げるとLINE等のアプリ何かだと問合せをしやすいというところがあったりというところもございます。

当然課題としてあるのは、どうしてもやっぱり当事者であったりとか、比較的高齢の方ということが多いという印象を持ってございますので、これからの課題としてはやっぱり広い層、町内一円に広がるように若年層、こうしたところにも広がるように、例えば平日の午前中のみで開催時間を、オンライン等も活用するとか、午後や休み、そうした若い方や学生が参画できるようにするとか、そうした具体的な取組も必要ではないかと考えるところでございます。

そうしたところに参加された方が、将来的に町への愛着心が湧いたり、進路を福祉関係とされるような方が出てきたら、これは本当にすばらしいことだと思いますし、実は私、参加した中から、参加したきっかけ、動機をお伺いしたら、ここにいる保健師にすごい親切にしてもらっていて声かけられたと、それで参加したという方もやっぱりいらっしゃいました。やっぱりそうしたところも、参加することによって若い方にもやっぱり知ってもらうよい機会になるのではないのかなと考えたところでございます。

それらについて、やはりいろいろな手法を駆使して試行錯誤をやっている中でも、多方面にわたってそうした周知が進むような取組が必要だと考えますが、改めて御見解を伺います。

また、ほんべつ健康ポイントの制度ですけれども、こちらせっかくの制度なのですが、評価としてはいかがかなと。私の肌感覚の部分になってきますが、やはりいまいち評価として高いものとはなっていないと捉えているところでございます。

年齢も18歳以上の町内在住の方となっておりますけれども、広い意味での町民、例えば本町に通う方、学生であるとか本町町外に在住はしているけれども、本町で働く方、そうした方等に広げていく必要があると考えるところでございますが、見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の2項目の再質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり手探り状態といった形で、試行錯誤を繰り返しながら、今、実施をしてきております。

議員評価いただいたとおり、いい取組といった形で我々も捉えておりまして、今後、参加される方々の御意見なども取り入れながら、参加しやすい活動にしていきたいと

考えております。

サポーターの形でもテレビ報道でもされておりました、本別町民の方々は多くの方が受講していただいておりますし、小学校、中学校の生徒も、この認知症サポーター養成講座を総合学習の中で取り入れていただくなどして、認知症への理解を深めていただいているところであります。

今後、若い方の参加がいただけるというところでは、やはり周知方法が課題になってくるかと考えておりました、新たな手法を用いながら、そういった活動も広めていきたいとは考えております。今の時代という形の中で、SNSの活用といったものも今後考えていかなければならないというような認識ではおります。

また、参加者への周知といったところでは今、高齢者、町民の方に限りましては、参加した方々がそれぞれ口コミでお友達を連れてきていただいたりといった、そういった広がり、よい取組であるよといった広がりも見せておりますので、そういった部分もまた活用しながらよいものにしていきたいと考えております。

健康ポイントにつきましては、今、出入りが自由といいますか、この部分だけ参加したい、例えば脳トレだけ参加したい、お茶飲みながら職員の人とお話をしたい、また家族の方であれば、ちょっと愚痴を聞いてほしい、介護の大変さを分かってほしいというような方もいらっしゃいます。そういった方々で、いろいろな目的があって来られておりますので、一律に健康ポイントといったところでは、今のところ難しいと考えておりますけれども、それぞれ目的に応じた事業を展開できるような形で固まりました折には、そういったものについても検討していきたいと考えております。

以上であります。

○5番（梅村智秀） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、11番柏崎秀行議員。

○11番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問させていただきます。

質問事項。

予防的かつ計画的な道路修繕への転換について。

質問要旨です。

町政要覧資料編2022では、町道の総実延長が457.7キロメートル、そのうち舗装延長が254.9キロメートルで、舗装率が55.6%となっております。長大な舗装道路の維持補修に対して、町民から寄せられる要望、苦情へ都度対応している現状にあると思われまます。

今後は、従来の事後的な修繕から予防的かつ計画的な修繕へと転換を図り、舗装の修繕に係る費用の縮減を図りつつ、道路の安全性、信頼性を確保していくことが必要だと考えます。計画的な道路修繕についての考え方を伺います。

1、令和4年度に実施した道路修繕について。

道路修繕を行なった総路線に対する路線数、キロ数及び費用額は。

そのうち、町民から寄せられた苦情等により修繕を行なった路線数、キロ数及び費用額は。

2、維持管理の基本的な考え方についてです。

路面性状調査の実施、定期的な道路パトロールなどにより、適時適切に路面状況の把握を行ない、路面の損傷レベル、路線の重要性、交通量、地域特性等を考慮した管理基準を定め、補修の優先順を決定した道路維持管理計画の策定、公表を行ない、これらの基本的な考えに立ち、予防的かつ計画的な道路修繕への転換を図ることで、安心、安全、公平な道路を維持することができると思うが、見解を伺います。

3です。自治体DXの活用について。

町の公用車に設置されたドライブレコーダーのデータを活用することで、従来のようなパトロール走行だけでなく、広範囲の路面情報を把握することができるサービスも開発されており、企業と連携した自治体DX、デジタルトランスフォーメーションを活用、推進していくことが町道の維持管理に向上に寄与すると考えるが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員の、予防的かつ計画的な道路修繕への転換について、について答弁をさせていただきます。

1点目についてであります。令和4年度に道路修繕を行なった路線数は260路線あり、全路線数に対する修繕割合につきましては54%となっておりますが、修繕の延長につきましては、修繕内容が各種様々なため集計は取ってございません。

費用額は5,584万2,000円となっておりますが、そのうち町民からの連絡で修繕した路線数は164路線、費用につきましては、およそ3,000万円となっております。

2点目についてであります。町道の修繕につきましては、町民からの御連絡や道路パトロール等で発見した箇所について、状況を事前に確認をし、修繕する箇所や優先順位を決定し、実施しております。

しかし、基準を定めることを含め、修繕の実施や優先順位の決定をより明確化することが必要であると捉えておりますので、今後、他町村の状況も確認しながら検討してまいりたいと考えております。

3点目についてであります。議員御指摘のとおり、DXを活用した道路診断の技術も開発されておりますことから、今後そのような技術が導入できるかどうか、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 再度、お伺いしたいと思います。

まず、1点目です。

全路線260の路線で、苦情があって直したのが164路線、かなりな数字を占めているかなと思います。

予算5,584万円に対して3,000万円、半分以上の額は苦情、そして要望ということになると思います。

こちら、苦情とか要望というのは、どのような形というか経緯をもって要望や苦情が来るのか。電話で来られる方もいるでしょうし、現地に呼ばれるときもあると思います。そういった、どういう状況で苦情が寄せられるのか、原課に来て、がっと文句を言う人もいるかもしれません。そういったうち、これは苦情、要望、クレームと、通知、通報、いろんなことに分けられると思います。その辺の詳しい状況をお知らせ願いたいと思います。

2点目です。

ほかの路線はパトロールにより巡回して優先順位を決めているということですが、この優先順位を決める決まり、何をどう判断してそこを直さなきゃならないということになるのか、その基準をお聞かせください。

3点目です。

ドライブレコーダーについて、AIシステムで判断するというものが開発されていると、多くの自治体で今取り入れていると聞いています。

こちら、町の公用車でドライブレコーダーをついている車が何台あるのか、お聞かせください。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問、町民からの修繕、どのような形で連絡等が役場のほうに入っているのですかという御質問でございます。

基本的には電話でいただくということが多くなっております。そのほか、当然役場に来られたときに2階にいらっしゃる、その中でこの部分がということで、直接お話も伺うこともございます。

また、いろいろな御依頼をいただく中で、当然個人的に電話いただいていることもございますし、地域の代表という形で、各自治会の代表の方からもいただいていることも数多くございます。

そういう中で、受取りの方法としてはそのような形で、主に庁舎内、役場の建設水道課に来ることがほとんどと考えています。

建設水道課の中で担当、ある一定程度、一担当ということで決めてございますので、そちらのほうを中心としまして、その対応をさせていただいているところでございます。

また、これらの対応を受けた中で、車両センターの職員のほうに、随時このような内

容、苦情も含めて来ているということで対応させていただいているところでございます。

また、2点目の優先、今、いろいろなお話をいただいた中で、どのように優先順位つけているのかということでございます。

これは基本的に、年間通じて御連絡をいただくことになってございます。昨年、今年と多くの町民、いろいろと細かい部分も含めて、先ほどお話ありましたが260路線ということでいただいておりますが、基本的には受けた順ということで受付をさせていただいております。

当然、受けた順番に、現地も含め対応をさせていただいているところが現状でございます。

その中で進めていく中で、受けている中でも、比較的早く簡単に終われる、難しい、それぞれございますが、基本的には順番という中で進めておりますけれども、特に、簡単に直営事業、職員が負えないという部分につきましては、借上げ等、業者の方をお願いしながらということもございますので、ある程度大きな規模になりますので待っていただく、ある程度延びるとということもございますので、そうなったときには随時連絡いただいた方に説明をさせていただきながら、順次対応させていただいているところでございます。

優先順位の決める根拠でございますけれども、例えば舗装、1つのぼっと穴あいているということであれば、当然受けた順に現場を巡回した中で決めていきますが、その中でも大きさ、一定程度走行する中で支障のあるという部分につきましては、現地を見た中で、今現在は現担当、現場担当含めて、うちの建設水道課の技術職員が中心となって、それらの頻度を、このぐらいであればすぐやろう、このぐらいではちょっと待とうというのを判断をさせていただいているところでございます。

もう1つ、ドライブレコーダーの部分でございますが、議員のおっしゃるとおり、ドライブレコーダーにつきましては、今後、道路の舗装点検へ向けて、AIということでドライブレコーダー専用、これは通常の、今、公用車にもつけている部分でございますが、それについては道路を診断するまでの仕掛けというか、そういうのはございません。

失礼いたしました。現時点、5年度でございますが、ドライブレコーダー設置対象車両でございますが、各課、建設水道課からはじまりまして、健康・こども課、健康管理センター、農林課、教育委員会、老人ホーム、町立病院と、それぞれの管理している車両でございますが、全13台、ドライブレコーダーつけているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 改めて、お伺いしたいと思います。

1項目めです。

いろんな苦情等、連絡あると思います。なぜ私こんな質問したかということ、町民の方

から、大きな声の人、これ音量じゃないですよ、察してくださいね。大きな声の人、もしくは議員に言われたらすぐ直しているじゃないかという声が多々聞こえます。それで今回こういう質問をさせていただいたのですが、優先順位もこれ、簡単か難しいか、言った順番かによって決めていると。すごく古典的だなと思いました。

そういった権限のある方、声の大きな方に言ったときに、しょうがないからやれよじゃなくて、きちんと断れるエビデンスをつくるためにも、こういったシステムを採用し、路面の損傷レベル、そして性状調査を行なって、断れるエビデンスをつくるというのが今後大事になってくるのかなと思います。

どうでしょう、そういった大きな声の方に左右されて直している部分あるのではないのでしょうか。お伺いしたいと思います。簡単には答えられないとは思いますが、そういうことないのですかね。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問について、お答えをさせていただきます。

担当部署においては、そのようなことがないように、適正、公正で公平な立場で業務を遂行しているものと私は信じているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど答弁させていただいておりますけれども、私の基本的な考えといたしましては、やはり道路の補修等につきましては、職員の定期的なパトロールによりまして、路面の損傷を十分に確認を行ない、そしてそれを基に一定程度の基準を定めて、そこで優先順位を決め補修していかなければならない、そう考えているところでございまして、この間も担当課と協議をさせていただいたところでございますが、私のほうでは、やはり声の大きい町民の方々からの要望、そして声が小さい方々の要望、そして声がない方々の要望、全ては平等と思っておりますので、そういった観点からいけば、やはり基本は職員の定期パトロール、これに尽きるのだろうと想着ございますし、先ほど答弁でもさせていただきましたが、DXを今後活用した道路の舗装の状況、もしくは砂利の状態等々を確認することによって、その技術を利用することによって、一定程度の補修の箇所、それから補修をすべき費用の算定等々も、今後そういった技術も開発されるだろうと、そう思っておりますので、そういった観点で、DXも含めて今後検討してまいりたいと、そう考えているところでございます。

議員提案の町道維持管理計画の策定につきましては、道路の現状把握と予算措置を含め、計画性を持って修繕を進めることは最善の方策の一つであると捉えてございませけれども、降雨による道路の損傷、あるいは北海道特有の凍結による損傷等も多いことから、現段階では維持管理計画の策定はなかなか厳しいものと判断をしているところでございます。

しかしながら、町道維持管理計画につきましては、有効な方策の一つと私も捉えてございませるので、今後、庁内関係部署で論議を深めてまいりたい、そう考えているところでございます。

いずれにいたしましても、道路損傷の補修につきましては、先ほど言いましたが、道路パトロール等により現状把握に努め、優先順位をきちんと定め、順次補修していくことを原則としつつ、町民からの情報提供、あるいは要望等もありますことから、そのようなことも考慮し、公正で、かつ公平な立場で補修に努めてまいりたい、そう考えておりますので、そういったことで今後も進めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） ただいま町長から答弁いただきました。町長の答弁ですので、町の方針ということになると思います。

町長から、パトロールに尽きるという話をいただきました。私も、この道路維持管理計画を早急に策定するというものではありません。今後、その計画を策定する上で、壊れる前に未然に防げる、それが一番予算かからないのですよ、道路って。そういうものを今後つくっていくという姿勢が大事だと思っています。

そして町長が言われました、パトロールに尽きる、僕はそう思わないのですよ。というのは、やはりこの管理計画ではないですけれども、道路の診断を行っていく、PDCAサイクル、これを取り入れなければならないと思っています。プラン、ドゥー、計画、実行、チェック、アクション、評価、対策、そういうものを定期的に行なって、パトロールをして目で見て、ああここは直さなければ駄目だ、それは公平、平等ではないと思います。

だってそうですよね。見たところだけ、言われたところだけ見ていたって、もっとひどいところあるかもしれませんよね。そういったことをきちんと把握して計画を立てて優先順位を決めていただきたいと思います。

そういった専門家もございますし、AIだけでなく、そういった道路を調査する。計画になったところだけでもいいです。予算はかかるかもしれません。ここはランクはAだよ、Cだよ、Dだよというようなランクをつけて、大きな声の人がここ直せと、いやそこまだBだから無理ですよと、言えるようなエビデンスをつけていただきたいと思っています。

確かにパトロールも大事です。日々のパトロールによって見つけることもございます。そこを平行していくことによって道路の維持、そして修繕に向けて、今日午前中から午後にかけて一般質問、他の議員からもありましたけれども、ああいう事態も防げるのかなと思っていますので、その辺の見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

ただいま柏崎議員お話しいただいた部分、非常に大事な部分と捉えてございます。

町長が言われました、パトロールにて巡回をしながらということも、確かに現時点で大事なことでございますので、当然それは継続しつつ、また、今後まだ普及はされてお

りませんが、今、話の一つとしまして、全国的にもD X、その中でA Iをという部分での診断ということでドライブレコーダーを活用できる、そういう診断で、職員がではなくてA Iが自動的にいち早く見つけるための、そういう仕掛けのついたドライブレコーダーが今後普及してくるというようなことも、全国的には話が始まっているということも聞いてございます。

そういう部分につきましては、今後まだ北海道、十勝管内についても、それらはまだ進んでございませんが、当然それらの状況を見ながら進めてまいりたいと思っておりますし、議員が言われました、修繕におきましての事前の、それぞれの点検、調査等も含めてのことにつきましては、修繕計画というもの、お話しいただきましたので、今の段階では担当職員が中心となって、その辺は決めている部分もございしますが、お話しいただいたことを十分認識した中で、今後このような取組も含めて実行してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） ほぼいい答弁をいただいているのかなと感じるところですが、これから計画に当たって、今までパトロール、目で見て、ここは損傷は激しいよ、まだいいのではないかというような、目で見て判断する、A Iもそうだと思うのです。写して、そこだけのものだと思うのですが、その中で、やはり地域の重要性、道路のですよ、重要性や交通量、そして地域特性、そういったものってA Iでは分からないと思うのです。そういうところは、今後そういう計画をいく中で大事だと思いでしょか。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

当然今、柏崎議員言われたこと、大事なことだと思っております。これらについては、今までいろいろな形でうちの担当職員、進めてきてございますが、十分、今いただいた御意見等も含め、実行していけるように柔軟な対応をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

7番藤田直美議員。

○7番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました2問のうち1問目、町民の命と健康を守る暑さ対策についてを質問いたします。

質問要旨。

記録的な猛暑が続き、地球温暖化の影響により年々気温は上昇することが予想されております。今から来年の夏の十分な対策をするべきです。町民の命と健康を守るための暑さ対策に、今後どのように取り組まれるのか伺います。

主に、エアコン設置に関しての質問となります。

要旨の明細。

1 項目め。エアコンのない厳しい生活をしている方がいます。エアコン購入補助を行なっている市町村に倣い、物価高騰、電気代の値上がりで設置を躊躇してしまわないよう、一般世帯も対象としたエアコン購入設置助成の実施をするべきです。

2 項目め。小学校の普通教室だけではなくて、災害時には避難所となる体育館や家庭科室、理科室等の特別教室、職員室のエアコン設置も速やかに設置するべきです。

中学校についても同じく、早期にエアコンを設置するべき、整備するべきと思いますが、見解を伺います。

3 項目め。図書館や公民館、町体育館などの公共施設では、町内各種団体の会議や懇談、イベントの会場、災害時の避難所として利用されていますが、大変暑くて集えないという声が多く寄せられております。

十分な目的が果たせない状況になっているため、エアコンを設置し、避暑施設として町民に開放するべきです。

4 項目め。ゲンキッチンは食品を扱う施設です。さらには火を扱うため、温度の上昇は避けられないと思います。昨今の猛暑を考慮するならば、速やかに調理場へのエアコン設置を行なうべきです。

質問の相手、町長、教育長。

一問一答細目方式ありでお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の、町民の命と健康を守る暑さ対策についての御質問に答弁をさせていただきます。

今年の夏につきましては、議員御指摘のとおり、7月、8月において30度を超えた日が29日間、そのうち、35度を超えた日が5日間あるという記録的な暑さとなり、また、暑さと湿度の関係で、ほとんどの人が不快を感じる不快指数80を超える日が36日間あるなど、公共施設を利用されている皆様におかれましても、大変厳しい年であったと感じております。

御質問の1点目ではありますが、夏は比較的冷涼な北海道でも、近年では真夏日や猛暑日になる日が多く、熱中症予防に必要な日が増えているため、夏の暑さ対策としてエアコンの設置は非常に有効であると考えております。

道内においては、暑さ対策としてエアコン設置助成を行なっている自治体は見受けられませんが、道外自治体の事例や省エネ、脱炭素を目的とした補助制度を活用する方法などを検討し、近隣市町村の動向も参考にしながら検討してまいりたいと考えてお

ります。

2点目につきましては、小学校の普通教室は夏休み中にエアコンの設置が完了をし、2学期から使用しているところではありますが、学校のエアコン設置につきましては、児童生徒が大多数の時間を過ごす普通教室への設置を一番に優先すべきと考えておりました。令和6年度には中学校の普通教室にエアコンを設置いたしたく、現在、工事費の積算等の準備を進めているところでもあります。

また、理科室等の特別教室や職員室のエアコン設置につきましては、必要性は十分に理解しておりますが、設置するに当たっては財政上における課題を伴うことから、まずは普通教室への設置を優先をし、普通教室と比較して使用頻度の少ない特別教室につきましては、当面の間、気温の高い日には授業内容や授業科目を変更して、特別教室を使用せずに普通教室を使用するなど暑さ対策を講じ、児童生徒の健康管理に努めてまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、適切な室温管理や小まめな水分補給により熱中症を予防し、児童生徒が健康的かつ快適に学習できる環境整備に努めてまいりたいと考えています。

3点目につきましては、昨年、町内にあった書店が閉店をし、本を手にする機会が減る中、図書館は幼児から高齢者までが利用できる身近な学びの場であり、図書館が町民の読書に対して担う役割はますます重要になると認識しております。

また、公民館は地域住民が集う交流と学びの場、体育施設は町民のスポーツ振興や健康維持を図る場として利用されている状況にあります。

御質問のありました施設につきましては、その多くはエアコンが設置されておらず、窓を開け扇風機を使用するなどして暑さ対策をしておりますが、施設利用者からもエアコンの設置を望む声が寄せられております。

社会教育課が所管する施設では、勇足、仙美里地区公民館で学童保育所として利用されている部屋と、銀河アリーナのロビー以外はエアコンが設置しておりません。

現在、一部の施設でエアコン設置費用の算出に向け準備を進めておりますが、所管する施設の利用目的や利用状況、また、今後の施設の在り方や避難所指定の有無なども考慮した上で優先順位をつけ、財政実働を考慮しながらエアコン設置に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

仮にエアコンが設置されるに至った場合には、御心配いただいた目的が果たせていないという状況は解消されることとなりますので、避暑施設としての開放については、施設本来の利用目的を優先した上で、災害時の避難所と同じような考えで、利用が可能かなどについて、公共施設を所管する課全体で検討を進めてまいります。

4点目につきましては、ゲンキッチンは平成24年4月に開設以来、3つの加工室と実習室を備えた農産物加工施設として、近年は年間約1,000人、夏の期間には約200人に御利用をいただいているところです。

御指摘のとおり、加工室、実習室におきましては火気を使用するため、猛暑日には室温が35度から36度に達することもあることから、窓を開けての換気等も行なっておりますが効果がなく、利用者からも改善を望む声が出ているところであります。

このような状況から、利用者の利便性の向上と健康面への配慮、さらには食品衛生面からも、今後、エアコン設置について検討をしてみたいと考えています。

いずれにいたしましても、公共施設につきましてはその用途のみならず、議員御指摘のとおり、災害時には避難所として活用する施設も数多くありますことから、限られた財源の中でエアコン設置における優先度について十分に考慮し、設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） それでは、まず1項目めに再質問させていただきます。

エアコン購入設置補助については、道内ではないということでしたが、近年、御存じのとおり北海道も大変暑い、道外と変わらない暑さ日数が続いているということも先ほどの答弁で述べられたように、道外では高齢者に対しての補助をしているところが多く見られておりますが、乳幼児や障がい者、体調の悪い方にも大変必要なものとなっております。

幅広い世代に対する対応をするため、全世帯を対象に、また、エアコンが未設置の世帯だけではなくて、古くなり買換えを考えている世帯にも省エネの定義を満たす機種を購入することを条件にするすとか、購入設置補助をするべきだと思います。

先ほどの御答弁にもありましたように、ゼロカーボン社会を形成する取組の一つともなりますし、脱炭素への取組の一つとなると思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

ただいま質問ありました、一般家庭へのエアコン補助に関してですけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、道内ではまだこういった全家庭を対象としたものは補助制度はないということで、全部確認できているかどうかは分かりませんが、ちょっと見受けられませんので、道外であれば、設置に関して上限を決めて、5万円までの補助ですとか設置の3割とかという制度はございます。

確かに、ここ最近の北海道の夏は非常にエアコンが欲しくなる日が続いておりまして、一度エアコンを使ってしまうと離れられないという状況であります。

ちょっといろいろ調べましたところ、2年ほど前までは北海道内、設置割合が4割程度、ここ一、二年というので暑い日が続いていますので、恐らく北海道でも五割程度の家庭には設置されているかと思われませんが、いまだにまだ半分の方は、まだエアコンなしでも耐えられると思っているのか、つけられないのか、まだ設置されていない方が大

勢いらっしゃるということは確認しております。

ただいま議員おっしゃられたとおり、高齢者ですとか障がい者、乳幼児等のためのエアコン設置という面では非常に補助制度は有効かと思われませんが、今現在、道内で見受けられる助成に関しましては、先ほどの脱炭素、省エネということで買換えという部分で、今つけている方が買換えるという部分をやっている市町村はございます。

また、基本的には灯油をやめてガス、電気に換えるという取組の中で、エアコン設置に補助を出しているところはありますので、そういったものも含めながら、どういった補助内容がいいのかというところも含めまして、近隣町村の状況も含めて確認しながら検討していかなければならない問題だなと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） エアコンを設置している家庭、設置して利用していない家庭についても、効果的な利用ができるよう周知、啓発が必要だと思います。

国においては積極的な暑さ対策を推進するような通達も出されていると思いますが、各家庭での熱中症対策をしていただき、判断に必要な熱中症対策に関する正確な知識を確実に、必要としているところに情報提供をしなければならないと思いますが、そういう取組はやっているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

ただいま質問のありました、エアコンの正しい使い方ですとか暑さ対策に関してですけれども、町で現在行なっているものとしては、例えば暑い日には食中毒だけではなく、暑い日が続きますということで同報無線を流したりですとか、皆さんに啓発等を行なっておりますが、エアコンの使い方的な、そういった細かいところまでの対策を皆さんに周知するというところまでは行なえていないのかなと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 本町のエアコン設置状況の実態なども把握して、必要と思われる世帯にはお知らせする支援というのも今後必要なのではないのかと思いますが、その点についての見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

エアコンの設置状況、なかなか町内でどの家庭についているのかというところ、隅々まで確認することは難しいかとは思いますが、町民の命を守るという部分では必要な取組かと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） それでは、2項目めにいきたいと思います。

7月、8月の猛暑の中で授業と登下校、熱中症対策などなど、本別中央小学校の児童生徒、そして先生たちは今まで経験したことがない学校生活を送っております。今年の児童生徒、そして教職員の皆さん、本当に大変な中頑張っていると思うのは私だけではなく、町民の皆さんが思っていることだと思います。

小学校は今年2学期から普通教室にエアコンが設置されましたが、中学校にエアコンが設置されていないため、猛暑日が予想されたときに、中学校だけ臨時休校になりました。

家に帰ってもエアコンがない御家庭では勉強できる状況にありません。熱中症対策と家庭での過ごし方はどのように指導したのか伺いたいのと、中学校に来年度、普通教室に設置する予定ということでしたが、普通教室だけではなく特別教室にもつけ、また、設計をして採択されて設置するまでに2年かかるような御答弁があったかと思いますが、そのようなことにならないように、一遍に学校に関してはつけるべきだと思いますが、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、藤田議員の質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、中学校の臨時休校になったときの過ごし方という部分になりますが、こちらについては暑さのため臨時休校ということですので、自宅で過ごすようにということ指導のほうはしております。

次に、特別教室にも一遍にエアコンの設置をしたらどうですかという御質問だと思いますが、特別教室なのですが、こちら各学校に5教室か9教室あります。

まず特別教室なのですが、エアコンを必要とする時期でいいますと、夏休みの前後2週間ぐらいかなと思います。その2週間の中で特別教室使う回数というか頻度、どれぐらいあるのか、その辺も見極めて、まず全ての特別教室に設置が必要なのかどうかを考慮しながら考えていきたいと考えております。

あと、今回、中学校のほう、普通教室に次年度設置させていただく予定にしていますが、今のところ工事の積算は特別教室は入っていないのですが、職員室、校長室を含めた中で工事の設計を今のところ積算をしているところです。

特別教室のエアコンの設置に関しては学校内の優先度もありますし、また、町全体で考えたときの優先度もありますので、そちらを考慮しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） それでは、3項目めにいきます。

環境省などの暑さ指数の予測値が33以上になった場合に熱中症警戒アラートを発

表し、注意を呼びかけてきましたが、全国的には、本町では熱中症で亡くなったという方は私は確認はしていませんが、全国では熱中症で死亡する人が後を絶ちません。

このため環境省では、さらに気温が高くなり健康に重大な被害が出るのが予想される場合、一段上の熱中症警戒アラートを発表して警戒を強化する、地球温暖化対策に関する気候変動適用法に盛り込み、法律の改正が閣議決定されました。

その中には、特別警戒アラートは都道府県知事に通達され、該当する自治体、また、あらかじめ指定した避暑施設の開放義務づけを盛り込み、避暑施設を開放するように通達をするということになっております。

図書館については、先ほど御答弁にあったように幼児から高齢者、障がい者、デイサービス施設の人たちが利用されております。暑い状況ではゆっくりできず、隣町の図書館へ行く方もおります。

中学校にエアコンが先ほど言ったように設置されていないため、先ほども言いましたが中学校だけ臨時休校になったときに、家に帰ってもエアコンがない家庭では勉強できる状況ではないということも聞いております。

早期に、特に災害避難所に指定されている施設は、平時でも有事の際も幅広い世代で利用できるクーリングシェルターとしての機能を果たすべきだと思いますが、避暑施設選定についての考えを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 再質問にお答えさせていただきます。

避難所としてのクーリングシェルターということですが、公共施設、社会教育課が所管している施設ですけれども、施設本来の利用目的がありますし、暑さは日中だけではなく、夜間もあることですから、住宅にエアコンを設置していただくのが望ましいとは思いますが、個々の事情もありますので、施設の開館時間の範囲内で開放することが可能かどうか検討をしてみたいと思います。

あと、今、エアコンの設置を検討していますが、そのほか町の所管する施設の中でエアコンが設置されている施設もありますので、関係課とも協議をした中で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 本町には、災害避難所に指定され、早期に開設される場所、初期というか早期に避難所として開設される場所が10か所あると思いますが、早期にということで先ほど御質問しましたが、早期に優先的に、そういうところはすべきではないかなと思いますが、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの災害避難所についての御質問ですので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、今、藤田議員おっしゃったとお

り、早期に開設する場所については10か所というところで想定をしているところでございますが、一番最初に開けるところについてはどこなのかというところで考えておまして、先般、災害対策本部において、雨を想定した避難については、まず第一に開けるところにつきましては総合ケアセンターの2階のホール。こちらにつきましては、もうエアコンが設置されておりますので、まずこちらを第一として考えております。

もう1つ、浸水時ではなくて突発的な場合につきましては、基本的には中央公民館を一番最初に開けるべき施設として考えておりますが、こちらにつきましては、今の状況においてはまだエアコンのついていない状況ということで、先ほど来からお答えさせていただいているところでございますけれども、こちらにつきましては避難所の開設状況も含めた中で、エアコンを設置すべき優先順位について、ただいま、これまでの答弁にもございましたけれども、どこの施設を一番最初につけるべきかというところにつきまして、関係部署において、今、協議をしているところでございまして、今ここで、じゃあ中央公民館につけますというお答えはできませんけれども、そういったことも考慮しながら、災害時における避難所というところも考慮しながら、今後、考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 災害避難所として中央公民館、優先されていくのかなと聞いておりました。

先ほど来から緊急性、優先度など、各部署と連携を取りながら進めていくということでしたが、災害においては各年代、利用するということではありますが、特に幼児、子ども、弱者といわれる、要支援者といわれる方たちがおります。緊急性、優先度を考慮していることですが、子どもの命と健康を守ることに優先する事業があるのかなのか、その点について伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいま藤田議員おっしゃったとおり、優先すべきところにつきましては、やはり弱者の方をいかに守っていくかというところについては、優先すべき点だと考えております。

その中におきましても、一般の方も利用できるというところも踏まえた中で、町長の答弁の中にもありましたけれども、限られた財源の中で、単年でどれだけできるのかという部分もしっかり慎重に検討しながら、こちらについては考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 4項目めに移ります。

ゲンキッチンへのエアコン設置でございますが、先ほども、食品を扱うところですのでつけることを検討するということでしたが、本別町のゲンキッチン、現在、大量調理施設衛生管理マニュアルというのが厚生労働省から出されておりますが、その中で、施設整備の管理ということで、施設は十分な換気を行ない高温多湿を避けること。また、温度設定についても書かれております。

調理場は湿度80%以下、温度は25度以下に保つことが望ましいとなっておりますが、本町については何度になっているのか。このままでは利用する方が激減するのではないかなという感じしております。

利用したい方はたくさん、私はいるという認識でおりますが、その点についての見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

室温につきましては、猛暑日については35度から36度になっております。

湿度については、70%から80%という状況になっております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 湿度については80%以下ということなので、これはクリアしているのかなと思いますが、温度管理については、今どのような状況になっているのか。

調理をする場合、温度設定、望ましいというような形で出されておりますが、その後の、調理をした後30分以内に飲食をしなければならないだとか、そのままの室温では駄目だとか、いろいろ規定があると思います。

室温に限らず衛生管理という部分で、その室温であるときに、冷凍庫ですとかその他の機材の温度というのはどのようになっているのか。保健所の指導にありますように、そういう温度管理も大変重要だと聞いております。

その温度管理について、もう少し伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

温度管理につきましては、先ほど室温が35度から36度になるということで、エアコンがないものですから窓を開けての換気、それと、扇風機とサーキュレーターということで空気を循環させているのですけれども、温度が下がらない状況にあります。

ただ、調理に関しては、作ったものにつきましては、冷蔵庫、冷凍庫を設置しておりますので、そちらのほうに保管をして、衛生管理は保てるようにしているという現状であります。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 飲食店においては、室温管理もちろんですが、冷凍庫、冷蔵庫

の中の温度というのも、とても重要になっておりまして、室温が高くなるとその中の、庫内の温度も上がるということから、その温度管理をしてほしいというような指導も受けております。

そういう管理をしているのかどうか、また室温を高温にならないようにしておけば、もっと利用者が増えるというような見解ではないのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午後 3 時 1 2 分 休憩

午後 3 時 1 3 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

飲食店と違いまして、農産物の加工施設という位置づけになっておりますので、常駐するスタッフ 2 名配置しておりますので、その 2 名が温度管理をしっかりしているような状況にあります。

それと、暑くて利用者がということなのですけれども、確かに利用される方、強い要望というのはないのですけれども、暑いねですとか、エアコンないのですねとかというところもありますので、そういうのが解消されれば利用者増につながってくるのかなと考えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7 番（藤田直美） それでは、通告しておりました 1 問目を終えて 2 問目に移りたいと思います。

2 問目。

質問事項。

情報発信力の強化を。

質問要旨。

行政サービス向上のため、ソーシャルメディアを利用した情報発信をしていくことが今後のまちづくりにおいては重要だと思います。

具体的な手段としても、最も利用率の高い L I N E アプリを使用することが望ましいと考えます。

昨今、住民ニーズに応えられるよう L I N E 公式アカウントを利用している市町村が増えております。災害時の情報発信、公共施設の破損場所連絡ツールなど、多様な行政サービスが L I N E 公式アカウントを利用して提供されております。

本別町の情報発信力を強化し、より町民の方が暮らしやすくなるためのプラットフォームとして、L I N E 公式アカウントを導入することで、以下の活用も見込まれると

と思いますが、見解を伺います。

1つ目。トーク機能を活用した1対1のコミュニケーションが充実しているため、行政による相談業務に最適なサービスであり、運用の仕方によってははじめ、虐待の相談窓口となり、社会問題にもなっているヤングケアラーや、中高年化している引きこもりの方の相談窓口などへも活用可能ではないか。

2つ目。子育て、住まい、ごみに関する情報を掲載し、大型ごみ回収など、申込みなど、各種申込みへの活用ができるのではないのでしょうか。

3番目。パブリックコメントや災害など、緊急時の情報共有への活用について。

以上、3点について、活用すべきと思いますので、その見解について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の、情報発信力の強化をについて、3項目の御質問となっておりますけれども、本町におきましてはLINE公式アカウントはまだ導入しておりませんので、個別の対応ではなく、総体的にお答えをさせていただきます。

現在、本町は町広報紙と町公式ホームページ、同報無線で情報を発信しており、町民自らが自治体の情報にアプローチしなければならない媒体となっております。

最近ではスマートフォンなどの端末機が普及したことで、自治体が町民にアプローチすることが可能なSNSの一つであるLINEを活用する自治体が増えてきております。

LINEは国内で利用者数の最も多いSNSで、いち早く届けたい情報をスマートフォンなどの端末機に通知できる機能を備えていることから、LINE公式アカウントを導入するメリットは大きいものと捉えております。

一方、導入に対する課題といたしましては、町民がより使いやすい環境を構築する場合には、外部事業者への委託が必要となることや、町民がLINEのアプリケーションがインストールされている端末機を持っており、友達登録の操作が必要であること、また、LINEを使わない人や使えない人がいる場合は効果が薄れることなどが挙げられますが、情報発信を強化することで、より便利で快適な町民の生活環境構築に向けて、課題を解決しながら、LINE公式アカウントの導入を検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 先ほど、LINEの利用についても大変多いというような御認識があるようです。

その上で、総務省の統計では、日本におけるスマートフォン利用率89.4%、年代別で見ても、20代、30代は約95%、60歳以上までの各年代で80%を超える利

用率となっております。

ソーシャルメディアの中でも、令和3年の統計ではLINE利用率は全世代、10代から60代で92.5%、前年度の90.3%よりも1年間で2%近く増加していると報告をしております。また今後も伸びることが予想されており、効果が薄れるというような先ほど御答弁もありましたが、効果については、興味のあるものを載せて、それを使っていただくということが一番ではないかなと思います。

ホームページの掲載の件もありましたが、ホームページについては情報量が多いため、必要な情報を探すのに手間取るという声も聞いております。

LINEを活用して、よく使われる、子育てですとか、先ほど言ったごみの関係、移住の関係もそうですが、そういう機能を使えばシンプルで分かりやすい訴求が可能。

全国には様々な理由で相談に行くことや電話をすることができない方、難聴者の方や外国の方もたくさん多くいらっしゃいます。現在、本町には少ないかもしれませんが、そのような方のニーズに応えることもでき、支援を必要とされている方からのSOSに対して、いち早く対応できる、そういう認識もおありということも先ほど聞いておりますが、そういう方たち、現在そういう庁舎まで来れない方たちの対応というのは、現在どのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午後3時21分 休憩

午後3時22分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問について答弁をさせていただきます。

答弁漏れがありましたら、また再度御質問いただければと思っております。

まず、LINEのところでございますが、私もLINEは活用してございますが、先ほどLINEを使わない人や使えない人がいる場合は効果が薄れるということ発言をいたしました。そのようなことではないのでないですかというお話でしたが、やはり九十何パーセントの町民の皆さんがスマートフォンをお持ちであったとしても、残りの何パーセントの方々はスマートフォンを持っていないということになります。

また、全ての事業もそうでございますが、持ちたくても持てない方もいる、そういった場合に、特にそういう弱者に対しての手厚い支援が、今、時代として必要だということは十分御理解をいただいていると思いますが、そういったことも踏まえて、LINEのアカウントをつくらないと私は申し上げているのではなくて、課題を解決しながら、LINEの公式アカウント導入に向けて検討してまいりたい、そう答弁してございますので、御理解を賜りたいなと思っております。

また、ホームページ等々におきまして、LINEからホームページを見るというのではなくて、通常のスマホからもホームページには見れますし、また、パソコン等から

も本別町のホームページを御覧になることはできるということで私は思っております。

いずれにいたしましても、そういった情報網に関しまして、LINEも一つのSNSでありますので、時代のニーズに沿った形で、町の行政各種におきましても、そういったLINE等を活用しながらアカウントの導入をし、町民の皆さんに情報発信力をさらに強めていきたいと、そう考えておりますし、そのような方向で検討してまいりたいと思いますので、その辺を御理解いただき、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） スマホを持っていない方のことも考えなければならないということもございましたが、ホームページについてもそうですが、パソコンを持っていない方もいらっしゃいます。

まず、どの端末の使用率が高いかということについても、スマートフォンが一番持っているということになっておりますし、さきの議員から自治体DX化の質問もございました。

災害対策、また町民との暑さ対策についての情報の共有としてLINEを使い、安心、安全なまちづくりを進めるべきだと私も思いますが、SNSでのコミュニティ形成が浸透している現代においては、このような行政サービスが展開されることで、行政に対する相談やコミュニティのハードルが下がるのではないかと思います。再度見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再々質問について答弁をさせていただきます。

そういった議員のおっしゃるとおりでございます。そういったこともひっくるめて、今後、LINEの公式アカウントの導入について検討していくと、私はいずれも答弁をさせていただきます。

ここの部分につきましては、相談とかコミュニティとかいろいろありますけれども、何度も同じことを言いますが、LINE公式アカウントの導入をしないというわけで私は答弁をしているつもりはなく、前向きに公式アカウントの導入を検討していくこととありますので、その辺については御理解を願いたいと思いますし、そういったことで行政を進めてまいりたい、そう考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○7番（藤田直美） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次に、9番高橋利勝議員。

○9番（高橋利勝） 議長の許可を得ましたので、通告をいたしました1問について質問をさせていただきます。

質問事項。

町の各施設に計画的にエアコンの整備を。

ただいまの藤田議員の答弁で、一部私の質問にかかる部分もありますが、改めてお聞きをしたいと思います。

記録的な暑さが続き、町民や職員から町の各施設にエアコンの整備を求める声が強くなります。

財政的なこともあることから、計画的に整備すべきと思いますが、考え方を伺います。

5月8日以降のコロナ禍に対する規制緩和もあって、町民の皆さんのイベントや活動への参加が活発になっています。

しかし、記録的な暑さが続いていることから、ただいまの藤田議員の質問にもありましたように、町の施設利用時にエアコンを使用できるよう整備を求める声が強まっています。

また、職員の皆さんも、職場が連日30度を超える室温の中で働いており、中には体調を崩された職員もいると聞きました。

職員の健康管理と仕事の能率向上にもつながることからエアコンを整備し、職場の環境改善を図ることが必要だと思います。

ただ、整備に当たっては財源が伴うことから、庁舎内に検討委員会等を設置し、町民の声や職場の声を聞き、計画的に進めることが大事だと思いますが、考え方を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 高橋議員の、町の各施設に計画的にエアコンの整備の質問に答弁をさせていただきます。

藤田議員の質問でもお答えさせていただいておりますが、議員御指摘のとおり、今年は記録的な暑さとなったものと捉えております。

また、空調設備の整っていない役場庁舎におきましては、室外よりも高温多湿になっていたことから、執務に当たっている職員の健康と作業効率の向上の観点において、エアコン整備の必要性を感じているところであります。

御質問にあります、職場環境の改善につきましては、職員で設置しております、労働安全衛生委員会において毎年検討しているところであり、これまで暑さ対策として、職場に扇風機を設置するなどの改善を行なってまいりましたが、本年については、委員会の会議でもエアコンを設置できないものかとの話も出ていたところであり、役場庁舎を訪れる町民の皆さんからも、庁舎にエアコンをつけないのかなどの御意見もいただいたことから、現在、役場庁舎のエアコン設置費用につきまして、業者に見積りを依頼し、積算を行なっているところであります。

エアコンの整備につきましては、職場環境の改善を考えたときに、非常に重要な課題であると捉えているところでありますが、庁舎全体にエアコンを設置することとなると多額の費用が予想されること、また、公共施設においてもエアコンが設置されてい

い施設がまだあることから、藤田議員の質問に答弁させていただいたとおり、限られた財源の中で、設置における優先度や財源の確保策等についても十分に検討しながら、公共施設の環境改善に努めてまいりたい、そう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） ただいまの答弁、先ほどの藤田議員の答弁にもありますが、非常にエアコンを整備する声が大きくて、なかなか、今言われたように、財源を確保するというのは大変なのでしょうが、優先順位を決めてとか、また、財源を考えてということでもありますけれども、それはそれとして受け止めますけれども、やはり優先順位を決める、財源の問題を考えるに当たっては、町民の皆さんの理解があつて、本当に町民の皆さんが、ああこの部分については、例えば優先順位でいうと本当に先だねとか、また、あとは財源の問題がありますから、財源との関わりをやっぱり含めて、私は説明できるようにするということが、町民の理解を得るということが大事だと思いますし、そのためには、やはり私は計画的、実質計画的にという答弁のように聞こえますけれども、計画的に取り組んでいただきたいということと、あとは、この計画実施に当たっては、先ほども申し上げましたけれども、より多くの町民の皆さんや職場の皆さんの声を聞いて、計画的に進めるに当たっての参考にするということも大事ではないかと思っています。

また、ただいま職員の皆さんの職場改善について、労働安全衛生委員会で協議するというのですが、この庁舎内の整備についても、具体的にどうしていくのかということとは、やはり何よりも職員の皆さんの声が優先されるべきだと思う。

その意味では、労働安全衛生委員会で協議をするということは、私は大変重要なことだと思いますが、改めて今後、進めていく上に当たっての町長の決意を、一言お伺いをしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に答弁をさせていただきます。

今、高橋議員から御指摘のあったとおりだと、私も認識しているところでございます。

やはり、この暑い環境の中、エアコン設置は必須であろうと、そう捉えているところでございます。

しかしながら、優先順位を決める場合、どのような形で決定をするのか、それについては十分検討をしていく必要があると私は思っております。

例えば、文化施設を利用される方は文化施設を第一優先と考えますし、スポーツを親しまれる方につきましては体力増進センター、もしくは体育館を第一優先とすると。それぞれ皆さんが御利用いただく施設が、優先順位が、町民の皆さんの声聞くと第一なんですね。

そういったことも全て含めながら、こういった利用者が、どのぐらい人数がいるのか、そして、それが健常者なのか弱者なのか、もしくはお子さんなのかお年寄りなのか、そういったことを総合的に勘案をしながら、それではこの施設から順次やっていきたいと思いますという、そういう順位立てには私はなろうかと思っております。

昨年度から準備を進めてきました、小学校のエアコンもそうでございます。私は、まずは児童生徒からエアコンを設置をし、学びの場を改善したいという運びで今年度予算計上をし、議会で皆さんの御意見を賜りながらそれを決定して、本年、夏休みに工事に着手をし、夏休み中に完了し、2学期から小学校の児童の皆さんがエアコンある教室で学びを始めた。

私は昨年度からもお話ししてありますが、小学校の次は中学校にエアコンを設置したいというところで、今、準備を進めてきたところでございますが、まさか今年のように、こんな猛暑が何日も続くとは思ってもいなかった部分もございますけれども、いずれにいたしましても、この異常気象の中、今後もこのような蒸し暑い夏が続くということが想定できますので、役場庁舎施設も含めまして、どこの施設からエアコンを整備していくのか、そして、そこのエアコン設置には補助金が出るのか、補助メニューがあるのか、その辺もしっかりと研究をしながら導入を進めてまいりたいと、そう考えているところでございます。

ちなみに、中学校は来年予算計上させていただきたく、今、準備を進めておりますが、中学校につきましては計画を提出し、今後、国に対して申請をし、補助メニューの中で導入をしてまいりたい、そう考えております。

各施設におきましては、そういった補助メニューがない場合もございますので、そういったことも総合的に考えながらエアコン設置をしてまいりたい、そう考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 今、答弁の内容については理解できますが、しかし暑さとか、こういう記録的な暑さとなると、やはり町民の皆さんや職員の皆さんの気持ちというのは、もっと強いものが私はあるような気がします。

したがって、今、町長が答弁されたような形で進めるにしても、やはりその状況によっては一定の考慮をしなければならないようなことがあり得るような気もしますが、その辺について改めてお伺いします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 費用面も併せながら、いろいろな課題もあろうかと思いますが、町民の皆さんの要望をしっかりと承りながら総合的に優先順位を定め、エアコン設置に努めてまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、この町内の全公共施設を1年で全てエアコンを設置することには財政的にもなりませんし、また、機材、資材等の関係もありますので、

そういったことにつきましては多分無理があるのだらうと思っておりますので、そういった観点からも年次計画を立て、準備、整備をしてまいりたいと、そう考えておりますので、御理解をお願いしたいなと思っております。

これをもって答弁とさせていただきます。

○9番（高橋利勝） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しがありましたので、2問の一般質問を行ないたいと思います。

まず1問目ですが、デジタル田園都市国家構想総合戦略には慎重な対応をとということで、伺っていきたいと思います。

本構想は、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータを民間に開放し、企業の儲け先にしようとしているとの見解があります。

本町総合戦略の改訂では、創意工夫を生かし、慎重な対応をしていくべきと考えますが、見解を伺います。

住民の皆さんの暮らしに役立つデジタル化は、否定するものではありません。しかし、現在進められている地方自治体における行政のデジタル化は、自治体が持つ膨大な個人情報のデータ活用を成長戦略として企業に開放し、儲けることを目的とした改革であるとの見解もあります。

これまで自治体が個人情報保護条例の各自治体ごとの保護規定や、自治体が行政運営のために福祉や教育の制度でそれぞれ運用しているコンピューターシステムも統一、標準化していこうとするとのことで、自治体はその具体化に追われているとのことです。

また、この対応について、知事会や市長会、町村会などから、行政事務に裁量の余地がなくなる疑念があり、地方の創意工夫を可能とする仕組みと、自治体の負担とならないようにすべきとの厳しい声が上がっているとのことです。

付け加えますと、3つのリスクとして指摘されているのは、1つ目には、当然自治体が負債を抱えることになる。2つ目には、自治体の裁量がなくなるのではないか。3つ目には、既存サービスが淘汰される。これが、例えば九州の五島市議会などではこのようなことで挙げられておりますけれども、これらの内容を含んでいると思っております。

これらを踏まえて、年度内を目指すとする本町総合戦略の改訂では、福祉でまちづくりなど本町独自の創意工夫を生かし、慎重な対応をしていくべきと考えますが、見解を

伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員の、デジタル田園都市国家構想総合戦略への対応についての御質問にお答えをいたします。

デジタル田園都市国家構想総合戦略につきましては、行政報告においても御説明をいたしました。国では、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すデジタル田園都市国家構想の実現に向け、地域の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化、進化することとしており、そのため、昨年12月にこれまでの、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂をし、デジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定をし、閣議決定されたところであります。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、国の総合戦略を勘案し、地域の個性や魅力を生かした、地域が目指すべき理想像を再構築した上で、地方版総合戦略の改訂に努めることとされています。

議員御指摘の個人情報のデータ活用につきましては、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないよう、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないよう、国が定めるルールに従って加工した情報、いわゆる匿名加工情報の集合体で、一般的にはビッグデータと呼ばれるものでありますが、ビッグデータにつきましては、それを利用することによって新たな産業の創出や経済活動の活性化が期待でき、結果として国民生活の利便性の向上に寄与されるものと認識しているところであります。

また、住民情報の行政システムにつきましては、令和7年度末を期限に、住民基本台帳や個人住民税など20業務につきまして、全国標準に統一したシステムを構築をし、全国的なクラウド環境で利用していくこととされています。

御指摘のありました、行政事務の裁量の余地がなくなる懸念と、地方の創意工夫を可能とする仕組みにつきましては、本町のシステムは、これまでも個別の開発をほとんど行なわずに業務を行なっていたことから、標準準拠システムには滞りなくスムーズに移行できるものと考えており、標準準拠システムを利用することにより、全国共有可能なシステムを迅速に構築、展開することが可能となるため、自治体において個別開発する必要がなくなり、人的、財政的にメリットがあることや、他の自治体との連携により、住民の利便性の向上に資するものと考えております。

本町におきましては、先日御報告いたしましたように、国の総合戦略を踏まえ、現在の第2期本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、本年度内に本別町デジタル田園都市国家構想総合戦略へ改訂する予定としておりますが、新たな総合戦略においては、雇用、交流人口の創出、結婚、出産、子育ての希望を叶える魅力的な地域づくりといった基本目標の実現に向け、議員御指摘の福祉分野やその他の分野におきましても、デジタル技術をいかに活用するか検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま町長のほうから答弁をいただきました。

私からは、先ほど申し上げた3つのリスクということで申し上げたのですけれども、その一つ一つについて、本町としてはどう考えていくのかということ伺いたと思います。

リスクの1つ目として挙げられているのが、まず整備のために当然お金がかかると。自治体が負債を抱えるというようなリスクがあるのではないかと。

2つ目ですが、1つの形に集結していくので、本町の独自の裁量というか、本町としての特色というものが失われていくのではないかと。

それから3つ目のリスクとしては、1つの形が示されるわけで、本町の独自の既存のサービスなどが、これに影響を受けてサービスが続けられなくなる、あるいは淘汰されるということはないのか。

その3点について、それぞれ考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの3つのリスクにつきまして、議員御質問の内容につきまして、システムの統合化、標準化について問われているのかなというところで、私のほうからその観点で答弁をさせていただきたいと思います。

まず、自治体の負債というところでございますけれども、当然システムを入れ替える場合につきましては、これまでも1億円を超える金額でシステムを入れ替えてきてございます。

本町において、この標準システムに乗るスケジュールが、ちょうど本町のシステムの入替えの時期と重なるタイミングで業務を行なっていこうと考えておりますので、これにつきましてはこれまでどおりのシステムの入替えにかかる、費用についてはかかるものと捉えておりますが、これがたちまちこの標準化における負債とは捉えていないところでございます。

なおかつ、標準化に乗るに当たりましては、国のほうから交付金というのも出る予定となっております。具体的な金額についてはまだ示されておりませんが、そういったところにつきまして活用していきながら、標準システムのほうに移行をしていきたいと考えております。

独裁量、特色が失われるのではないかとという部分と、既存サービスの中止があるのではないかとこの御質問、これは同じような御質問かと考えておりますが、確かに全国市長会において、こういった形の質問について総務省のほうに向けられたものがございます。

総務省の回答といたしましては、基幹業務、20業務については基本的には統合するけれども、そこに、例えば独自でやるようなサブシステムについては、きちんと連携する形を取りながら、そういった中から、本町でいえば町の独自性を出していくことは可

能ですよということで回答もされておきまして、現状におきまして、先ほど町長の答弁でもさせていただきましたが、基本的に本町におきましては、これまでもシステムのカスタマイズといいまして、システムを改造することなく買ったままの状態です。使っておりまして、それ以外のサービスにつきましては、外付けのシステムを利用しながらサービス提供させていただいておりますので、この辺につきましても、本町においてはあまり影響なく標準化のほうに移行できるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの答弁では、自治体としての対応はスムーズにどうか、可能に行なわれていくという趣旨の答弁だと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、システムを替えていくということは、当然補助もあるという前提で申し上げますけれども、これはやはり大きな金額が伴うのではないかとございます。

現存のシステムをもう使わないで、新たなシステムを導入していくというときの負担というのは、今後どのくらいの見込を考えながら、そして、それは100%国の補助等で賄われるものなのか、自治体負担としてはどの程度が考えられるのか、現状でもし分かっている部分があれば伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） システムの導入につきましては、今現在におきましては、おおむね1億5,000万円程度かかるのではないかとされております。

こちらにつきましては、先ほども答弁させていただいておりますが、基本的にシステムにつきましては、7年から8年に1度更新をさせていただいております。なぜかといいますと、コンピューターシステムというのは日々いろいろと改良されておきまして、保守、メンテナンスが受けられなくなるというのが大体そのくらいになっておりますので、七、八年をめどに、本町においても、これまでもおおむね七、八年をめどに一億二、三千万円の金額をかけながら更新をさせていただいているところでございます。今使っているのが4代目のシステムになりますか。そういった形で使わせていただいているところでございます。

補助につきましては、まだ国のほうから正確な数字出ておりませんので、ここでちょっとお答えすることできないのですが、満額がそこで充てられるとは考えていないところであります。国のほうといたしましては、人口規模に応じて交付金を算定するというところでありますので、本町6,500人の人口規模の中で、どのくらい配当されるのかというところにつきましては、今、いろいろと情報を収集しているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、一定の標準化をしていくということと、それとは別に、本町としてこれまで取り組んでいる、特に福祉分野では多いと思うのですけれども、いわゆる独自の対応、対策というのが取り組まれていると思います。それは、今の御答弁の中では、それは一定今後認められていくということで解釈していいのか、それとも、そこにも変えていかなければならないというようなこと、あと予算措置の問題何かもそうだと思うのですが、その辺が対応されるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ちょっと今、私の考えられる部分で、今、本町独自におきまして独居老人の見守りサービス、これシステムを使って動かしておりますが、標準化になったからといって、こちらをやめなさいということではなく、標準化についてはあくまでも税ですとか国保ですとか介護、あとは子育ての関係ですね、そういった部分についての基幹の部分については全国统一でやりましょうと。そこから、もうちょっと独自でサービスをふかす部分につきましては、システムと連携をしながら、独自にシステム構築していくことについては問題ありませんということで総務省も回答しておりますので、こちらについては、これからどういうサービスを行なっていくかというところにつきましては、DXも含めて町も考えていかなければならないところだとは思いますが、それを、国のほうが標準化によって否定しているものではないということで捉えております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、次いきます。

2問目は、今シーズンの除排雪はということで伺います。

町道等の除排雪は、直営と民間委託により進められています。

町道では、約4%を業者に委託され、96%を直営で除雪しているとのことです。

また、高齢者等の除雪支援策では、今後、対象件数の増でさらなる対応が必要になるのではないかと考えます。

要旨の明細ですが、1つ目は、町道の除雪区間は町道延長の98.45%、450.60キロメートル、480路線を除雪区間と定め、うち17.52キロメートル、3.89%、80路線を民間業者に委託し、約96%を直営で除雪しています。

農村部では、地域の方々のトラクター等による町道等の除雪の協力をいただいておりますが、町としても現状把握や情報交換が必要と考えますが、見解を伺います。

2つ目ですが、高齢者や障がい者世帯のうち、自力での除雪が困難な世帯に対し、直営、委託による除雪支援が取り組まれています。

高齢化が進行する中、今後、支援対象件数の増加が考えられますが、対応の強化等に

ついてどのように考えているか、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員の、今シーズンの除排雪はについて答弁をさせていただきます。

1点目の農村部の除雪協力の現状把握についてであります。農村部の地域の方々が、御厚意によりトラクター等で町道や福祉除雪世帯の一部を除雪していただいていることは承知しているところであります。

除雪車運転職員が除雪作業に行ったとき、既に町道の除雪が終わっていることもありますので、それらにつきましては大変ありがたく思っているところであります。

町といたしましては、作業に従事している職員を通じて、その都度現状を把握させていただいているところでありますし、また、必要に応じて御連絡をさせていただいているところでもあります。

次に、2点目の高齢者等の除雪支援策についてであります。本町におきましては、平成5年に本別町除雪サービス事業実施要綱を制定をし、満65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯など、また、身体障がいや病弱で冬期間除雪の労働力の確保が困難な人に対して、日常生活の維持、火災等の被害、家屋の損害等を防止し、安心して在宅生活ができるよう、必要最低限の範囲を除雪サービスとして実施してきているところであります。

対象者につきましては、自助、互助、共助を基本とし、各地区の民生委員・児童委員、介護支援専門員等の意見を参考として決定しているところであります。過去10年間の件数を見ますと、市街地が微増、農村地区は微減している状況となっております。

具体的には、市街地は委託による手作業での除雪、農村地区は直営による大型機械での除雪を行っておりますが、令和4年度の実績としては、市街地区45件がおおむね3人で実施、農村地区34件を大型機械で実施している状況であり、議員おっしゃるとおり、高齢化の進行に伴い支援対象件数の増加が見込まれる中においては、とりわけ手作業による労働力の不足が危惧されるところであります。

こういった状況から、8月17日には受託事業者と労働者、これ従業員ですけれども、確保に関する協議、そして8月18日と9月6日には役場内関係部局で除雪体制の新たな仕組みづくりについての協議を進めているところであり、今後さらに論議を深め、除雪サービスの維持、強化に努めてまいりたい、そう考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま答弁をいただいて、それぞれ市街地、農村部での取組について話がありました。

現在取り組んでいる状況から、これから年数を経れば、当然サービスを受ける人

たちも含め、それから実際に除雪に当たっている方々も含め、高齢化ということにつながっていくということで、この対応は続けていかないと困る対応なので、今は、とりわけ農村では、機動力やそれぞれの善意ということで行なわれているのが多くの実態かなと私は想像しているところですけれども、町としてやはり除雪体制に、今後高齢化が進む中で除雪体制をきちんと維持していくということについて、今後の方向性や計画というものについて、町が一定青写真を持っていかなければならないと思うわけですが、その点について、現時点ではどのような考えか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 阿保議員の再質問に答弁させていただきます。

農村部含めて市街地の除雪の担い手というところであります。

議員おっしゃるとおり、除雪を担う方も高齢化をしてきているという状況でございます。

この間、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、今後の除雪体制の在り方というところで、どうしていくべきかということで、関係課、住民課と建設水道課、保健福祉課の3課で、まずは現状と課題について洗い出しを行なっております。

現状としましては、個人間で差があるというのがまず1つ。個人的に謝礼を支払って除排雪をされている方。また、自治会間での差もあるというところで、こちらのほうも自治会として福祉部で取り組んでいる自治会、また、在宅福祉ネットワークで取り組んでいる自治会、また、自治会内でそれぞれ互助組織をつくって、自治会費でそれを補っている自治会ですとかもあります。

あと、地域間でも差があるということで、先ほど阿保議員からも出ております、農村部でのトラクターの利用といったところで、トラクターを所持している方、小型除雪機を持っている方を活用して除雪が行なわれているというような形で、これについても何らかの謝礼が発生しているものなのか、善意で行なわれているものなのかといったところも、非常に把握が全てされていない、それぞれ今3つ言いました、個人間、自治会間、地域間でそれぞれの様々な実態があるといったところが、まず現状であります。

今現在、課題となっておりますのは、高齢者、障がい者のみならず、町民全体の生活課題ともなりつつあるというような把握、実態の捉えという形でしておりまして、まずはこのばらつきを、どのような状況であるのかといったところを把握をしていく必要があるのではないかとこのところ、今後、自治会長等へのヒアリングであったりアンケートといったもので、まず、各自治体、本別町の現状といったところの統一レベルの中で実態把握をしていくべきだという形で、今現在話が進んでおります。その実態を把握した中で、どのような方法があるのかということも含めて検討していくべきという話になっております。

また、人材の活用というところでは、現在、町内のスーパー内で行なわれています、お仕事探しといったところの中で、人材活用、人材の登用を図ったり、また、現在公営

住宅の空き家等で除雪が行なわれている事業所がそういった役割も担っていただけないのかといったところも当たりながら、今後、どのような方策が最善であるのかといったところを検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今、町が委託している業者、あるいは町が直営でやっている部分以外の除雪については、農村部が多いかと思うのですけれども、そこに住む人たち、自分の利便性も当然含めてだと思いますが、地域を一緒に守ろうという立場で除雪がされていると思うのです。

それで、これを私もこの部分は非常に悩むのですけれども、町としてここにきっちり入って行って体系化していく、事業のような形にしていくべきなのか、それとも今のいわば善意で行なわれていることを尊重して見守っていくべきなのか、その辺の考え方について、私自身も迷っております。

農家でいうと、除雪に協力している方からすれば、例えば私の地域でいうと、自分ところプラス1くらいでやりましょうと、もう1軒でやりましょうみたいな申合せの中で進めているわけですけれども、それはそれで本当に何の縛りもないというか、体系的なものもないのですけれども、町としてどう関わっていくか、見守っていくことが一番私はいいのではないかなと思ってはいますけれども、その辺の考え方だけ伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） こちらにつきましては、先ほど自治会長等へ実態のほうを把握をさせていただいた中で、それらの御意見も伺いながら進めていきたいと考えております。

阿保議員おっしゃるとおり、これまで善意で行なわれていたものを、役場できっちり枠をはめて、このとおりにやっていただかなければならないとはならないのかなとも、私も考えているところではあります。

せっかくなってきたコミュニティといいますか、そういった歴史といったものも尊重していかなければならないと思いますし、そういったことが受けられない地域では、ではどうしていくのかということもありますので、それぞれの実態に沿って、どういったことができるのか、また、これまでの福祉除雪をどうすれば継続していけるのかといったところも協議していく必要があると考えております。

以上です。

○10番（阿保静夫） 終わります。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでございました。

散会宣告（午後 4時22分）

令和5年本別町議会第3回定例会会議録（第3号）

令和5年9月13日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 6 1 号	本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 3	議案第 6 2 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 4	認定第 1 号	令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 2 号	令和4年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 3 号	令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 4 号	令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 5 号	令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○会議に付した事件

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 6 1 号	本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 3	議案第 6 2 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 4	認定第 1 号	令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 2 号	令和4年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 3 号	令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 4 号	令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 5 号	令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（12名）

議長	1 2 番	篠原義彦	副議長	1 1 番	柏崎秀行
	1 番	宮本やよい		2 番	加藤徹己
	3 番	丑若浩行		4 番	水谷令子

5番 梅村智秀
7番 藤田直美
9番 高橋利勝

6番 石山憲司
8番 方川一郎
10番 阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	宮口淳哉	健康・こども課長	高橋紀尊
建設水道課長	加藤勉	企画財政課長	松本秀規
未来創造課長	野崎昌也	老人ホーム所長	前佛清治
国保病院事務長	小川芳幸	総務課主幹	上原章司
建設水道課主幹	小出勝栄	総務課主査	石川雅康
教育長	高橋哲也	教育次長	武田敏英
社会教育課長	千代孝徳	農委事務局長	舩舘憲
代表監査委員	井出英彦	選管事務局長	三品正哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第 1 諸般の報告を行ないます。

報告第 14 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第 14 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして報告いたします。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、令和 4 年度決算に基づく各比率を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率であります。実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支額は 1 億 2,807 万 1,000 円の黒字となっておりますので該当はありません。また、連結実質赤字比率につきましては、本町の全ての会計の収支を合算し、黒字か赤字かを判断する指標でございますが、全会計合わせて 4 億 4,756 万 8,000 円の黒字となっております。連結実質赤字は生じておりません。

次の実質公債費比率ですが、公債費等の借金の返済に一般会計の標準的な収入がどの程度充てられたかを示す指標であり、算定結果は 11.5%となっております。

将来負担比率ですが、地方債残高等の一般会計が将来負担すべき額と一般会計の標準的な収入を比べ、負担の大きさを示す指標であり、算定結果は 26.1%となっております。

参考といたしまして、法律で定める基準比率でございますが、早期健全化基準は実質赤字比率 15.0%、連結実質赤字比率 20.0%、実質公債費比率 25.0%、将来負担比率 350.0%、財政再生基準は実質赤字比率 20.0%、連結実質赤字比率 30.0%、実質公債費比率 35.0%となっております。健全化判断比率のうちいずれかが基準比率以上の場合は、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町はすべて基準以下であります。

次の 2、資金不足比率であります。資金不足比率は、事業の規模に対する公営企業ごとの資金不足額の割合でございますが、水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はありません。

参考としまして、経営健全化基準の資金不足比率は 20.0%であり、全会計とも基

準以下であります。

以上、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第61号

○議長（篠原義彦） 日程第2 議案第61号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（高橋紀尊） 議案第61号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、放課後児童支援員の資格要件を定める、こども家庭庁育成局長通知の施行に伴う改正です。

それでは提案の概要について、説明させていただきます。

まず、放課後児童支援員は、知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要がありますが、一定期間内に研修を修了することを予定している者も放課後児童支援員とみなすことができるとされています。この研修修了予定者の範囲は、これまで令和5年3月31日までに修了することを予定している者とされていましたが、改正後は職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者に変更され、個々の研修修了予定者について研修修了期限は課せられるものの、研修予定者を放課後児童支援員とみなす措置自体は無期限化される改正であります。

以上、概要の説明とさせていただきます。

それでは、改正文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則。

第2項中「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第61号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正について提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号本別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第62号

○議長（篠原義彦） 日程第3 議案第62号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第62号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合は、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するものでありますが、団体の新規加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約に変更の必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったことから提案するものであります。

変更の内容につきましては、組合格約別表2、一部事務組合及び広域連合に後志広域連合を追加するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」

の次に「、後志広域連合」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第62号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての、提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 認定第1号

○議長（篠原義彦） 日程第4 認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。

歳入合計は、予算現額78億7,940万2,000円。収入済額、決算額になりますが78億3,284万4,477円。不納欠損額70万3,472円。収入未済額2,279万7,309円であります。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出の決算状況であります。歳出合計は、予算現額78億7,940万2,000円。支出済額、決算額になります。76億9,044万8,478円。翌年度繰越額1,986万3,000円。不用額1億6,909万522円であり、歳入歳出差引残額は1億4,239万5,999円となっております。

決算額は、前年度と比較すると、歳入で1.7%減、歳出で1.8%減の決算となりました。

次に、10ページをお開きください。

実質収支額につきましては、3、歳入歳出差引額1億4,239万6,000円から、4、翌年度へ繰越すべき財源1,432万5,000円を差し引いた1億2,807万1,000円の黒字決算となっております。

これ以降、決算資料のほうで説明させていただきます。

別冊の令和4年度本別町各会計決算資料を御覧ください。

一般会計の資料は1ページから59ページまでとなっております。

15ページの第2表をお開きください。

歳入決算額の状況であります。表の右端、令和4年度の欄を御覧ください。

一番上の町税の状況ですが、総額で9億4,714万5,000円の決算額となり、前年度と比較すると809万4,000円、0.8%の減となっております。

税別の内訳ですが、22ページの第4表を御覧ください。

一番上の区分欄中ほどの収入済額の合計g欄上から3行目、(1)の市町村民税につきましては4億2,781万6,000円で、対前年1,169万6,000円、2.7%の減となっております。

主な内容としましては、②の個人所得割が350万3,000円、1.0%の増、④の法人税割が1,524万3,000円、35.8%の減となっております。

(2)固定資産税ですが、①純固定資産税は4億3,217万円で、対前年308万3,000円、0.7%の増となっており、内容としましては、土地が32万3,000円、0.5%の減、家屋が433万5,000円、2.4%の増、償却資産が92万9,000円、0.5%の減となっております。

なお、(1)市町村民税と(2)の①純固定資産税の2税で町税総額の90.8%を占めております。

それでは15ページの第2表にお戻りください。

上から12行目にあります地方交付税につきましては32億5,442万4,000円で、前年度と比較すると2,224万9,000円、0.7%の減となっております。

地方交付税の内訳は、普通交付税が29億3,870万9,000円で、対前年1,362万6,000円、0.5%の減、特別交付税は3億1,571万5,000円で、対前年862万3,000円、2.7%の減となっております。

普通交付税につきましては、基準財政収入額が市町村民税所得割及び法人税割の増等により前年に比べ3.1%の増、基準財政需要額が高齢者保健福祉費等の個別算定経費及び包括算定経費等の減があったものの、臨時財政対策債振替相当額の大幅な減少等に

より需要額全体では2.0%の増となり、交付基準額自体は前年に比べ1.6%の増となりました。また、国の補正予算に伴う歳出増に対する臨時経済対策費創設による交付税の再算定が行なわれ、前年に引き続き12月に追加交付がありました。追加交付分が前年比5,780万4,000円、54.3%の減となったことにより、交付税総額では前年比減となっております。

4行飛びまして、国庫支出金は8億815万9,000円で、対前年2億425万円、20.2%の減となりました。内訳としまして、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金が5,284万5,000円増となったものの、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金が7,228万1,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金が7,442万4,000円、社会資本整備総合交付金事業補助金が4,424万2,000円、それぞれ減となったことが主な要因であります。

その下、道支出金は5億824万5,000円で、対前年8,104万5,000円、13.8%の減となりましたが、これは産地生産基盤パワーアップ事業補助金の1億4,607万9,000円の減が主な要因であります。

2行下の寄付金であります。決算額は1億2,446万1,000円で、対前年2,414万7,000円、24.1%の増となりましたが、個性あるふるさとづくり基金、いわゆるふるさと納税が1,148万5,000円の増で、寄付額が1億円を超え、また、野田永述育英基金としまして1,000万円の寄付を受けたところでございます。

その下の繰入金であります。一般会計における繰入金の決算額は5億4,441万6,000円で、対前年8,385万円、18.2%の増となっております。

繰入金の主なものは、財政調整基金2億7,083万2,000円、減債基金7,000万円、個性あるふるさとづくり基金7,100万円、職員退職手当基金6,000万円となっております。

財政調整基金は、歳入確保の見通しがつかなかったことによるものでありますが、最終的には2億6,542万6,000円の積立てをしたため、年度末現在高は540万6,000円の減額となっております。

なお、説明いたしました内容につきましては、決算資料の5ページ以降に記載されております。

次に、歳出の決算状況であります。23ページの第5表を御覧ください。

行政目的別に分類した歳出決算状況であります。表の右側、令和4年度の欄を御覧ください。

増減率で見ますと、増加が大きかった費目は、商工費が企業誘致奨励事業や物価高騰生活応援商品券交付事業の増等により27.3%の増、消防費がとちろ広域消防事務組合負担金及び水槽付き消防ポンプ自動車購入等により45.4%の増、災害復旧費が令和3年発生災害復旧事業の増等により349.5%の増となっております。

また、減少の大きかった費目は、総務費が財政調整基金積立金等の減により9.4%の減、労働費が季節労働者雇用対策業務委託の減等により14.1%の減、土木費が橋りょう長寿命化事業、公営住宅改修事業の減等により14.1%の減となっております。

次に、24ページの第6表を御覧ください。

これは、各年度の歳出決算額を経済的な性質により分類したものでありますが、表の右端、令和4年度の欄を御覧ください。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費の決算額は、1行目の人件費が13億6,504万4,000円、5行目の扶助費が5億8,985万4,000円、その3行下の公債費が7億6,120万8,000円となり、合計は27億1,610万6,000円で前年度に比較し1,978万4,000円、0.7%の増、構成比は35.3%となり前年度より0.9ポイントの増となっております。

そのうち人件費は、対前年1億572万8,000円の増となり、構成比では17.7%と前年度より1.6ポイントの増となっております。

5行目の扶助費は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策関連事業の減により、対前年1億23万7,000円、14.5%の減となっております。

その3行下の公債費は、対前年1,429万3,000円、1.9%の増となりましたが、これは過疎対策事業債が増となったことが主な要因であります。

次に、下から5行目にあります投資的経費の決算額は11億3,551万7,000円で、対前年3,364万6,000円、2.9%の減となっており、構成比では0.1ポイントの減となっております。主な要因は、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業等の新規事業増、道営畑地帯総合整備事業等の既存事業の事業費増の一方、老人福祉センター浴場移転事業、産地生産基盤パワーアップ事業の事業終了、町道東中西中間道路改良等の道路事業や橋梁長寿命化事業の事業費減により、総額で減少となっております。

投資的経費の内訳は、31ページから37ページの第14表に、町道改良舗装の状況は38ページの第15表に添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと思ます。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明させていただきます。

まず、25ページの第7表を御覧ください。

経常収支決算額の推移であります。歳入では、町税以下、経常収入である一般財源の額を、歳出では、人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となります。表の右側、令和4年度の欄、下から2行目の歳出合計35億9,998万3,000円を、中ほどにあります歳入合計43億711万7,000円で除した率が一番下の欄の83.6%となり、前年度より3.4ポイント上昇しており、依然として財政構造は硬直化した状況が続いております。

次に、飛びまして46ページの第20表を御覧ください。

町債現在高の状況であります。令和4年度末における地方債の現在高は、右から4列目、差引現在高E欄の一番下合計の欄になりますが、71億6,128万4,000円

となりました。

左端の3年度末現在高A欄と比較しますと7,182万円、1.0%の減となります。これは過疎対策事業債、辺地対策事業債が増となったものの、公営住宅建設事業債、臨時財政対策債等が減となったことにより、発行額が元金償還額を下回っていることが要因であります。

次に、48ページの第22表をお開きください。

この表は、令和4年度までに借入した町債の、令和5年度以降5年分の年度別償還見込額を推計したものであります。

なお、この表は令和5年度以降の借入を加味しておりませんので、参考として捉えていただきたいと思えます。

次に、49ページの第23表を御覧ください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。中段の表中、右から2行目にございます財政構造の弾力性を判断する指標の公債費比率であります。令和4年度は6.1%となり、前年度を0.3ポイント上回っています。

その右の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります起債制限比率は、3か年平均で5.1%となり、前年度を0.7ポイント上回りました。

次に、50ページの第24表を御覧ください。

債務負担行為比率は、債務負担行為額の標準財政規模に占める割合であります。表の令和4年度の欄、下から2行目にありますとおり3.6%で、ごみ収集運搬業務委託料等の事業増、議会本会議場音響設備更新事業及び議会音声配信設備更新事業の元利償還開始により一般財源の額が増加し、臨時財政対策債発行可能額の減により標準財政規模も減となったことから、前年度と比較して0.2ポイント増となっております。

なお、年度別の内訳は次のページ以降に載せております。

次に、54ページの第26表を御覧ください。

積立金の状況であります。表の下から2段目の合計欄を御覧ください。

令和4年度末における土地開発基金を含めた基金積立金の現在高ですが、表の右端決算年度末現在高の欄、合計額30億911万3,000円で、前年度末現在高と比較すると9,174万3,000円、3.0%の減となっております。

令和4年度は、財政調整基金2億7,083万2,000円、個性あるふるさとづくり基金7,100万円等、総額5億3,524万8,000円を取り崩しておりますが、財政調整基金に2億6,542万6,000円、個性あるふるさとづくり基金に1億76万2,000円、野田永述育英基金に1,000万円等、利息を含め4億4,350万5,000円の積立てを行なうことができました。

次の55ページ、第27表から58ページ、第30表の各指標の算定結果につきましては、先ほど報告第14号で説明しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

今後の財政運営についてであります。令和4年度の一般会計決算の特徴は、歳入では、町税が前年度と比較して0.8%減、地方消費税交付金が0.9%減となり、地方

交付税については普通交付税が0.5%の減、特別交付税が2.7%の減となり、臨時財政対策債を合わせた総額についても対前年度比4.1%の減となったところです。

地方交付税の歳入総額に占める割合は41.5%と依然として高い状況が続いており、人口の減少、高齢化の進展、雇用問題などにより経済情勢は厳しい状況が続いていることから、町税の大きな増収は困難な状況となっております。

このような状況ではありますが、歳出では経常経費の削減、事業の選択と限られた財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることができました。しかしながら、依然、財政の硬直化は続いております。

新型コロナウイルス感染症の法的分類が改められ、社会経済は以前の状況へと戻りつつあり、また、国税収入が3年連続過去最高となるなどしておりますが、国では地方財政においては一般財源ルールを堅持しつつさらなる歳出の改革、抑制に取り組むことが必要であるとしており、地方財政対策、地方交付税制度改正の動きにも注視していかねばなりません。

これらのことから、引き続き、財政の硬直化を改善するため、人件費、公債費をはじめ経常経費の削減等、行財政改革の推進により財政運営の安定化を図り、歳入に見合った歳出の原則のもと、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化に取り組む中で、町民生活に密着した事業の確保と、一方では基金依存度を縮小し後年度に負担を残す町債の抑制に努め、簡素で効率的な行政組織の実現を図っていく必要があると認識しているところであります。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、令和4年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

◎日程第5 認定第2号ないし日程第6 認定第3号

○議長（篠原義彦） 次に、日程第5 認定第2号令和4年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第6 認定第3号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

以上、2件についての提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 認定第2号令和4年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明いたします。

初めに、令和4年度本別町各会計決算資料の60ページをお開きください。

国民健康保険は、これまで市町村を単位とする公的医療保険制度として、国民皆保険を支える重要な役割を果たしてきました。

令和4年度は国民健康保険制度の安定的な運営に向け、北海道が財政運営の責任主体として市町村と共に運営を担う新制度5年目となり、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で進めてきたところです。

62ページをお開きください。

加入世帯数及び被保険者の動向ですが、令和4年度年間平均加入世帯数は1,000世

帯で、前年度に比べ30世帯減少しており、町全世帯に対する加入割合は29.7%になります。

被保険者数は、年間平均1,768人で前年度に比べ77人減少しており、町全人口に対する加入割合は28.5%になります。

73ページをお開きください。

5、歳入。

1、国民健康保険税課税額、収納額、収納率の推移ですが、表中の収納額、一番下に記載しています令和4年度の収納額の計は2億6,302万7,000円で、前年度と比べ214万2,000円の増額となりました。

収納率では現年度分が98.1%、滞納分が26.5%、全体で92.7%となり0.5ポイント増加しました。

78ページをお開きください。

医療費の状況について、御説明いたします。

表の上段、中ほどにある合計欄の一番下にありますとおり、給付件数は2万8,890件、費用額は6億9,239万4,000円となり、その右に記載しています1人当たりの費用額は39万1,626円と、前年度に比べて2万3,130円増加しています。

以上で、本別町国民健康保険特別会計決算資料の概要説明を終わります。

続きまして、令和4年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入決算書、一番下の歳入合計、予算現額10億4,052万円に対し、収入済額は10億2,351万5,342円で、前年度と比べ1.6%減少しました。

不納欠損額は64万5,400円で、収入未済額は2,009万3,975円となりました。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出決算書、一番下の歳出合計、予算現額10億4,052万円に対し支出済額10億755万5,715円で、前年度と比べ1.8%減少しました。

不用額は3,296万4,285円で、歳入歳出差引残額は1,595万9,627円となりました。

6ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は10億2,351万5,000円に対し、歳出総額は10億755万6,000円で、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は1,595万9,000円となります。

8ページをお開きください。

下段の3、基金。本別町国民健康保険基金につきましては、前年度末現在高1億374万7,000円から、決算年度中に969万円減少し決算年度末現在高は9,405万7,000円となりました。

次に、事項別明細書により説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入、1 款国民健康保険税の収入済額は、前年度と比べ 0. 8 % 増加し、2 億 6, 3 0 2 万 7, 0 5 8 円となり、歳入に占める割合は 2 5. 7 % となっています。

不納欠損額は 6 4 万 5, 4 0 0 円で、8 人 1 2 件分となります。

3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金は、前年度と比べ 1. 2 % 増加し 6 億 2, 4 1 9 万 1, 7 9 6 円となっています。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、低所得者の保険税軽減や保険者支援分の保険基盤安定繰入金分、事務費分、健康管理センター事業費などの合計で、前年度と比べて 3. 6 % 減少し、9, 7 6 5 万 9, 0 0 0 円となりました。

1 2 ページ、1 3 ページをお開きください。

2 項 1 目基金繰入金は、前年度と比べて 2 9. 6 % 減少の 2, 3 4 9 万 1, 0 0 0 円を繰入しています。

6 款繰越金は、前年度と比べ 4 8. 2 % 減少し 1, 3 8 6 万 5, 6 3 7 円となりました。

1 6 ページ、1 7 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費は、事業運営に係る事務的経費で、支出済額は、前年度と比べて 1 3. 5 % 減少し 2, 0 5 2 万 8, 1 8 5 円となりました。

2 款保険給付費は、国保連合会に支払う経費で、前年度と比べ 1. 7 % 増加し 5 億 8, 5 1 4 万 6, 8 6 3 円となりました。

保険給付費の内訳ですが、1 項療養諸費は前年度と比べ 1. 5 % 増加し 5 億 1, 3 3 4 万 5, 5 0 8 円となりました。

1 8 ページ、1 9 ページをお開きください。

2 項高額療養費は前年度と比べ 2. 2 % 増加し 6, 7 2 6 万 4, 4 8 2 円となっています。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金は 1 0 件で、前年度に比べ 1 件増加し 4 1 2 万 4 7 8 円となっています。

5 項葬祭費は 1 0 件で、前年度と比べ 1 件増加し 3 0 万円となりました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険制度の運営費として北海道に支払うもので、前年度に比べて 3. 2 % 減少し 3 億 2, 5 1 5 万 1, 0 0 0 円となりました。

2 0 ページ、2 1 ページをお開きください。

5 款保健事業費につきましては、特定健診などを実施することにより、被保険者の健康の保持・増進及び生活の質の向上、医療費の適正化対策等を実施する経費で、前年度と比べ 7. 9 % 減少し 5, 1 9 5 万 9, 8 4 7 円となりました。

2 2 ページ、2 3 ページをお開きください。

6 款基金積立金は、前年度より 4 6. 9 % 減額し 1, 3 8 0 万 7 6 5 円の積立てを行なっています。

7 款諸支出金は、過年度分国保税の税額更正による還付金や、病院事業会計への繰出金などで、前年度と比べて 2 5. 1 % 増加し 1, 0 9 6 万 9, 0 0 0 円となっています。

以上、認定第 2 号令和 4 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明いたします。

令和4年度本別町各会計決算資料の79ページをお開きください。

広域連合による後期高齢者医療制度が始まり15年が経過し、この間、広域連合は保険料の賦課や医療の給付などの財政運営を、市町村は保険料徴収、資格の取得・喪失届出、被保険者証の引渡し、医療費払戻しの申請受付を担うなど、安定的な制度の運営に努めてきました。

令和4年度の加入状況は、下段の表右側に記載しておりますとおり1,511人で、前年度と比べ2人増加し、町の人口に対する加入割合は24.3%で前年度から0.7ポイント増加しています。

80ページをお開きください。

表に示しております、保険料の収納額の合計は1億405万8,271円で、前年度と比べて474万4,999円の増額となりました。収納率は現年度分が99.8%、滞納繰越金分が36.9%、全体で99.2%となっています。

以上で、本別町後期高齢者医療特別会計決算資料の概要説明を終わります。

続きまして、令和4年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明いたします。

25ページ、26ページをお開きください。

歳入決算書、一番下に記載の歳入合計、予算現額1億4,758万6,000円に対し収入済額は1億4,786万8,795円で、前年度と比べ4.1%増加しました。

不納欠損額は22万7,735円で、収入未済額は60万1,686円となりました。

27ページ、28ページをお開きください。

歳出決算書、一番下の歳出合計、予算現額1億4,758万6,000円に対し、支出済額1億4,723万2,355円で、前年度と比べ4.1%増加しました。

不用額は35万3,645円で、歳入歳出差引残額は63万6,440円となりました。

29ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は1億4,786万9,000円に対し、歳出総額は1億4,723万2,000円で、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は63万7,000円となります。

次に、事項別明細書により説明いたします。

31ページ、32ページをお開きください。

歳入、1款後期高齢者医療保険料の収入済額は、前年度と比べ4.8%増加し、1億405万8,271円となり、歳入に占める割合は70.4%となっています。

2款繰入金は、一般会計からの繰入で、前年度と比べ0.1%増加し4,249万2,000円となりました。

33ページ、34ページをお開きください。

歳出、1款総務費は、事業運営に係る事務的経費で、支出済額は、前年度と比べて2.8%増加し347万8,597円となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰入した保険

基盤安定分を広域連合へ納付する経費で、前年度と比べて3.4%増加し1億4,301万4,395円となっており、歳出総額の97.1%を占めております。

以上、認定第3号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 10時56分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 認定第4号

○議長（篠原義彦） 日程第7 認定第4号令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 認定第4号令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに、各会計決算資料により決算と介護保険事業の概要につきまして説明させていただきます。

各会計決算資料の81ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、平成12年4月に創設された介護保険制度に基づき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、本年度は第8期介護保険事業計画、令和3年度から令和5年度のものになりますけれども、その2か年目になります。

中段から決算の概要を記載しておりますが、歳出は、支出済額9億6,587万8,000円で、予算現額10億2,932万1,000円に対しまして93.8%の執行率であり、歳入は、収入済額10億7,629万3,000円で、予算現額10億2,932万1,000円に対しまして104.6%の執行率となっております。

令和4年度の運営状況であります、次の82ページから説明させていただきます。

1、一般状況ですが、(1)人口中の介護保険対象人口は6,227人で、前年度より191人減少となり、(2)の第1号被保険者数は2,687人で、前年度より44人減少となっております。年齢区分ごとの状況は、65歳から74歳の前期高齢者は前年度より59人減少の1,157人、75歳以上の後期高齢者につきましては15人の増加、1,530人となっております。一番下段、(6)の要介護認定者数は456人で前年度より4人の減少となっております。

次に、1ページ飛びまして、84ページをお開きください。

3、介護保険料についてですが、(2)の収納状況収納率は99.7%で、未収額は9件55万923円で、不納欠損は42万6,810円となっております。

次に、85ページをお開きください。

4、保険給付状況につきましては、一番下に記載の給付費合計（標準給付費）が8億3,375万9,531円で、前年度と比べて9.3%減少しております。

主な内容であります。在宅サービスのうち居宅サービスにつきましては、訪問介護が13.6%の減、訪問看護が30.1%の減、通所介護が65%の減、短期入所生活介護は58.5%の減、短期入所療養介護（老健）が63.7%の減、福祉用具貸与が15.3%の減、福祉用具購入が16.5%の増となり、全体では19.4%の減となっております。

在宅サービスのうち、61.1%を占める地域密着型サービスは、小規模多機能型居宅介護が4.7%の減、地域密着型通所介護が9.1%の減、認知症対応型共同生活介護が5.5%の減となったことなどにより、全体では5.8%の減少となっております。

居宅サービスと地域密着型サービスを併せた在宅サービス全体では11.6%の減となっております。

次に、中ほどの記載の施設サービスですが、介護老人福祉施設が2.8%の減、介護老人保健施設が7.7%の減となり、全体で6.2%の減少となっております。

下段の5、計画と実績ですが、第8期介護保険事業計画の令和4年度における給付見込額、計画値が9億5,541万7,212円に対し、実績額は8億3,375万9,531円となり達成度は87.3%となっております。

以上が、令和4年度における介護保険事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、特別会計歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の36ページ、37ページをお開きください。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが、予算現額10億2,932万1,000円、収入済額10億7,629万3,377円、前年度対比0.6%の増となっております。不納欠損額42万6,810円、収入未済額466万4,600円となっております。

38ページ、39ページをお開きください。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額10億2,932万1,000円、支出済額9億6,587万8,093円、前年度対比7.0%の減となっております。不用額6,344万2,907円となっております。

歳入歳出差引残額は、1億1,041万5,284円となりました。

続きまして、40ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額は10億7,629万3,000円、歳出総額が9億6,587万8,000円で、歳入歳出差引額が1億1,041万5,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は1億1,041万5,000円となります。

次に、42ページをお開きください。

2、基金の状況です。介護保険基金につきましては、前年度末残高が6,160万円、決算年度中増減高が872万9,000円の増、決算年度末残高は7,032万9,000

円となりました。

44ページ、45ページをお開きください。

歳入です。

1款介護保険料は、前年度対比1.6%の減で1億8,792万4,927円で、歳入総額に占める割合は17.5%となっております。

2款分担金及び負担金は地域支援事業に伴う利用者負担金で、通所型介護予防事業、元氣いきいき教室と、認知症高齢者見守り事業、やすらぎ支援を合わせて37万100円となっております。

3款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による介護給付費国庫負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の合計で、前年度対比5.0%の増となっております。の2億7,064万6,874円となっております。

4款支払基金交付金は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、第2号被保険者の保険料から交付されるものです。前年度対比2.5%減の2億5,347万3,000円となっております。

46ページ、47ページをお開きください。

5款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による介護給付費道負担金と、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度対比3.3%減の1億4,655万8,746円となっております。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、前年度対比0.5%減の1億8,582万6,000円で、歳入総額に占める割合は17.3%となっております。

次に、50ページ、51ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費と権利擁護人材育成事業及び総合的な介護人材確保対策などに係る経費であります。2項賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費で、3項介護認定審査会費は、十勝東北部介護認定審査会の負担金及び認定調査に伴う経費であります。

2款保険給付費、1項介護サービス諸費は、居宅・施設サービス給付費等に係る経費であり、合計で前年度対比9.3%減の8億3,375万9,531円となっており、歳出総額の86.3%を占めております。

52ページ、53ページをお開きください。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業などに係る経費となっております。

2項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び生活支援体制整備事業、介護相談員に係る経費などとなっております。

54ページ、55ページをお開きください。

4款基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と令和3年度決算に伴う積み戻し分を積立したところであります。

5款諸支出金は、第1号被保険者への介護保険料還付と国・北海道への前年度精算償

還金となっております。

以上で、認定第4号令和4年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

◎日程第8 認定第5号

○議長（篠原義彦） 日程第8 認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに、令和4年度本別町各会計決算資料により、決算と介護サービス事業運営の概要につきまして、説明させていただきます。

令和4年度本別町各会計決算資料の86ページをお開きください。

本別町介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホームの施設運営費及び要介護認定者の居宅介護支援事業、要支援認定者の介護予防支援事業を併せた会計であります。

中段にあります決算の概要であります。歳出は、支出済額3億5,206万5,000円で、予算現額3億5,497万7,000円に対しまして99.2%の執行率であります。

歳入は、収入済額3億4,793万3,000円で、予算現額3億5,497万7,000円に対しまして98.0%の執行率となっております。

歳入歳出差引歳入不足額は413万2,000円となっており、不足分については、令和5年度の歳入を繰り上げて充用し、補填するものであります。

それでは、令和4年度のサービス事業内容であります。次の87ページをお開きください。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設利用者の年度末の利用者数は定員50人に対しまして49人で、内訳は男性16人、女性33人です。なお、令和4年度の入退所者の内訳は、入所者18人、退所者18人となっており、平均利用年数は3年1か月となっております。

介護度別の利用者数は、要介護4と5の方を合わせまして38人で全体の77.6%を占め、要介護度の平均は4.22となっており、前年度については4.06でございます。

次に、ショートステイの利用状況ですが、5人の定員で、年間1日当たり平均利用人数は2.54人の利用となっており、前年度については3.05人でございます。

次に、88ページをお開きください。

居宅介護及び介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援では、1,223件で前年度対比182件の減、介護予防支援では、533件で前年度対比32件の減となっております。

以上が、令和4年度における介護サービス事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、令和4年度本別町特別会計歳入歳出決算書により、主なものを御説明いたします。

決算書の57ページ、58ページをお開きください。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが、予算現額3億5,497万7,000円、収入済額3億4,793万3,377円、前年度対比6.0%減、収入未済額6万4,125円となっております。

59ページ、60ページをお開きください。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額3億5,497万7,000円、支出済額3億5,206万5,393円、前年度対比4.7%減、不用額291万1,607円となっており、歳入歳出差引歳入不足額は413万2,016円となっております。

続きまして、61ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額は3億4,793万3,000円、歳出総額は3億5,206万5,000円で、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は413万2,000円の赤字決算となっております。

次に、65ページ、66ページをお開きください。

歳入ですが、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入は、前年度対比5.4%減の1億9,163万3,619円で、歳入総額の55.1%を占めております。その内、1節施設介護サービス費収入及び2節短期入所生活介護費収入合わせて1億6,794万8,529円、2目自己負担金収入4,008万3,940円で収納率は99.8%となっております。

次に、1目介護給付費収入、3節居宅介護サービス計画費収入は、前年度対比12.8%減の2,127万8,550円、4節居宅予防支援サービス計画費収入、前年度対比6.6%減の240万6,540円となっております。

次に、3款寄付金は個人6人から33万円の御寄付をいただいております。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金は、前年度対比9.3%減の1億1,472万9,000円となっております。

次に、5款繰越金は、前年度対比74.3%減の72万5,975円となっております。

67ページ、68ページをお開きください。

8款道支出金、1項道補助金、1目1節緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金につきましては、利用者が新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者となり、施設内にて対応した介護サービス事業所を対象とした補助金であります。補助金の交付が、全国的な感染拡大の影響により、令和5年度に繰り越されたことによるものであります。

次に、69ページ、70ページをお開きください。

歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費は、前年度対比5.2%減の3億1,323万2,063円で、歳出総額の90.0%を占めていま

す。人件費については報酬を含めまして2億4,653万2,683円で、施設介護サービス事業費総額の78.7%となっております。

14節工事請負費、施設改修工事、特別養護老人ホームエアコン設置工事につきましては、暑さ対策及び新型コロナウイルス等感染症予防対策として、換気型エアコンを廊下に4台、厨房に2台設置したものであります。

17節備品購入費の内容につきましては、補正予算において、故障に伴う冷凍冷蔵庫の更新、また寄付をいただいたその都度補正させていただき、車椅子、コールマット、プリンター、ホットブレンダーを購入したものであります。

次に、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費及び2目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費で、人件費、居宅介護支援事業所職員4名分を含めまして、前年度対比1.2%減の3,877万3,476円となっております。

次に、71ページ、72ページをお開きください。

2款諸支出金、1項1目償還金、22節償還金利子及び割引料、利用者負担金還付金は、令和3年度分の利用者負担金を返還したことによるものであります。

以上で、認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） お諮りします。

認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、明日14日議事予定の認定第6号から認定第9号の説明を受けた後設置する令和4年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、明日14日議事予定の認定第6号から認定第9号の説明を受けた後設置する令和4年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定いたします。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前 11時37分）

令和5年本別町議会第3回定例会会議録（第4号）

令和5年9月14日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 認定第 6号 | 令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 7号 | 令和4年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 8号 | 令和4年度本別町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 9号 | 令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第63号 | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第10回）について |
| 日程第 6 | 議案第64号 | 令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |
| 日程第 8 | 同意第19号 | 教育委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 9 | 意見書案第1号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第2号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第3号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書 |
| 日程第12 | 意見書案第4号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書 |
| 日程第13 | 意見書案第5号 | 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書 |
| 日程第14 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務常任委員会・産業厚生常任委員会・広報広聴常任委員会） |
| 日程第15 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続調査申出書） |
| 日程第16 | | 議員派遣の件 |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 6号 | 令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 7号 | 令和4年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認 |

			定について
日程第 3	認定第 8 号		令和 4 年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 4	認定第 9 号		令和 4 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定 について
日程第 5	議案第 6 3 号		令和 5 年度本別町一般会計補正予算（第 1 0 回）につい て
日程第 6	議案第 6 4 号		令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第 3 回）について
日程第 7	諮問第 1 号		人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第 8	同意第 1 9 号		教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第 9	意見書案第 1 号		国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第 1 0	意見書案第 2 号		ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産 業施策の充実・強化を求める意見書
日程第 1 1	意見書案第 3 号		義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、 「3 0 人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保 障の実現に向けた意見書
日程第 1 2	意見書案第 4 号		地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第 1 3	意見書案第 5 号		肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意 見書
日程第 1 4			常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 （総務常任委員会・産業厚生常任委員会・広報広聴常任 委員会）
日程第 1 5			議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 （閉会中の継続調査申出書）
日程第 1 6			議員派遣の件

○出席議員（12名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	柏 崎 秀 行
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	9 番	高 橋 利 勝		1 0 番	阿 保 静 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木	基	裕	副	町	長	村	本	信	幸
会計管理	者	藤野	和	幸	総務課	長	三	品	正	哉	
農林課	長	篠原	順	彦	保健福祉課	長	長	屋	和	幸	
住民課	長	宮口	淳	哉	健康・こども課	長	高	橋	紀	尊	
建設水道課	長	加藤		勉	企画財政課	長	松	本	秀	規	
未来創造課	長	野崎	昌	也	老人ホーム所	長	前	佛	清	治	
国保病院事務	長	小川	芳	幸	総務課主幹	幹	上	原	章	司	
建設水道課	主幹	小出	勝	栄	総務課主査	査	石	川	雅	康	
教 育	長	高橋	哲	也	教 育 次 長	長	武	田	敏	英	
社会教育課	長	千代	孝	徳	農委事務局	長	舛	舘		憲	
代表監査委員		井出	英	彦	選管事務局	長	三	品	正	哉	

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局	長	中川	雅	之	総務担当主査	越	後	忠
総務担当主事		今井	綾	香				

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第6号ないし日程第3 認定第8号

○議長（篠原義彦） 昨日に引き続き、決算提案とします。

日程第1 認定第6号令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第3 認定第8号令和4年度本別町水道事業会計決算認定について、以上3件について提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 認定第6号令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、本別町全体の給水状況について説明させていただきます。

各会計決算資料の89ページをお願いいたします。

本町の水道は、本別市街地の上水道を中心に4か所の簡易水道、2か所の専用水道、2か所の営農用水道により給水が行なわれています。

本町が管理運営している簡易水道は、勇足、仙美里、美里別の3か所で、農業用防除施設は勇足及び美里別簡易水道区域内で、192基に給水しております。

令和4年度における総配水量は、28万133立方メートル、総有収水量は26万1,690立方メートル、また年度末の給水人口は1,089人となっており、普及率は前年度より0.62ポイント増の80.91%となっております。なお、有収率につきましては、前年度より0.16ポイント減の93.42%となったところであります。

令和4年度の主な事業と決算の概況につきましては、特別会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の78ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額は1億2,389万7,000円、歳出総額は1億2,129万円となっており、歳入歳出差引額260万7,000円が実質収支額となり翌年度に繰り越すこととしております。

次に、事項別明細書になります。

85ページ、86ページをお願いいたします。

上段、歳入ですが、2款1項使用料及び手数料、1目水道使用料、収入済額は、前年度比0.88%減の4,640万159円で、収納率は現年度分で99.70%、過年度分で20.22%であります。

次のページ、87ページ、88ページをお願いします。

下段の歳入の合計は、予算額1億2,311万6,000円に対し、収入済額は1億2,389万7,431円となっております。

次に、歳出ですが、89ページ、90ページをお願いいたします。

1 款 1 項簡易水道費、1 目一般管理費、中ほどの 1 2 節委託料、業務委託料の内容は、メーター検針業務及び地方公営企業法適用支援業務委託を実施しました。

2 目維持修繕費、1 0 節需用費、修繕料は、防除施設、配水管等の修繕となっております。令和 5 年 2 月、西仙美里地区で発生しました配水管破損による漏水修繕を行なうに当たり予算に不足が生じましたが、補正を行なう時間的余裕がなかったため、予備費 9 万円を充用しております。

3 目基金費は、基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は 1 5 2 万 5, 9 9 5 円となっております。

3 款 1 項公債費は、起債償還の元金・利子で、年度末における起債の未償還元金は、4 億 4, 7 6 4 万 7, 9 5 7 円となっております。

次のページ、9 1 ページ、9 2 ページをお願いいたします。

下段、歳出の合計は、予算額 1 億 2, 3 1 1 万 6, 0 0 0 円に対し、支出済額は 1 億 2, 1 2 8 万 9, 8 7 6 円で、執行率は 9 8. 5 2 % となりました。

以上で、令和 4 年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号令和 4 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、本別町全体の下水道の普及状況について説明をさせていただきます。

各会計決算資料の 9 8 ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の令和 4 年度末における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が 2 8 8. 0 ヘクタール、管路延長が 5 万 1, 4 3 9 メートル、世帯数が 2, 8 6 8 戸、人口が 4, 2 4 4 人となっており、都市計画区域内の下水道普及率は 9 5. 3 %、水洗化率は 9 4. 0 2 % となっております。

なお、浄化槽を含めた汚水処理人口は 5, 4 4 6 人となり、汚水処理人口普及率は 8 6. 0 8 % となったところであります。

令和 4 年度の主な事業と決算の概況につきましては、特別会計歳入歳出決算書により説明させていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の 9 8 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額は 4 億 5, 2 3 9 万 5, 0 0 0 円、歳出総額は 4 億 4, 9 0 6 万 5, 0 0 0 円となっており、歳入歳出差引額 3 3 3 万円が実質収支額となり、翌年度に繰り越すこととしております。

次に、事項別明細書になります。

1 0 2 ページ、1 0 3 ページをお願いいたします。

歳入ですが、2 款使用料及び手数料、1 項使用料は、前年比 1. 6 8 % 減の 8, 4 4 7 万 6, 4 7 4 円となりました。

1 目公共下水道使用料の収入済額は 6, 9 5 1 万 7, 1 7 4 円で、収納率は現年度分で 9 9. 5 4 %、過年度分は 4 1. 3 8 %、2 目個別排水処理施設使用料の収入済額は 1, 4 9 5 万 9, 3 0 0 円で、収納率は現年度分で 1 0 0 %、過年度分については 3 1. 9 5 %、となっております。

次のページ、104ページ、105ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は、予算額4億5,220万1,000円に対し、収入済額は4億5,239万5,290円となったところであります。

次に、歳出ですが、106ページ、107ページをお願いいたします。

1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費、12節委託料の内、業務委託料4,292万1,497円の内訳は、終末処理場の維持整備業務委託料3,517万8,000円、汚泥の産業廃棄物に係る運搬処理委託料が649万8,297円、汚泥利用組合への汚泥運搬委託料が124万5,200円であります。

2款土木費、次のページ、108ページ、109ページをお願いいたします。

1項下水道費、1目下水道新設費、14節工事請負費5,859万7,000円の内訳は、污水管渠新設工事としてマンホール施設改修を161万7,000円で、終末処理場機器更新工事として監視制御装置の機器更新を5,698万円で実施しております。

2目個別排水処理施設新設費、14節工事請負費2,009万7,000円は、合併処理浄化槽6基分の新設工事費であります。

3款1項公債費は起債償還元金・利子で、年度末における起債の未償還元金は21億5,257万3,231円となっております。

次の下段、歳出の合計は予算額4億5,220万1,000円に対し、支出済額4億4,906万5,343円で、執行率は99.31%となりました。

以上で、令和4年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号令和4年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

令和4年度における水道事業の概況ですが、給水人口は4,434人、給水戸数は2,522戸、総配水量は56万3,367立方メートル、総有収水量は前年度比2.88%減の37万7,704立方メートル、有収率は67.04%となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

令和4年度の工事は、町道モップ沢道路配水本管更新工事を行ないました。

また、計量法による量水器更新工事により、228か所のメーター器の取替えを行なっております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比6.26%減の1億4,301万8,693円となっており、1項営業収益では、前年度比2.62%減の1億1,767万1,944円、2項営業外収益では、前年度比20.12%減の2,534万6,749円となっております。

次に、支出の総額ですが、前年度比5.76%減の1億3,953万2,376円となり、1項営業費用は、総係費人件費及び減価償却費等の減により、前年度比1.63%減の1億2,810万1,139円となり、2項営業外費用は、消費税納付額の減により、前年

度比35.90%減の1,142万6,525円、3項特別損失は、過年度の水道料金還付により4,712円となっております。

なお、税抜き額の明細は19ページから26ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、建設改良事業等の企業債、国庫支出金の増により、前年度比748.41%増の1億41万8,000円となっております。

支出の総額では、前年度比111.52%増の1億7,619万837円で、内訳は1項建設改良費では、主に工事請負費の増により前年度比332.31%増の1億1,295万2,413円、2項企業債償還金では、前年度比10.61%増の6,323万8,424円となっております。

資本的収支では7,577万2,837円の不足額が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金6,577万7,054円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額99万5,783円で補填いたしました。

なお、税抜き額の明細は27ページ、28ページに記載されておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比2.62%減の1億700万1,069円となっております。2の営業費用は、合計で前年度比1.81%減の1億2,533万5,705円、3の営業外収益は、前年度比20.16%減の2,532万63円となっております。4の営業外費用は企業債利息が主であり、前年度比16.13%増の1,423万7,190円となっております。5の特別損失は、過年度の水道料金還付により4,712円の増となっております。

全ての項目を差し引きますと、当年度は725万6,475円の純損失となったところであります。

なお、令和4年度末における企業債未償還元金は8億3,993万7,312円となっております。

6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。

下段に記載されています供給単価と給水原価ですが、1立方メートル当たり、供給単価は対前年77銭増の282円19銭、給水原価は有収水量の減により、対前年10円68銭増の350円33銭となっております。

以上で、令和4年度本別町水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 日程第4 認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

令和4年度本別町国民健康保険病院事業決算報告書。

（1）収益的収入及び支出、上段の収入ですが、金額は消費税込みの数値となっております。

1款病院事業収益は決算額11億5,123万3,202円で、そのうち1項医業収益は8億5,417万1,953円、2項医業外収益は2億9,706万1,249円、3項特別利益は0円となっております。

下段の支出ですが、1款病院事業費用は合計で11億5,342万5,827円で、そのうち1項医業費用が11億3,650万5,295円、2項医業外費用が1,692万532円、3項特別損失及び4項予備費は支出がありませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出ですが、上段の収入の1款資本的収入は決算額9,815万5,903円で、1項企業債は1,680万円を借入れしております。2項出資金7,014万6,000円は、企業債元金償還分と建設改良費にかかる令和4年度過疎債借入分を財源として受け入れたものです。

3項負担金は、361万9,000円を建設改良費の財源として繰入れたもので、4項繰入金は国保特別会計繰入金及び医療施設等整備基金の取り崩しで合計486万3,893円、7項寄付金は、3件合計20万円を受け入れたもの、8項道支出金は、感染症検査機関等設備整備費補助金252万7,000円を受け入れ、コロナウイルス対策の機器購入に充当したものでございます。

下段の支出では、1款資本的支出は決算額1億3,199万2,513円で、内訳は、1項建設改良費が4,812万8,914円、2項企業債償還金は元金償還の8,366万3,589円、3項投資20万10円は寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は3,383万6,610円となりますが、過年度分損益勘定留保資金3,050万1,060円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額333万5,550円で補填したところでございます。

次に、5ページをお開きください。

財務諸表の令和4年度損益計算書であります。これ以降、説明が無い限り金額は消費税の税抜き処理後の数値となっております。

1の医業収益の3行目中央列、合計8億5,019万5,126円から、2の医業費用6行目中央列、合計11億2,122万3,923円を差し引いた医業収支は2億7,102万8,797円の損失、3の医業外収益の7行目中央列、合計2億9,644万5,042

円から、4の医業外費用の4行目中央列、合計4,492万2,610円を差し引いた医業外収支は2億5,152万2,432円の利益、5の特別損益、6の特別損失ともに決算額はございませんので、事業収支の合計は下から3行目右列の1,950万6,365円の当年度純損失となります。

一番下段、当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金19億8,643万2,119円に当年度純損失を加えた20億593万8,484円となります。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

令和5年3月31日における貸借対照表ですが、ここの流動資産及び流動負債から地方財政法上の資金不足額の算定を行なってみますと、8ページ中段、資産の部の2、流動資産の6行目、流動資産合計は1億7,726万2,257円、次の負債の部、9ページ上段の4、流動負債の13行目、流動負債合計は2億671万3,167円となっておりますが、流動負債のうち3行目の(2)企業債のイ、建設改良に充てるための企業債7,765万8,177円は資金不足の計算から控除されますので、控除した流動負債は1億2,905万4,990円となり、先ほどの流動資産合計を下回っておりますので、資金不足という状況にはなっておりません。

次に、11ページをお開きください。

令和4年度事業報告書、1、概況。

(1)の総括事項につきましては、決算報告書及び損益計算書において決算額を申し上げておりますので割愛させていただきます。

次に、13ページをお開きください。

2、工事。

(1)建設工事の概況ですが、①建物は、空調設備更新計画策定に239万8,000円、②器械及び備品購入費は、医療用画像読取装置1式、以下、合計で6品目、消費税込みで4,110万7,693円の器械等を購入いたしました。

次に、14ページの3、業務。

(1)業務量であります。イの入院は、延べ患者数合計で1万3,018人、1日平均35.7人で、前年度比、延べ患者数で1,163人、1日平均では3.2人の減、率で言いますと8.2%の減となっております。ロの外来は、延べ患者数合計で2万8,246人、1日平均116.2人で、前年度比、延べ患者数で179人、1日平均で1.3人の減、率で言いますと0.6%の減少となったところであります。

また、入院患者数のうち、地域包括ケア病床利用者数は延べ1,830人、1日平均5人となっております。

次に、15ページ、16ページをお願いいたします。

上段の表(2)事業収入に関する事項であります。医業収益は8億5,019万5,126円、前年度比5.7%の減で、うち入院収益は3億1,282万5,808円、前年度比11.8%の減、外来収益は2億5,973万8,747円、前年度比1.6%の減となっております。

入院・外来とも収益の減少は、患者数の減少によるもので、常勤医の退職による影響

と年末のクラスター発生による入院制限による影響が大きいと考えております。

その他医業収益は2億7,763万571円、前年度比1.9%の減となっております。

医業外収益は2億9,644万5,042円で、前年度比5.0%の増となりましたが、主な要因は、その他医業外収益におきまして北海道からの感染病床確保促進事業補助金3,670万7,000円の交付によるものであります。

事業収入合計は11億4,664万168円で、前年度比3,717万8,089円、3.1%の減の決算となったところです。

下段の表、(3)事業費に関する事項であります。医業費用は11億2,122万3,923円で、前年度比0.9%の減となっております。内訳の主なものでは、給与費が7億5,753万9,935円で、前年度比1,584万5,886円、2.0%の減、材料費は1億1,111万1,108円で、前年度比5.3%の減、経費は1億7,227万6,864円で、前年度比10.2%の増となっておりますが、電気料及び燃料費の高騰、医師紹介手数料支出が増加の主な要因であります。

減価償却費は7,613万1,668円で、前年度比7.9%の減、資産減耗費は268万1,577円で、前年度比136.1%の増となっておりますが、更新前の医療用画像読取装置の除却による増加でございます。

医業外費用は4,492万2,610円で前年度比4.3%の増となっておりますが、雑支出におきます消費税の調整による負担増が主な要因でございます。

事業費合計は11億6,614万6,533円で、前年度比887万1,995円、0.8%減の決算となったところでございます。

以上、認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） お諮りします。

ただいま提案のありました認定第6号令和4年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、及び昨日13日議事とした認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第5号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する令和4年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、昨日から本日にかけて提案のありました認定第1号令和4年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する令和4年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午前 10時38分 休憩

休憩中に委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において令和4年度各会計決算審査特別委員会を招集します。直ちに議員控室に参集願います。これをもって通知済みいたします。

午前 10時45分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました令和4年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に阿保静夫委員、副委員長に水谷令子委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎日程第5 議案第63号

○議長（篠原義彦） 日程第5 議案第63号令和5年度本別町一般会計補正予算（第10回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第63号令和5年度本別町一般会計補正予算（第10回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、寄付金の受領に係る関係経費及び中体連大会参加出場費補助金の計上が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,034万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,316万3,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、2段目の17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金、指定寄付金1,000万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、本別町共栄9番地13にお住まいの高橋照子様からの指定寄付金であります。

その下、4節教育費寄付金、指定寄付金5万円の増額補正は、本別町南2丁目11番地にお住まいの故表弘様からの研修事業参加に対する指定寄付金であります。

次に、2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金、基金積立金、個性あるふるさとづくり基金1,000万円の増額補正は、高橋照子様からの寄付金を寄付者の意向により基金に積み立てるものです。

その下、10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金

補助金、中体連・中文連参加出場費 29万6,000円の増額補正は、中体連主催の全道・全国大会への参加出場が当初見込みより多くなったことにより補正するものです。

その下、4項社会教育費、1目社会教育総務費、7節報償費、奨励金、研修参加5万円の増額補正は、故表弘様からの寄付金を寄付者の意向により本別・南三陸ふるさと交流研修事業に充当するため増額するものです。

以上、令和5年度 本別町一般会計補正予算（第10回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号令和5年度本別町一般会計補正予算（第10回）について採決をいたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号令和5年度本別町一般会計補正予算（第10回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第64号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第64号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 議案第64号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、寄付金の受領による内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

第2条、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入、第7項寄付

金を1,020万円増額し、収入の合計を1億5,852万3,000円とするものです。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を1,020万円増額し、支出の合計を1億8,883万5,000円とするものです。

3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明であります。資本的収入、1款資本的収入、7項寄付金、1目寄付金1,020万円の増額は、本別町弥生町6番地2にお住まいの吉井誠様より20万円、本別町共栄9番地13にお住まいの高橋照子様より1,000万円、それぞれ寄付金を受けたものでございます。

下段の資本的支出、1款資本的支出、3項投資、1目医療施設等整備基金積立1,020万円の増額は、収入で説明いたしました寄付金について、積み立てるものでございます。

以上、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、資本的収入及び支出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 10時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（篠原義彦） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を

求める件についての、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年12月31日をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、中川郡本別町朝日町16番地4にお住まいの福家立雲さんを、人格、識見とも適任と判断をし、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため提案するものであります。

よろしく願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午後 1時31分 休憩

（議員の皆さんには、直ちに議員控室に御参集ください。）

午後 1時35分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり答申したいと思えます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件は、お手元に配布しました意見のとおり適任と答申することに決定をいたしました。

◎日程第8 同意第19号

○議長（篠原義彦） 日程第8 同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年10月20日をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、中川郡本別町北8丁目8番地6にお住まいの山根博和さんを、人格、識見とも適任と判断し、新任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件は、同意することに決定されました。

◎日程第9 意見書案第1号

○議長(篠原義彦) 日程第9 意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○7番(藤田直美)〔登壇〕 意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案を提出させていただきます。会議規則第14条の規定により提出いたします。案文の朗読をもって提案とさせていただきます。途中、文言の説明を入れたいと思います。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、防災・減災、国

土強靱化のための5か年加速化対策をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

ここで言うミッシングリンク、道路のミッシングリンクとは、高規格道路の未整備区間のことで、途中で途切れている区間のことを言います。ミッシングリンクの解消をすることで、高規格幹線道等の未整備区間の整備を推進し、都市間移動の速達性を高めます。北海道道東においては本町に分岐点があり、釧路方面及び北見方面への延長未整備区間の整備推進を指しております。

また、ダブルネットワークの構築とは、高速道路と代替機能を発揮する直轄国道との並行、二重化区間を強化することにより、災害時等の不測の事態に対応する道路の整備のことを指しております。

4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上、提案いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第2号

○議長(篠原義彦) 日程第10 意見書案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○7番(藤田直美)〔登壇〕 意見書案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。案文の朗読をもって提案といたします。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案。

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において、本町と北海道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成する

ため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなど優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスイエネジーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村においては必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第3号

○議長（篠原義彦） 日程第11 意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担

率1／2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

方川一郎議員、御登壇ください。

○8番（方川一郎）〔登壇〕 意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案。

本議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。なお、案文を朗読し説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するため、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1／2から1／3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1／2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において、段階的に35人以下学級が実現することになりました。しかし、中学校・高校については、依然として検討にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人減少していることから教職員増となっておりません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

2022年12月に文科省が発表した就学援助実施状況調査によると、要保護・準要保護率は、全国で14.28%、7人に1人となっていますが、北海道においては、全国で8番目に高い18.02%、5人に1人であり、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では、給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、自治体によっては、その措置に格差が生じています。さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向け、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、義務教育費国庫負担制度を堅持し、義務教育費国庫負担金の負担率を1／2に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現に向け、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、複式学級の解消等に向けた計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかること。

3、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消や図書費などの十分な確保、拡充を行なうこと。

4、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において、予算の十分な確保、拡充をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣地方創生であります。

議員各位の賛成をよろしく願いして、説明と代えさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは記書きの2番項についてお伺いをいたします。私自身こちらに記載の案文の趣旨といたしまして、教育環境の整備や教職員の待遇等の改善等については十分な理解を保持しているという前提のもとでございますが、記載のある地域の特性に合った教育環境整備、その後段に、複式学級の解消等に向けたというような記載がございます。

こちらにつきましては、地域の特性、例えば本町にもございますが、小規模校のようなものもあります。そうしたところに関しての複式学級というものについてはどのようなお考えでの、そういったものも全てなくするというを前提の上での案文となっているのかという点についてお伺いをいたします。

またこちら複式学級等については、案文の中段にもあります公立義務教育諸学校の学校編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律、こちら俗に言う標準法等によっても生徒数、児童数によって定められているものでありますが、本案文の中、本意見書の中では予算措置、予算の確保拡充のみを求めるといふ、いわゆる法改正等については求めていかないと捉えてよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 方川議員。

○8番（方川一郎） まず、最初の地方の特性という部分でありますけれども、それは細かくは私も承知しているところでありませぬけれども、それは教育の現場ではあるの

かなと想定はしているところであります。

また、法制度の関係については、当然これを実施していくには法整備も一部改正は必要だと捉えているところであります。

あとまた何かあればお願いします。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） さきにお伺いした点でございます。いわゆる複式学級の解消等という点でございますけれども、当然地域の特性に合ったというところで、例えばいわゆる過疎地、へき地等の学校といういわゆる小規模校ですよね、全校生徒が数十人しかないよというようなところについては、当然この標準法によって複式学級にせざるを得ないというところがあるわけです。例えば1学年に3名しかいません、4名しかいませんっていうところにも、全学年に教職員を1名ずつ、事務職員等も全て適切に配置をしていくべきだ、そういう予算措置を求めているものなんでしょうか。仮にですが、2番の質疑にもかかってくるんですけども、わかりましたと、3名に対して1名の教職員でも、少なくとも、その教職員を配置できるだけの予算措置をしますよというようなものがあつたとしても、こちらに記載のある標準法によって、2学年で16人以下だつたと思いますけども、その児童数生徒数を満たしていなければ、結局この法によって複式学級というものが構成されていくと私自身は理解しているんですが、この辺については、その法改正というものを求めていかなければ、実質上この予算措置だけを求めても齟齬が生じるのではないかと思料したところですが、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 方川議員。

○8番（方川一郎） 当然複式学級等は複数の学年等もあつて、やはり同じ1時間体制の中でもやはり限られる時間体制になってくるかなと理解しているところであります。そういう意味では、教職員をしっかりと学年ごとに配置するよう持つていくべきだと思いますし、それも含めて、やはり法改正もやっぱり必要になってくるとは理解しているところであります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 求めるとこのつまりとしては、複式学級っていうもの、そのものを撤廃していく、それに必要な予算措置ないしは法改正が必要だと、法改正についてはこの案文には包含されておられませんけれども、そうしたお考えのものと案文であると捉えてよろしいのか、お伺いをいたします。

また、仮に私のお伺いしたことがそのとおりであると、そういった趣旨であるという前提であれば、複式学級に関する国のメリット、デメリットっていうところ、長所短所というものが当然捉えられているわけでございます。繰り返しになりますが、本町においても複式学級の小規模校が存在するわけでございますが、そちらについてもどのような所見をお持ちなのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 方川議員。

○8番（方川一郎） 本町においても、そうした複式学級等で対応しているということは承知しているところでありますし、またそうした中で、やはりそれぞれの学年ごとに

きちっと教員配置等々がきちっと行なわれるということが、やはりこの趣旨としてはそういうことを求めているところでもあります。

また法改正の部分にはうたっていないと言いますが、それに準じたことは当然法改正等も行なわなければならないとは理解をしているところでもあります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第4号

○議長（篠原義彦） 日程第12 意見書案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝議員、御登壇ください。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 意見書案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。なお、提案の説明は案文の朗読によって代えさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書案。

今、自治体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化の整備、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には新型コロナウイルス、または多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、また大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記。

1、社会保障の維持・確保、人への投資も含め地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する自治体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方財政の確保をはかること。

2、新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行なうこと。

3、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

4、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き地域デジタル社会推進費に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

5、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準を改善するための予算措置をすること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援対策を講じるとともに、人材確保策を早急に策定し、実施すること。

6、まち・ひと・しごと創生事業費の1兆円については、新たに地方創生推進費として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。

7、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行なうなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

8、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行なわないこと。

9、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。併せて、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行なうなど、より抜本的な改善を行なうこと。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣少子化対策・男女共同参画、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

宮本議員。

○1番（宮本やよい） それでは1点お伺いします。

2番目について、新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行なうこととありますが、これは具体的に何を求めているのか、お伺いします。

○議長（篠原義彦） 高橋利勝議員。

○9番（高橋利勝） これについては、コロナウイルスについては、5月8日から季節性インフルエンザと同様な5類感染症に指定変更されたわけですが、それに伴って、例えばワクチン接種について自己負担となれば接種控えが起こる可能性もあり、また緊急対策となっていたワクチン接種が通常の定期的な接種となる場合など、自治体や医療機関における調整作業なども今後必要となりますので、そういった調整作業も含めて財政的な処置を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 実際に自治体で混乱が生じているということなんですか。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） そういう恐れがあるということで、あらかじめ財政的な措置をしてそういう恐れが起きないように対応するべきという考え方です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 具体的にどのような措置を求めるのか、お聞きします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋議員。

○9番（高橋利勝） 財政措置というのは、当然国から道や地方自治体に財政的なもので支援をして、そのスムーズにいくようにということで、財政求めるということと、あとは速やかな情報提供ということで、この状況、それぞれ5類になって以降のその状況、それぞれの自治体や医療機関における状況というものを新たに情報を速やかに提供してほしいという、そういう考え方の下になると思います。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、記書き2番についてお伺いをいたします。5類移行後

における保健所も含めた医療提供体制等ということでございますが、こちらにおきまして…。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午後 2時24分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは質疑を続けさせていただきます。

記書き2番の新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることないよう十分な財政措置や、より速やかな情報提供などを行なうことという記述がございます。こちらさきの答弁等からもコロナのワクチン接種等についても御答弁があったところでございますが、つまりは、現在は、いわゆる5類に移行されまして、これまでの国の関与による特別な対応というものから、今後については幅広い医療機関による自立的な対応と移行されたと。にも関わらず、コロナやコロナワクチンというものについては特別な対応として財政措置を行なっていくべきだと、このような趣旨で理解してよろしいのでしょうか。コロナやコロナワクチンについては、特別な財政措置、特別な扱いをなさいと、このような理解でよろしいのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 今梅村議員の質問もありましたけども、先ほどから申し上げてますように、ワクチン接種が5類になることによって当然自治体や医療機関における、今お話しのとおり新たな準備とかも必要になるわけです。それは、例えば接種に関わる周知や会場確保やさらには人員、事務経費、冷蔵庫等等、検査にかかる費用が必要になりますので、それを含めて国が財政措置をするべきであると求めているものでございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの御答弁の中で、例えばそのワクチン保管用のいわゆる冷凍冷蔵機能を擁した冷蔵庫と申しますか、ディープフリーザー関係だと思ふんで、そういうものでもう既に予算措置、国費による予算措置がなされて、自治体によって接種をなされたところにはもう既に配備配置されているものと私は捉えているところでございますが、それらを新たに求めていくということなのか。

またその会場等と申すことについては、例えば同じ5類ということでは、例えば同じ5類ということでは、例えばインフルエンザのワクチンとか、そういうところについても自治体、地方公共団体ごとに医療機関等と提携をとったりとかして、それぞれの自治、それぞれの地方公共団体の自立性のもとで運営がされているんですが、つまりはだからそういうところについても予算措置をね、コロナワクチン接種とかコロナの扱いについてだけ特別な対応を続けろとか、さらにしろということなのか、そういう理解でよろしいのかお伺いをいたします。

また繰り返しますが、新たな何か物品購入やそういったものの措置まで求めているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 私はそこまで具体的に承知してませんが、今申し上げたように、コロナワクチンの5類移行によって自治体並びに医療機関などがいろんな新たな準備をしていますけれども、それをさらに必要な部分については確保するということから、財政措置を求めるものだと思っています。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 例えばその個別具体的に冷凍冷蔵庫のその機能についてお伺いをしているとかそういったことではなく、趣旨としてお伺いをしているのもう一度改めてお伺いしますが、その詳細承知してないって、これの提出者でありながら詳細承知してないってことがまた適切かということにも関わってくるんですが、まずだからコロナやコロナのワクチン接種というものを5類に移行してね、今後はその地域地域、地方地方で自立的に運営していきなさいよとなったにも関わらず、特別な予算措置や特別な対応をし続けなさいっていうものがここで求めている趣旨なんですか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 特別ということではなくて、そういうことを予想をして、経費に係る部分について予算措置を求めているものでして、このことを特別にということではないと私は受けとめています。

また今、周知をしてないこと云々というお話がありましたが、あえて申し上げさせていただければ、前回の意見書のときにも梅村議員も周知してませんということは何度か申し上げています。しかし、私たちはその意見書の狙い、信頼が、意見書が正しいと思いましたが、その部分について賛成いたしましたけれども、この意見書については私はそれぞれの団体等からも依頼を受けて私たちはやっていますが、私なりの勉強はしているつもりですので、今答弁したような内容で、私はこの項目についてはこと足りると思っています。

（「動議です」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま高橋利勝議員より私が過去に提出した意見書案につきまして、趣旨といたしまして、正確な文言は捉えておりませんので趣旨としてでございますが、複数回にわたって周知をしていないというような御発言だったと思います、私の聞き取り違いかもしれませんが、いわゆるしっかりとした認識を持っていないという趣旨だと思いますが、それを複数回行なったということでございますが、こちらについては事実と異なると認識してございますので、会議録精査の上、適切なる措置を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午後 2時47分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。先ほど梅村議員の質問に対して高橋議員からの説明もございました。その中で不適切な表現もございましたので、今後気をつけて発言には十分注意してください。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの議長の措置につきまして、主語についても明確にしてください。

誰がその不適切な発言だったのかという点について、明らかにされたい。

○議長（篠原義彦） そこまでやります。

○5番（梅村智秀） はい。

○議長（篠原義彦） 局長のほうから説明します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 今内容の説明等を求めているのではなくて、議長が今おっしゃられた件についてでございます。不適切な発言等もあったと、確認されたというような御趣旨の御発言がありましたので、誰による不適切な発言、そのどの部分が不適切な発言と捉えられているのかという点について、主語を明らかにされたいということでございます。

○議長（篠原義彦） 意見書の議論ですから、そのことに対して関係ないと。高橋議員の言ったことは関係ないということですから、今後気をつけてくださいということです。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの議長のお話を精査いたしますと、高橋議員による発言が意見書のね、このやり取りの中で、質疑と答弁の中では必要のない不適切なものであったと捉えてよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 全文でなくて、その中にそういう言葉があったということですから。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 高橋議員の全ての発言が全文がということではなくて、議長がおっしゃっている不適切な発言というものは、このやり取り、議論の中で高橋議員によってなされたものであると理解してよろしいのかお伺いをしてございます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員のほうから質問に対し説明の中に、過去そういう意見書の中のやり取りもあったということが発言あったので、そのことは意見書に対して今回は関係ないですから、今後気をつけてくださいということです。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） わかりました。

ですから、それは高橋議員に対してなされている注意と捉えてよろしいのかお伺いしてございます。

○議長（篠原義彦） はい、そのとおりです。

ほかの方、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 意見書案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書に反対の立場で討論を行ないます。

まず、実際に自分が臨床現場で働いていて、コロナは特別なものではないと実感しています。5類となり、国が一律に医療体制を制限したり、特別な感染対策を求めることはなくなりました。インフルエンザと同じように、各自治体が状況に応じた適切な対応をし、解決するべきだと思います。

また、既に300兆円の国費がコロナ対策費として使われてきました。これ以上コロナ関連に国費を求める必要性はないと考えます。

よって、本意見書案には反対いたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案、地方財政の充実・強化に関する意見書に賛成の立場から討論を行ないたいと思います。

提案されているのは、地方財政の充実を求めるものであって、その中にコロナ対策等の充実も含めて全体で10項目ですか、10項目の要望が出されているわけです。これら一つ一つが地方自治体の抱えている課題にリンクするものであり、私はこれを全体を通して地方財政の充実・強化を求めていくということは妥当なことだと思っておりますので、当意見書については賛成の立場で討論といたします。

皆様の御賛同のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、意見書案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書案に対しまして反対の立場で討論を行ないます。

地方自治を充実させるため、継続させるため、持続可能なものとするために一定の国費の負担、そうしたものについては必要であると私自身も認識をしているところであります。

記書きの2番項にございます新型コロナウイルス感染症対策につきまして、現在においては既に5類に移行がなされており、5類にある他の感染症と比較をいたしまして、さらなる国費対応であるとかそういったものについて、いわゆる特別な措置、特別な対応というものは、これ以上のものは必要がないと私自身は捉えているところであります。

5類に移行したわけでありますから、厚生労働省が示しております今後につきまして、

このコロナの対応についても地方公共団体等の自立的な運営というものが求められているわけでございます。さらなる国費による特別対応等をなされることによって、それらが阻害されるという懸念もありますので、真に自主、自立、自分たちの足で立ち、自分たちの町、地方公共団体を守っていく、自立的な運営をしていくという観点からも、こちらの記書き2番項については賛同することができません。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから意見書案第4号地方財政の充実強化に関する意見書を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第5号

○議長（篠原義彦） 日程第13 意見書案第5号肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 意見書案第5号肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書につきまして、案文の朗読をもって趣旨説明を行ないます。

北海道の農業は、国民の食料を安定供給する食料基地として、また、国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たす産業として、本道の地域経済・社会を支える重要な位置づけにあります。

こうした中、コロナ禍後を見込んだ経済回復やロシアのウクライナ侵攻等によって肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が急騰し、高騰対策として、去年は国をはじめ、北海道や市町村では営農継続に向け、地方創生臨時交付金などを活用した対策が講じられました。しかしながら、国が措置した肥料高騰対策は、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いことから、全国一律の価格高騰率40%を使用する算定式では、北海道の高騰率78%との乖離が大きく、十分な補填対策となっていないと生産者からの声が相次いでいます。このため、国に対しては、価格上昇分を確実に補填される対策が求められて

います。

一方、6月からの新たな肥料価格が前年よりも19.4%、こちらはホクレン主要銘柄、引き下がり、全国でも28%、こちらは全農扱い、値下がりしました。このため、国は、直接的な補填対策を行わないとして、使用量の低減を定着させる事業を措置し、協議会当たり500万円を上限とした追加対策を示しましたが、専門的な農業を多く占める北海道にとっては、支援額が小さく経費を補う対策につながるのか懸念されています。また、価格が下がったとはいえコロナ禍前と比較すると依然として高い水準にあり、為替相場は再び円安傾向となっているため、さらなる価格高騰を招くことが危惧されています。

加えて、6月から石油元売り企業への国の補助金が段階的に縮小していることから、ガソリン価格がリッター180円を超える状況にあり、これに連動して電気料金も大幅に値上がりしています。

このままでは、昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があることから、今後の食料安定供給にも大きな影響を与えかねません。

つきましては、地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、生産者の負担軽減対策に資する生産資材価格高騰対策について、下記事項を要望いたします。

記。

1、令和4年度における国の肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく、十分な補填対策となっておらず、価格が高止まりしていることから、高騰分が確実に補填されるよう、本年度もさらなる対策を講ずること。

2、ウクライナ情勢の長期化や円安傾向の中で、石油元売り企業に対する補助金の削減で燃油価格が値上がりし、これと連動して電気料金も大幅に引き上がっており、国民生活のみならず地域経済を支える農業への影響も大きいことから、国の高騰対策を継続・強化すること。

また、地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取組みが行なえるよう、地方創生臨時交付金など地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上、議員諸兄姉の御賛同を賜りたく、よろしく御審議を願うものでございます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(篠原義彦) 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申出は、申出のとおり決定をいたしました。

◎日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(篠原義彦) 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のあった閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎日程第16 議員派遣の件

○議長(篠原義彦) 日程第16 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

(発言する者あり)

○議長(篠原義彦) 暫時休憩をいたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎閉会宣告

○議長(篠原義彦) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付託された事件は全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第3回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午後 3時51分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 9 月 1 4 日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 梅 村 智 秀

署名議員 丑 若 浩 行